日本の戦争犯罪

過去と現在



日本の戦争犯罪

過去と現在

李 鍾 賢

朝鮮・平壌
外国文出版社
チュチェ88（1999）

編集部まえがき

日本軍国主義の犯罪的軍閥集団は 50 数年前に壊滅したが、その亡霊はいまも生きつづけている。

第 2 次世界大戦の終結後、東条英機らＡ級戦犯を処刑した極東国際軍事裁判の判決が公然と否定され、かつて朝鮮とアジアの人民にはかり知れない災厄をもたらした侵略戦争が、「自存自衛」のための「正義の戦争」、アジア諸国を西欧植民地主義から解き放つ 「解放戦争」として美化されている。

佐藤内閣時代、外相椎名悦三郎は、西ヨーロッパ帝国主義の牙からアジアを守り、日本の独立を維持するため、台湾を経営し、朝鮮を併合し、満州に五族協和の夢を託したことが日本帝国主義というなら、それは栄光の帝国主義であると強弁した。

これは日本が「明治維新」（1868 年）から敗戦までの 100 年近くの間、侵略と略奪をこととした帝国主義的犯罪の再演出を予告する危険きわまりない宣言である。このような妄言は、20 世紀末のいまもやむことなくつづいている。

1995 年 8 月、敗戦 50 周年に際して日本を訪れたドイツの前大統領リハルト・フォン・ワイツゼッカーが「自らの歴史を正す勇気のない人間は、今日自分がどこへ来ており、なんのために来ているのか理解できないであろう。過去を否認する人間はいつかまた過去をくりかえすであろう」と言ったが、世界がかれに共感したのは当然

であろう。

21世紀を目前にしたいま、日本の戦争犯罪を改めて吟味するのは決して意味のないことではなかろう。とくに、第2次大戦を体験していない若い世代が人口の70%を上まわる、アジア諸国の現状からしてもその重要性は首肯できるであろう。

歴史の正しい認識は未来のための不可欠の条件であるという名言を思い起こすことで本書の序に替えたいと思う。

チュチェ88（1999）年

目　　次

1　平和にたいする罪

(1) 日本の軍国化

第 2 次世界大戦後、日本人戦犯を審判した（1946 年 5 月～1948 年 11 月）極東国際軍事裁判所の条例は、平和に対する罪とは、「宣戦を布告、または布告しない場合の侵略戦争、国際法、条約、協定、誓約に違反する戦争を、計画し、準備し、開始し、実行したこと、または、これらの行為を達成するための共同の計画や謀議に参加したことである」と規定している。

平和に対する罪は、国家間の紛争ないし意見の相違を、国際法と条約、平和と正義の原則にもとづいて解決するのではなく、武力によって他国を屈服または征服し、それによって国際的平和と正義、信頼関係を破壊する罪を指す。この様な罪には、侵略戦争を鼓吹する思想的・精神的準備から政治的・軍事的準備および侵略戦争にいたる全過程が含まれている。

こうしてみると、日本の平和に対する罪は、軍国化の道に踏み入ったその始原から考察するのが正しいと言えよう。軍国化こそ日本のあらゆる戦争犯罪の原点なのである。

1868 年の明治維新によって政権を握った日本の軍閥官僚集団は、強盗さながらの「征韓論〔注〕」を国是としてうちだし、その実現に乗り出した。

「征韓論」はそれ自体が犯罪的な侵略論理であった。それは従来の

善隣関係をぶちこわし、朝鮮征服を公然と呼びかけた犯罪行為である。

〔注〕　明治維新後、欧米諸国より後れて資本主義の道に入った日本は、政治的・経済的立ち後れを挽回し、列強との交易の「損失を…埋める」ために「征韓論」「富国強兵」を叫んで、朝鮮をはじめアジア諸国への侵略を企てた。

朝鮮の征討をはかった「征韓論」は、「大東亜共栄圏」構想の先駆けであった。

すでに、1854 年欧米列強の圧力で開国した日本は、朝鮮、満州を併合せずには日本の独立は期し難いとし、「至急軍備を改良し、軍艦を具備し、大砲を補充するとともに、直ちに北海道を開拓し、機に乗じてカムチャッカとオホーツクを奪取し、琉球を宥め朝鮮を叱責し」「昔日の繁盛期の如く北は満州を割き、南は台湾とルソン島を手に入れ」まず「奪い易い朝鮮からはじめて満州を取り、中国を従属させるべき」だとした。

維新後日本政府の首脳層によって提唱された「征韓論」は、「国策」上の根本問題としてアジア大陸「制覇」の野望と密接に結びつけられた。

かれらは、朝鮮は、北は満州とつながり、西は清国に接する地であって、これを征服すれば実に「皇国」保全の基礎となり、以後、満州経略の基本となる。もし他国に先んじられるならば、国家は失敗に帰するであろうと論じた。

このように「征韓論」は、好戦的な日本軍国主義者の最初の大陸侵略論であり、アジアひいては世界の制覇を夢見る血に飢えた侵略計画であった。

朝日関係は1609年6月の「己酉約条（慶長条約）」によって、「壬辰倭乱（豊臣秀吉の朝鮮侵略）」（1592年〜1598年）による敵対関係が解消され、平和が回復した。以後260余年間、両国の間には信頼と平和が保たれ、通商と使節の往来が慣例によって正常におこなわれた。

ところが、明治維新後、資本主義の道に踏み入った日本政府は「国交回復」の名のもとに、朝鮮政府に従属的な不平等条約の締結を押しつけようとした。それは、「征韓論」を外交手段によって実現しようとするものであったが、これが一蹴されると、日本は武力による朝鮮征服を企てた。

「征韓論」の犯罪性は、朝鮮の併呑にとどまらず、朝鮮を足場にしてアジア大陸をも侵略しようと企てたことにある。軍閥官僚政権はその犯罪的な侵略野望を達成するために日本を軍国化へと導いたのである。

日本軍国化のバックボーンは絶対主義的天皇制であった。

日本軍国主義者は天皇を「天孫」という宗教的ヴェールで包み「国民統合」の象徴にまつりあげた。天皇主義の主要な目的は国民をたぶらかし侵略戦争に駆り立てることにあった。かれらが中世的な宗教的教理――天皇主義を国家の軍国化に利用しえたのは、当代日本社会の後進性にもとづくものであった。明治維新後、日本は資本主義への道に入ったが、農村には封建的な支配関係がそのまま残っていた。これは日本の資本主義が未成熟の脆弱な資本主義であったことに起因している。近代文明から取り残された無知蒙昧な幾千万の農民大衆は、宗教的教理――天皇主義を広める社会的基盤であった。

絶対主義的天皇制は、主としてその政治的・経済的地盤を固める

ことによって強化されていった。

明治政府はまず、1869 年の「版籍奉還」「廃藩置県」「官制改革」などによって分権化していた幕藩支配体制を覆し、天皇制にもとづく中央集権的軍閥官僚支配体制をきずきあげた。さらに天皇制の社会的・階級的地盤を拡大するため、いわゆる「身分制の整理」「秩禄処分（士族に与えていた俸禄制度の整理)」「地租改正」を実施し、社会階級関係を中央集権的天皇制政権に有利に再編成した。身分制度の「改革」によって、従前の四民（士農工商）および、えた、賎民は、皇族、華族、士族、平民に改められた。皇族は雲上人としての最高の封建的権威を維持し、旧公卿・大名は華族、武士は士族、その他は平民となったのである。明治政府によるこの身分制「改革」は、天皇制政権の階級的地盤を固める措置の一つであった。

1873 年 7 月、明治政府は「地租改正条例」を公布して、地主により過酷な農民収奪の法的根拠を与えた。「地租改正」によって、小作料は 61％から 68％に増加した。

明治政府は農民を収奪して軍需産業の発達を促す一方、特権的財閥の育成によって軍国主義政策の社会的支柱を作りあげた。徳川幕府（1603 年～1868 年）の格別な庇護を受けて肥大化した三井、小野などの豪商を優遇する一方、人民収奪によって創設した官営企業を払い下げ、国家助成をおこなうなどの方法で新興財閥を育成した。三菱財閥はその代表例である。

中小企業家と違って軍国主義政府の政治的保護のもとに育った財閥は、普通、政治財閥と言われた。政治財閥は軍国主義の侵略・戦争政策に徹底的に服務することにその基本的特徴があった。地主と政治財閥は日本軍国主義を支える双子の柱であった。

日本の軍国主義政策を支えた天皇制は、日本国民を「大和魂〔注〕」にもとづく天皇の盲目的崇拝者に作りあげ、果てしない侵略戦争のいけにえとしたことに、その犯罪性がある。

〔注〕 大和魂は武士道の国民的規模への展開とされるが、武士道は「武勇」と「主従道徳」を軸とする道徳理念で、日本軍国主義の精神的・道徳的支柱であった。それは武士の守るべき「戦場道徳」が次第に抽象化され、これに武士階層の階級的利害関係がからまり、神道、仏教、儒教などとも作用しあって、宗教的色彩が濃厚な倫理思想として完成された。

武士道の基礎をなす「武勇」と「名誉心」は蒙昧な武士たちにうつろな自尊心と無謀な犠牲精神を植えつけ、戦場でがむしゃらな行動に駆り立てたのである。そして「主従道徳」は「忠誠」の名のもとに、武士たちを極端な冒険と殺戮へと走らせたのである。武勇、名誉のためには死をもいとわぬ自尊心と同僚への信義などは、他のあらゆる「徳目」とともに、日本武士の好戦的で粗暴な精神的・道徳的特質を規定する要因の一つとなった。

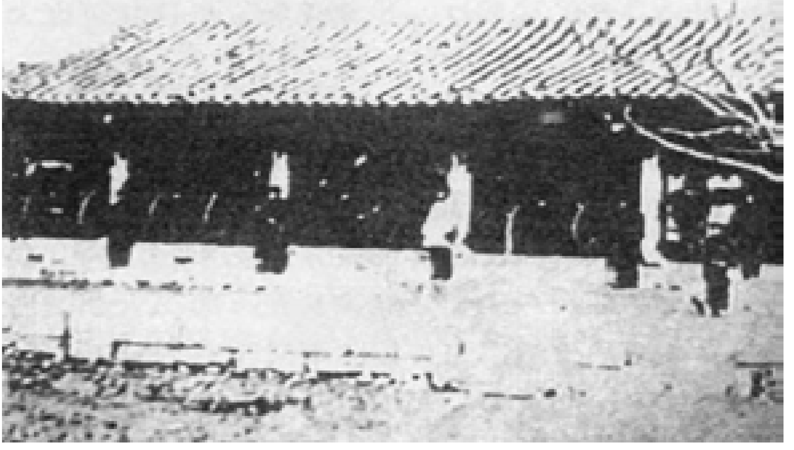
このように武士道は、日本武士特有の道徳的・精神的理念として、国家社会生活の全般に軍国主義的風潮を蔓延させ、明治維新後は国粋主義的な「忠君愛国」思想と神道とならんで日本軍国主義の思想的・精神的支柱となり、「大和魂」と呼ばれるようになったのである。

日本の軍国化で重要な意義を持つのは膨大な軍隊の常備である。明治政府は、1873 年、徴兵令を布告した。

幕府時代の「藩兵制」を廃し、国民皆兵制を定めたのは、第 1 に、諸藩主から兵権を取りあげ、これを中央集権化することによって天皇制の軍事的地盤を整え、第 2 に、武士にのみ限られていた兵力源を大きく拡大することにあった。

徴兵制の実施によって、殺人と略奪を専らとしていた 40 万強の武士集団に代わって、新しい近代的常備軍が出現した。

こうして作られた日本軍には、きびしい身分的位階制が布かれていた。将校は士族に限られ、将官は門閥士族で固められた。労働者、農民ら平民出の兵士は兵役の重荷と棍棒の規律にあえぎ、果てしなくつづく侵略戦争の弾よけにされた。



「江華島条約」の強制調印場を包囲した日本軍

軍内では天皇崇拝と人種主義、排外思想が鼓吹され、軍紀への盲従が強要された。

明治政府は当初から莫大な軍事費を投じて兵力を増強していった。1871 年 10 月～1872 年 11 月には国家予算の 3 分の 1 を上まわる

2, 442 万円が軍事費に支出された。

明治政府は、旧幕藩営の軍事工場を接収して拡張する一方、1868 年、東京砲兵工廠、1870 年、大阪砲兵工廠、1874 年には板橋火薬製造所などの軍需工場を強行裏に建設した。

海外侵略をめざした日本の軍国化過程は、それ自体が平和に対する罪である。それは、その後の日本軍国主義の海外侵略行為が如実に示している。

軍国主義者たちは日本の軍国化に拍車をかけながら、東北アジアにおいて戦略的に重要な位置を占める隣国朝鮮を海外侵略の最初の対象に選んだ。

かれらは、1875 年 8 月、「雲揚号〔注1〕」事件をひき起こし、1876 年 2 月、砲艦外交をもって侵略的な「江華(カンファ)島条約〔注2〕（「日朝修好条規」)」を強引に「締結」した。日本のこのような侵略行為は朝日間の安全と平和を破壊し、両国間に不和の種を播く平和に対する罪であることは改めて論ずるまでもないであろう。

このとき以来朝日関係は、侵略と被侵略、加害者と被害者の関係に変わり、朝鮮に対する日本の戦争犯罪の歴史がはじまったのである。

〔注1、2〕　明治維新後、海外侵略に乗り出した日本軍国主義者は、朝鮮政府の対日強硬派大院君が失脚し、事大派の閔(ミン)氏一派が政権を握ると、軍艦「雲揚号」を送りこんで朝鮮を挑発した。1875 年 8 月、「雲揚号」は朝鮮の西海岸にある江華湾に不意に侵入した。朝鮮側が自衛のために砲撃を加えると、平和的住民地帯に艦砲射撃を加えて 600 余名を殺傷した。

ついで 1876 年 2 月、数隻の軍艦を派遣して威圧を加えな

がら「雲揚号」をゆえなく砲撃したとして朝鮮側に謝罪を求め、通商条約の締結を強要した。これが「江華島条約（「日朝修好条規」）」で、これを機に朝鮮侵略が本格化された。

（2）日清戦争と日露戦争

極東国際軍事裁判所で米国における「極東問題のオーソリティ」とされるバランタインは「日本は近代国家として出発した殆どその時から、軍国的膨張政策を続けて来た」と断定し、その例証として、日清、日露の戦役から満州事変、支那事変などにいたる侵略戦争のはざまは、たんに足場を築くための期間にすぎなかったと証言している（『東京裁判』上 1962 年、東京裁判刊行会 537 ページ）。

バランタインは、近代日本の侵略と戦争政策の特徴をかなり正しく指摘している。

江華島条約によって、朝鮮は半植民地従属国に転落した。日本につづいて、欧米資本主義列強も 19 世紀末から 20 世紀初にかけてつ



朝鮮の支配を張り合う日清露 3 国を風刺した当時の新聞漫画

ぎつぎに朝鮮と不平等条約を結んだ。こうして、朝鮮は資本主義列強間の激しい角逐の場となった。

まず、この角逐は日本と清国の間でくりひろげられた。、

日本の朝鮮侵略が自国への侵略につながることを恐れた清国は、朝鮮の地で日本と制覇を競った。

朝鮮に侵略の足場をきずいた日本は、次の目標を清国に定めた〔注〕。しかし、新興軍国日本にはまだ「老大」清国を征服するだけの力がなかった。

〔注〕　明治維新後、日本は「征韓論」と並んで「大日本帝国」の樹立に向けた「大陸政策」を完成し、その実現に乗り出していた。

18 世紀末、本田利明は、カムチャッカから西方中国に至る一大城郭を建立することを主張し、同時代の佐藤信淵は、日本が一番獲得しやすいのは「支那」の満州であるとしている。

19 世紀中葉、江藤新平は中国はアジアの中原であり、それを獲得できない者は危機に陥り、それを獲得する者はアジアを支配し、さらに、政治の安定、整理後、米国、ロシア、ポルトガルと世界の制覇を競うことができるであろうと説いた。

1893 年以後、日本の政策論議はもっぱら 1858 年欧米諸国と結んだ不平等条約の改正と、対外強硬策を主な内容とする「国権論」へと移っていった。

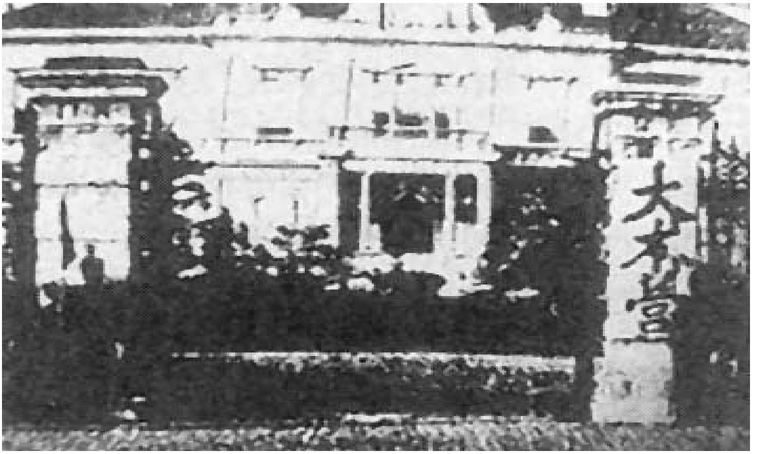
1893 年 6 月の「大本営」設置後、国権派が主導していた「欧米諸国との対等条約、民族国権の回復運動」は、「韓国、清国に対する国威の涵養、民族の優位をはかる運動」にとってかえられ、対清強硬策つまり「清国討伐」の主戦論が頭をもたげた。

このような状況のもとに、日本軍国主義者は軍備拡張 10 か年計画を立案し、侵略戦争を準備していった。この計画は国の軍国化に拍車をかけるものであった。

1880 年代に入ると、日本は天皇制の強化をテコとして軍国化を促した。

1884 年の「華族令」の制定によって、旧公卿・大名の家系の呼称にすぎなかった華族に官僚・軍閥の上層と維新の功臣も含められ、家門と功労によって公・侯・伯・子・男の爵位が授けられた。華族は世襲制で、皇族との婚姻も許された。日本が、このような華族制度を制定したのは、旧公卿・大名、官僚、軍人、大地主、大資本家らの「権威」を高めるとともに、皇族との血縁的なつながりをつけることによって、天皇制を社会的、政治的によりしっかりと固め、天皇守護の防壁をきずくことにその目的があったのである。

日本の軍閥・官僚統治集団は、1885 年、太政官制を廃止して内閣



1894 年、日本大本営が設置された

制を創立し[注]、軍事以外の全権力を内閣に集中させた。内閣は天皇に直属した。ほかに内閣の外にあって皇室の事務を司る宮内省と、内閣にも宮内省にも属さない内大臣制が設けられた。内大臣は御璽、国璽を尚蔵し、天皇を常侍、輔弼した。このような中央官制の改革は、絶対主義的天皇の権力を強め、天皇を項上とする軍閥官僚体制を固めることにその目的があった。

〔注〕　鎌倉・室町・江戸時代の武家政権を幕府と称したが、幕政によって王権は弱まり、天皇はその間名目的存在にすぎなかったが、1860 年代から幕府の実権は次第に朝廷に移り、1867 年 11 月 8 日の「大政奉還」により 676 年間続いた武家政治は終わりを告げ、政権はたてまえとして天皇の手に戻った。1868 年 1 月、朝廷は「王政復古の大号令」を布告し、「維新創業の基本方針」を明らかにした。維新政府は年号を改め、この年を「明治元年」とした。

明治維新は中世的な幕府政権を覆し、形式上、立憲君主制を標榜する、資本主義体制を確立した出来事で、好戦的な武士層と一部の親王、公卿、藩主が権力の座について天皇制軍事官僚支配体制を樹立し、ここに幕府時代の政治、経済、軍事、思想、文化の全般的分野にめばえていた軍国主義的要素が資本主義の土壌で大きく助長され、完成されていったのである。

1885 年 12 月 22 日、「太政官達」第 69 号によって前近代的な太政官制は廃止され、それに代わって内閣制が出現した。初代伊藤博文内閣の閣僚 10 名のうち 6 名が武士出身であったことは、政権の軍事的・封建的性格を浮きぼりにしている。こうし

て日本の軍国化を上から押し進める社会的・政治的土台が構築されたのである。

天皇の絶対権力は、1889 年 2 月 11 日に公布した「大日本帝国憲法（明治憲法)」によって法的に確立した。

明治憲法では、国の主権は天皇にあり、天皇は神聖不可侵とされている。内閣と全官吏は、自己の活動について「議会」や国民ではなく、ひとり天皇の前でだけ責任を取ることになった。議会は貴族院と衆議院の 2 院制で、両院の権能は対等であった。しかし、そのことは、300 名内外の皇族と華族が 5,000 万（当時）の国民と対等の権能を持つことを意味した。議会は法律を議決するが、裁可権は天皇にあった。事実上なんらの権限もないこのような「議会」の選挙にも、多数の勤労者はさまざまな制限措置によって除外された。

明治政府は「大日本帝国憲法」により天皇の絶対権を法的に確定することによって軍国主義的支配体制をいっそう固めることになった。

1890 年 10 月、明治政府は天皇制を精神的に支える目的をもって、「教育勅語〔注〕」を発布した。

〔注〕　「教育勅語」は、教育を通して軍国主義の牙城天皇制を粉飾し、天皇への盲目的崇拝と服従を説く、天皇主義の基礎原理を明らかにしたもので、封建的な儒教倫理観である「忠孝」を国民道徳の基礎とし、国民は天皇に絶対服従すべしとする「天皇を道徳の基礎とする国家教育」の施行を規定している。教育勅語は「軍人勅諭」（1882 年 1 月）の学生版といえるものである。「軍人勅諭」は天皇は軍隊の大元帥であり、したがって天皇は軍人をわが手足とし、軍人は天皇を頭としてあがめよとしてい

るが、ここでも天皇への恭順と絶対服従および犠牲をいとわぬ忠君愛国の臣民教育を天皇制教育の「理念」としている。

その後、1891 年に公布した「小学校教則大綱」によって、天皇への崇拝と服従を説く「修身」が筆頭科目となり、また「紀元節」や「天長節」などの「祝祭日」が学校の主要行事となった。

日本の軍国化の危険性とその犯罪性は、それが海外への侵略戦争準備の一環であるというところにあった。

明治政府は、軍国化をおし進める一方、清国への侵略戦争に向けた軍備拡張 10 か年計画に総力を傾けた。

1882 年 12 月に作成された「大陸作戦」をめざす軍拡 10 か年計画は、1884 年から向こう 10 年間に師団編制による陸軍の再編を終え、海軍では 8 年間で戦艦 5 隻、水雷艇 12 隻など大小艦船 32 隻を建造することを目標にした。

1880 年代、明治政府は、この膨大な侵略武力の建設をめざして、国家予算（当時国家予算を支えたのは納税者の絶対多数を占める農民の血税であった）の大半を軍備拡張にまわした。

1880 年、山県有朋は財政の窮迫は軍備拡張に反対する理由にならない、強兵は富国の基礎であり、その反対ではありえないと壮語している。かれは強兵が富国の基礎であると豪語したが、当時人びとは、それを飢民の血税によって強行されているとして、「貧国強兵」だと皮肉った。

軍拡 10 か年計画の遂行によって日本の軍備は急激に拡張された。

1873 年当時、日本の陸軍兵力は 1 万 6, 000 名だったが、1890 年には近衛師団を含む 7 個師団、6 個の憲兵隊、北海道屯田兵（約 1 万名）

の5万3,000名にふくれあがり、予備役まであわせると、25万6,000名を数えた。15年余りで日本の侵略兵力は22倍以上になったのである。海軍の艦船増加状況を見ると、1873年に鉄甲船2隻、鉄骨木被船1隻、小型木船12隻だったのが、1890年代には軍艦25隻（総排水量5万1,000トン）、水雷艇10隻に達した。艦船はたんに数的に増加しただけでなく、装備も最新技術が取り入れられていた。

明治政府は、軍部内の指揮体制も侵略戦争に有利に改めた。

1878年12月、政府は陸軍省内にあった参謀局を独立させ参謀本部とした。天皇直属の参謀本部は内閣と対等の地位を占め、海外出兵作戦など一切の軍事行動を指揮統制し、内閣の干渉を許さなかった。また参謀本部の決定は内閣内の陸軍省に下達された。陸軍省は参謀本部に従属していたのである。

参謀本部の独立は、国政を好戦的な軍閥官僚支配者たちに一任したことを意味していた。

明治憲法により軍部の統帥権の独立が保障された結果、軍部は議会と政府に拘束されることなく自由意思で侵略戦争を起こすことができるようになった。日本軍国主義者は、1893年4月、「軍隊出動準備品取扱委員会」を設け、5月には「戦時大本営条例」を制定し、「海軍軍令部」を独立させた。これらの措置は、日本の侵略戦争準備が1893年に完了したことを語るものであった。

1894年初、朝鮮で大農民戦争（甲午農民戦争）が起こると、侵略の機会を狙っていた日本は、居留民「保護」を名に朝鮮に出兵し、清国勢力を駆逐して朝鮮に対する植民地支配権を確立しようとした。

1894年6月2日夜、内閣総理大臣伊藤博文の官邸で臨時閣議が開かれ、朝鮮への武力干渉を決定し、動員兵力を確定した。

一方、清国は腐敗、無能な李朝封建政府の出兵要請を受けて、6月8日～12日、3隻の軍艦と1,500名の兵力を出動させた。清国軍は牙山(アサン)上陸後、牙山－公州(コンジュ)一帯を占領して農民軍鎮圧態勢を整えた。清国は出兵に際し、1885年の「天津条約」に従って日本にそのことを通知し、また暴動鎮圧後ただちに撤退する旨をも日本政府と北京駐在ロシア公使に通告した。

清国軍の朝鮮出動を奇貨とした日本は、これまた「天津条約」を盾に1万に余る兵力を6月9日から月末まで月尾島に送りこみ、そこからソウル――仁川(インチョン)一帯を占領した。[注]



1894年甲午農民戦争を
指導した全琫準

〔注〕　1994年7月23日、共同通信はあらましつぎのように報じた。

新たに発見された文書には、1894年の日清戦争前夜に日本がソウルを占領したことは、日本皇軍による周到に計画された陰謀であったことを示していると、奈良女子大名誉教授中塚明が指摘した。かれは、新たに発見された資料は日本が当時朝鮮侵攻の明確な意図をもっていたことを示すもので朝鮮の国権回復を助けるために軍隊を派遣したという軍部の公式声明は偽

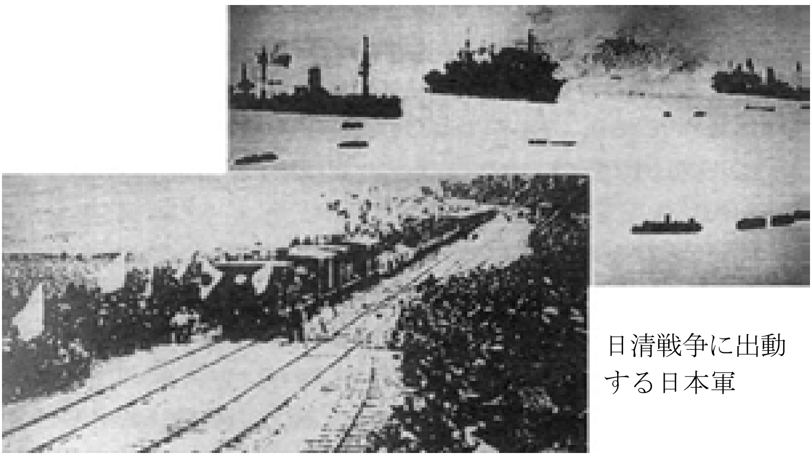
りであると述べている。

朝鮮で発生した蜂起を鎮圧するために派遣された日本軍と清軍の一連の衝突後、日本は、8 月 1 日、正式に宣戦を布告した。

この戦役は日本近代史の分水嶺をなし、これをきっかけに軍部は日本の政治を掌握し、国の対外政策はアジアへの領土拡張へと方向を転換した。

こうして日清両軍は朝鮮で対峙し、いまや戦争は避けられないものとなった。

10 有余年、清国侵略戦争を準備してきた日本は、1894 年 7 月 25 日早暁、朝鮮西海の豊(プン)島沖で清国艦船を奇襲して致命的な打撃を与



日清戦争に出動する日本軍

えた。戦略的に有利な界線を占めていた陸軍部隊も同じ日に機動を開始し、29 日、忠清(チュンチョン)道成歓(ソンファン)で清軍の主力集団に奇襲をかけて壊滅させ、10 月 25 日には鴨緑(アムロク)江を渡り、作戦地域を北方へ拡大していった。朝鮮の全国土は日本軍国主義者がしかけた侵略戦争によっ

て火の海と化した。

当時、日本の御用出版物は日本軍を「野蛮に対する文明の軍隊」「建国以来培われた大和魂は国難にあたり燦然と輝くであろう」と書き立てた。

「文明の」国日本がしかけた日清戦争は、朝鮮を占領し、大陸中国にまでその勢力を延ばそうとした犯罪的な侵略戦争であった。

日本は 8 月 20 日、李朝政府に迫り侵略的な「暫定合同条款」を、8 月 26 日には「朝日同盟条約」をおのおの調印した。

一名「攻守同盟」と呼ばれる「朝日同盟条約」は、日清戦争に必要な軍事費と物資の調達を朝鮮に負担させることを決めた侵略条約であった。

他のすべての侵略条約と同様、日本はこの侵略条約が朝鮮の「独立」と「自主」を守るためのものだとして、朝鮮の人的・物的資源を自国の侵略戦争に自由に投入することを条約に規定している。占領下の強圧的な条約が法的に無効であることは国際法の常識である。したがってそのような「条約」によっておこなわれたすべての行為が国際的な犯罪であることは言うまでもない。

日本は開戦後大兵力を朝鮮に送り、軍の補給に朝鮮の莫大な人的・物的資源をつぎこんだ。かれらは軍糧をはじめ、拡大する戦線の需要をまかなうため、朝鮮の青壮年や牛馬を徴発し、物資の輸送にあてた。

日本軍は朝鮮で略奪と殺人をほしいままにした。

1894 年 7 月 23 日、王宮を包囲襲撃した日本軍は、数百年伝来の国宝級物品を略奪し、ソウル市内の兵器庫から各種の新式銃、砲を奪い去った。かれらはまた、いたるところで官庫を襲って糧穀や武

器、財物を奪った。7 月 26 日、竜仁（リョンイン）地方に侵入した日本軍は、当地の官庫を襲い、民家の家財道具を略奪した。28 日と 29 日には、ソウル近郊素砂（ソサ）の官庫から 980 余俵の米を強奪した。これは『統営日記』に記された部分的な資料にすぎない。

日本軍の略奪は平壌（ピョンヤン）でもっとも悪どく行われた。1894 年 9 月 15 日と 16 日、平壌の戦いで城内ががらあきになると、日本軍は、餓狼さながらに、国と人民の財産を手当たり次第に破壊し、略奪した。日本側が極めてひかえめに発表した資料によっても、日本軍は平壌から米 4, 600 余石、馬 250 余匹、金 100 余キログラム、銀 420 キログラム、銅銭 2, 824 万文を略奪した（『中日戦争資料』第 1 巻 214〜215 ページ）。この数字は官庫に限られたものであって、人民から奪ったものまで加えると莫大な数になる。

日本軍の蛮行は、物品の略奪にとどまらず、朝鮮人民にはかり知れない不幸と苦痛をもたらした。

日本軍は朝鮮の青壮年を物資の運搬や軍用道路の建設に駆り出し、空腹と疲労に耐えきれず、現場で倒れると、「軍法違反」「命令不服従」だとして銃剣で脅すのはまだしも、射殺、殴殺も日常茶飯事のごとくにくりかえした。

日清戦争当時、日本軍が通過した仁川―ソウル、釜山（プサン）―ソウル、元山（ウォンサン）―ソウル、元山―平壌、平壌―義州（イジュ）などの道路沿線の町や村はむざんに荒れはてた。なかでも日清両軍が通過した平壌－義州間は目もあてられないほどだった。当時の記録は以下のようである。

「義州より平壌に至る数百里の間には商人も人民もみな逃避し、官吏もまた逃げ隠れた。定州では焼けた家が 5 里もの間続き、町には壊れた釜や食器が転がり、牛車を見つけることもできず、途中飯屋

1 軒も見当らなかった」(『中国近代史』上巻、第 1 分冊 265 ページ)

悪辣な日本軍は朝鮮人民の財産を破壊、略奪し、良民を殺傷したばかりでなく、数千年にわたって伝えられてきた貴重な朝鮮民族の文化財を破壊し、略奪した。

早くも 1880 年代初から、朝鮮各地のドルメンや 3 国時代の古墳を盗掘しはじめた日本人は、日清戦争を機により大がかりに古墳を荒らした。

日清戦争の開始後、日本は「戦時清国宝物収集方法」という文書を作り、全軍に実行を命じた。

この文書がいかに強盗じみたものであったかは、その内容を見ればよく分かるであろう。この文書は宝物を「収集買収」する目的をつぎのように指摘している。

第 1、日本の文化の根は中国と朝鮮に密接にかかわっており、日本固有の文化の性質を明らかにするうえでも、大陸の隣国の遺存品を収集することは学術上最大の重要任務となる。

第 2、日本は実に東亜の宝庫と言え、中国、朝鮮の歴代の遺物として本国にはなく、日本にあるものが非常に多い。今これを一層充実させるには、東洋の宝器はその粒選りのものを日本に収集完成させて国力を誇るとともに、東洋学術の本処とならせ、国の産業を推し進めることができる。これは実に国を輝かせる行為であり、平時はもとより、あらゆる機会を利用してそれを実行せざるをえない。

第 3、戦時収集の有利性は、平時には到底得られぬ名品を得ることができる。

第 4、戦時収集の有利性は、平時に比べて極めて安価に名品を得ることができる。

第 5、戦時収集の有利性は、平時に比べて重量物の運搬が容易である。

第 6、戦時収集の必要性は、名品の滅亡を防ぐことにある。戦争が宝器を破壊湮滅するのはいずれの国も同じではあるが、古来中国のように甚だしい国はない。名器の保存は世界のためにも必要であり、戦時収集はこうした点でも最も有益である。

第 7、戦時収集は平時にはできない冒険をするにも便利である。

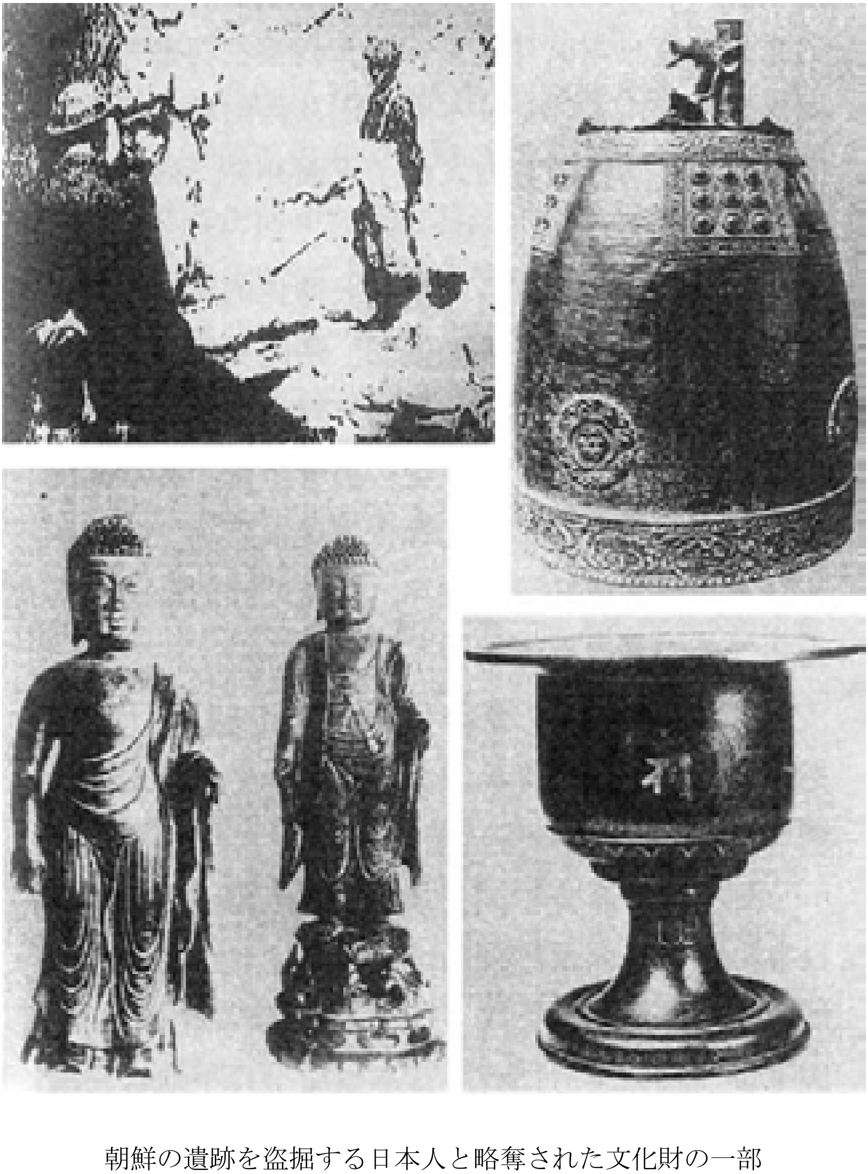
第 8、戦時の名品の収集は、戦勝の名誉とともに永遠にこれを記念することによって大いに国威を振るうことができる。

第 9、買収と取扱いを慎重にするうえでも、戦時の収集はいささかも国際公法に触れることのないようにすることができる（中塚明『日清戦争研究』241 ページ参照)。

このように日本人は、朝鮮と中国の貴重な文化財を略奪する目的が「戦勝」を永遠に記念することにあるとした。「戦勝」を記念するため、人類が積み重ねた貴重な文化財を略奪せよと指示した日本軍国主義者こそ、人類文明の破壊者であり、文明世界への挑戦者であると断定できるであろう。

日本軍国主義者が起こした日清戦争は、政治、経済、軍事、文化のあらゆる分野で、朝鮮人民の安定した平和な生活を破壊し、朝日関係をいちだんと悪化させる重要な出来事であった。

日清戦争で勝利した日本は、朝鮮を植民地として独占し、それを足場として勢力を満州にまで拡大しようとした。1895 年 4 月 17 日、下関で調印された「日清講和条約」は、朝鮮での日本の支配的地位を規定し、台湾、澎湖島、遼東半島、遼東湾の東および朝鮮西海（黄海）の北にある奉天省の島嶼を日本に割譲し、戦費の賠償として庫



朝鮮の遺跡を盗掘する日本人と略奪された文化財の一部

平銀2億テール（両）を支払うことを決めた。

朝鮮と中国東北地方への日本勢力の急速な膨張は、欧米資本主義諸国の利害関係と衝突した。とくに日本は、シベリア極東地方からの南下をもくろむツァー・ロシアと正面衝突した。列強の対立は「3国干渉」として現れた。

「下関条約」の批准3日後の1895年4月23日、満州における利権に脅威を覚えたロシア、フランス、ドイツは日本側に遼東半島の領有権放棄を促す覚え書き『友誼的勧告』を送った。「日本が清国に求めた講和条件には遼東半島を占有するとされているが、これは常に清国の首都を脅かすばかりでなく、朝鮮の独立を有名無実たらしめ、ひいては東洋の平和を永久に妨げるものと認める。誠実な友誼をもって日本政府は遼東半島の永久占領を放棄するよう勧告する」〔『日本軍国主義朝鮮侵略史』（1868〜1910）323ページ〕

日本は、新興軍国主義国家として国際場裏に登場したが、世界の強国ロシアを相手にして戦う力はまだ備わっていなかった。日本はなんとか遼東半島を手放すまいと策したが、「3国干渉」に屈服するほかなかった。日本政府は、1895年5月5日、3国政府に遼東半島の領有権を永久放棄する旨を通告し、11月8日、遼東半島の返還を決めた「追加条約」を清国政府と締結し、賠償金3,000万円を受けることにした。3 国干渉の結果、列強間の矛盾と対立はいっそう激化し、なかでも朝鮮侵略をめぐって日露間の対立はいよいよ深まった。しかし、それはまだ正面衝突にまではいたらなかった。

当時、ロシアは英国と対立関係にあり、また極東進出をめざすシベリア鉄道がまだ開通していない状況で、日本との正面衝突を時期尚早とみなしていたし、日本は日清戦争の疲労を回復し、国力を整

備する時間的余裕が必要であった。

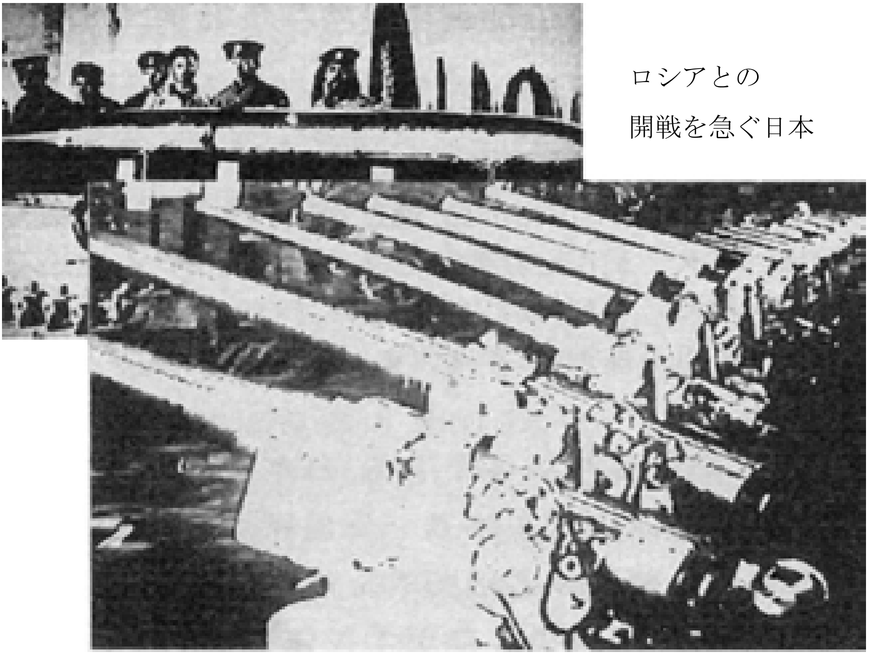
このようにして日本とロシアは一時的に妥協することになったが、それは長くつづかなかった。

3 国干渉によって大きな痛手を蒙った日本は、「臥薪嘗胆」の思いで、総力をあげて侵略戦争の準備を進めた〔注〕。

〔注〕 3 国干渉によって遼東半島を手放すことになったとき、天皇は伊藤博文に向かって半島を取るのに慌てることはない、今回の戦争を通して、地理も人情もわきまえたのだから、遠からず朝鮮からか、どこからかまた戦うときがくるだろう、そのときに取ればよいと言った。

日本はつぎの侵略戦争を準備するにあたって、まず、干渉の主唱者ロシアにたいする復讐心を国民に植えつけ、10 年内に戦争が避けられないとして軍拡に熱をあげた（『日本帝国主義史』第 1 巻 103 ページ)。1896 年の日本の軍事費は 7, 300 万円だが、1903 年には 1 億 5, 000 万円にふくれあがった。清国から奪った賠償金 3 億 4, 500 万円のうちの 75%強にあたる 2 億 7, 500 万円を軍拡にあてた。こうして、日清戦争直後～日露戦争直前の軍事費支出は 8 億 6, 000 万円に達した（『19 世紀末～20 世紀初東北アジア地域における帝国主義列強の関係』平壌、76 ページ)。日本政府は軍拡 10 か年計画を作成し、陸軍常備兵力 15 万、戦時兵力 60 万を編制し、海軍艦船総排水量 22 万トンを確保する目標を立てた。

日清戦争前夜の 1890 年、陸軍現役兵力 5 万 3, 000、予備役を合わせて 25 万 6, 000、艦船 5 万 1, 000 余トンであったのが、その後 10

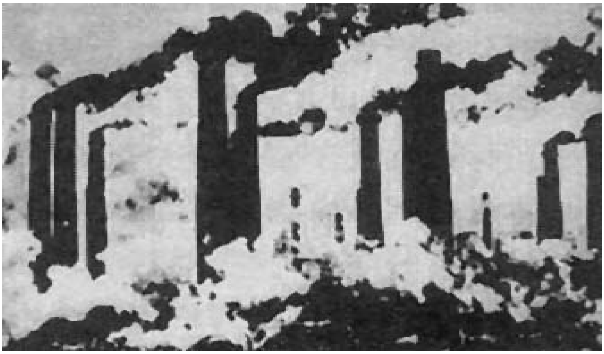


ロシアとの
開戦を急ぐ日本

年間で陸軍常備兵力はほぼ 3 倍、予備役 2.3 倍、海軍艦船総排水量 4.3 倍に増加したことになる（『露日戦争外交史概論』　ロシア語版 39 ページ）。

日本は軍拡とならんで軍需工業の拡充を強行した。1897 年に 1,200 万円を投じて八幡製鉄所を建設し、軍需工業の基礎をなす鉄鋼業の発展に力を注いだ。これをもとに、1899 年には呉工場で特殊鋼炉 2 基を設置して操業を開始し、さらに下瀬火薬製造所を設立した。翌 1900 年には大阪工廠の 4 トン平炉が操業を開始し、1901 年から平炉を電気炉に変え、1903 年以降砲身を作りはじめた。

日本における鉄鋼業の建設は、民需用が目的ではなく、軍需用つまり侵略戦争準備の一環であった。


八幡製鉄所

日本は軍事を目的として鉄道、海運なども強行発展させた。1892年の「鉄道敷設法」によって創設された鉄道会議は軍部によって掌握されていた。議長は参謀次官が担当し、鉄道の敷設はなによりも軍事的目的に応じて決定された。また、海軍の拡張計画を補う目的で「航海奨励法」「造船奨励法」などが公布されて巡洋艦に改造可能な汽船の製造業者に莫大な国家奨励金を与えた。

このように陸海軍兵力を大々的に増強し、軍需工業を強行発展させたのは、朝鮮侵略の第一の競争相手ツァー・ロシアとの戦争を準備するためであった。

日清戦争後、日本の支配体制を軍国化する重要な措置の一つは、議会と地主、資本家の政党を買収して、それらを軍国主義的天皇制の飾り物に作り変えることであった。例えば「日本郵船会社」の株式配当金の半ばを上まわる莫大なカネが「機密政治資金」として議会と「憲政会」「政友会」の買収に使われた。こうして議会や政党は軍閥の侵略戦争準備の道具と化し、日本におけるブルジョア民主主義は形骸化された。これは、天皇制政権が地主、財閥との結びつきをいっそう強め、体制軍国化の社会的・政治的基盤がきずかれたこ

とを意味するものであった。こうして、国家体制の軍国化はいちだんと促された。

天皇政権は、1899 年 3 月、「勅任文官自由任用制の廃止」「文官分限令」「文官懲戒令」など各種の悪法を乱発して、高位官吏の任命を軍国主義に忠実な者に限り、官公吏の職権を制限し、軍国主義的政策に順応しない者は、いつでも懲罰を加える体制をきずきあげた。

また、天皇制政権は 1900 年 4 月、陸海軍省の大臣および次官は現役将官に限るとの規定を作成し、政府と議会から独立している陸軍参謀本部および海軍軍令部の特権を決定的に強化する体制を整えた。軍部は政府や議会の承認を得ることなく侵略戦争に乗り出すことができるようになったのである。

このように天皇制は軍国主義的権力を固め、それは天皇制の絶対主義的独自性を確立しつつ、軍事力の独占をテコにして半封建的家父長制的な日本特有の「軍事封建的帝国主義」に成長していった。

支配体制が軍国化されていくなかで、人民を弾圧する措置も強められた。1900 年 3 月、政府は従来の「集会及び政治結社法」を改悪して「治安警察法」を実施した。

「治安警察法」は地主、財閥などの政治活動の自由を全面的に保障する反面、労働運動や農民運動には仮借のない弾圧を加える悪法で、労働者、農民の民主主義的自由と政治的権利を剥奪し、軍国化を容易にするテコの一つであった。

軍国化は侵略戦争の社会的・政治的根源であり、侵略戦争の準備過程であった。

日本は日露戦争を前にして、米英帝国主義の支持を取りつけることに力を入れた。

ロシアの満州進出によって中国における利権が脅かされることを恐れた米英両国は、好戦的な日本にロシアと戦わせてロシアの勢力を弱め、満州における地歩を固めようとした。諸大国の動静をうかがっていた日本は、その矛盾関係を巧みに利用し、米英両国の支援を取りつけようとしたのである。

1902 年、米国の仲だちで「日英同盟」が成立し、それは日本の戦争準備に決定的に有利な局面を開いた。日本の戦争準備に対抗して、満州に軍隊を大量に送りこんだロシアは、1903 年 4 月、朝鮮北部の竜岩浦（リョンアムポ）を占領した。一方、日本はイギリスから新鋭の軍艦を購入するなど戦争準備に拍車をかけ、8 月、駐日ロシア公使との「公式交渉」の席上、日本の朝鮮独占権を主張し、満州からのロシア軍の撤退を要求した。

日本とロシアの衝突が目前に迫った 1904 年 1 月、米大統領ローズヴェルトは、ロシアの肩を持つドイツとフランスにたいし、ロシアに味方して日本に圧力をかける場合、米国は日本を「援助」するであろうと宣言して、ロシアを国際的に孤立させ、日本を開戦へと促した。

1904 年 2 月 6 日、佐世保軍港をあとにした日本艦隊は、8 日、仁川と旅順の沖合いでロシア艦隊を奇襲し、仁川沖で巡洋艦ワリャグ」と「ケリョツ」を撃沈し、旅順沖では戦艦 2 隻と巡洋艦 1 隻を撃破した。同じ日、日本軍先遣隊は仁川に不法上陸してソウルを占領し、翌 10 日、宣戦を布告した。日露戦争はこうして開始された。李朝封建政府は日露の対立が先鋭化すると、1903 年 11 月 23 日露戦争では厳正に中立を守ると宣言していた。日本軍の朝鮮出兵は李朝政府の厳正中立宣言を蹂躙する乱暴な国際法違反行為であった。

日本の開戦目的は、朝鮮と満州からロシアを駆逐して朝鮮を完全な植民地に変え、さらに満州と中国大陸に勢力を伸ばすことにあった。ロシアの目的は、日本を「突撃隊」として朝鮮とアジアの支配を狙う米英と対抗し、その支配権を確立することにあった。

したがって日露戦争は、両国間の植民地および勢力圏の争奪をめぐる帝国主義的侵略戦争であり、国際帝国主義の対立抗争の一環であった。

日本は米英両国の積極的な支援を、ロシアは仏独の支援を受けた。日本は米英の政治的・軍事的・財政的援助に全面的に依存して戦争を遂行した。戦争にかけた日本の総軍事費は17億1,600万円であったが、そのほぼ半ばの8億円が米英両国から支援されたのであった。

日本軍は戦争の重荷の多くを朝鮮人民にになわせた。侵略軍は「軍用」の名で朝鮮人の土地を略奪した。かれらは、「日韓議定書により当然受容する権利を有するゆえに特別に協商する必要がない」（『日本外交文書』第37巻1分冊615ページ）として、朝鮮政府や朝鮮人土地所有者との協議も事前承認もなしに土地を奪い取ったのである。かれらの言う「日韓議定書」とは、日本軍が武力を行使して押しつけた無法な文書で、それを朝鮮人の土地を取りあげる外交的ないし法律的根拠とするのはまさに強盗の論理である。

日本軍は銃剣でおびやかして朝鮮人を強制労働に駆りたてた。例えば1905年6月～10月の4か月間に、11万4,500余名の人民を軍事物資の輸送に従事させた。1904年10月～翌年末には黄海（ファンヘ）道と平安（ピョンアン）道の京義（キョンイ）（ソウル－新義州（シンイジュ））鉄道敷設工事に20余万の住民を動員し、無報酬で働かせた。

日本軍は行く先ざきで、住民の財産を略奪した。このことについ

て、朝鮮駐在日本公使林権助は本国の外務大臣に、軍用の名義を利用して土地、家屋、労力ないし金品を適当な補償の支払いなしに受容したのは事実であると報告している。

日本が起こした日露戦争が朝鮮人民にいかに大きな不幸と災厄をもたらしたかは、当時のつぎのような記録によってもうかがい知ることができよう。

「外国軍隊の略奪は甚だしい」「外国軍隊が人家を焼き、罪のない人びとを殺害している」（『高宗実録』巻 4 光武 8 年 6 月 28 日条）「外国軍隊が出没する地域の民は泣き叫び、その凄惨な有様は言葉に尽くせない」，（同上 6 月 21 日条）。

日本軍はまた、日露戦争中支払い保証のない軍票を乱発して、西北朝鮮一帯で使用した。軍票の使用によって正貨を節約し、兌換券の増発を避け、国庫に打撃を与えるることなく戦争必用物資を現地調達することをもくろんだのである。これは、侵略武力を後ろ盾にした組織的な略奪行為であった。

日本軍は、この戦争で 1 億 4,000 万円に相当する軍票を発行したが、その多くが朝鮮で使用された。朝鮮人民の物質的及び財政的損害は莫大なものであった。

日本はまた、戦争を口実に李朝王室と朝鮮政府に強要して 20 万円の「軍事援護金」を「拠出」させた。この「援護金」を負担したのはもちろん納税者の朝鮮人民であった。

日本とロシアは血みどろの戦いをくりひろげたが、勝敗は容易につかなかった。

日本軍は、1905 年 1 月、ロシア軍が「難攻不落」と豪語していた旅順要塞を奪い、ついで 3 月 10 日、奉天郊外でロシア陸軍の主力を

敗走させた。5 月 27〜28 日には、朝鮮海峡でロシアのバルチック艦隊を壊滅させ（総 20 隻中 13 隻撃沈、1 隻拿捕）気勢をあげたが、日本の戦力は底をついていた。

日本は軍費の多くを外債に頼っていたが、それも限界に達した。米英両国は自分たちのアジアの利権が奪われることを恐れて、日本のそれ以上の勝利の拡大を望まなかったのである。それに自力で戦費を賄うゆとりもなかった。すでに、税収奪の強化、専売制の強化、献納金と公債の強制配当など万策を尽くしたが、戦時の物価騰貴と人民生活の低落、1905 年の大凶作などが重なって、開戦 20 か月で、4 万 3, 119 名の戦死者、17 万を越える負傷者、22 万以上の患者（そのうち 6 万 3, 601 名が死亡）を出したが、これは日本軍総兵力の 40％強を失ったことを意味していた。兵力のはなはだしい不足に加えて兵器、弾薬も底をついていた。

日本軍は旅順と遼陽城で「大勝」したが、ロシア軍を追撃する力がなく、占領地を半年間維持することさえ難しい状態にあった。すでに 108 万余名の青壮年を徴兵、徴集していたため兵員の補充も不可能であった。

日本は自滅を避けるため、1905 年 5 月の「日本海海戦」の勝利を機に戦争を終結させようとした。

ロシアの状況も大同小異であった。日本軍よりすぐれた兵器を備え、遼陽会戦で敗退したものの、陸軍は組織的な退却によって主力を保存していたが、度重なる敗戦と国内人民の革命的進出によってロシアは戦争をつづけることが困難になっていた。

ロシア政府は戦いに勝利してアジアに勢力を拡張する一方、国内人民の革命的進出を抑えようとしたが、戦争は逆の結果をもたらした。

旅順の陥落はロシアに大きな打撃を与え、戦時の名のもとに加えたきびしい弾圧と搾取は、ロシア人民の革命的気勢に油を注いだ。1905年1月、「血の日曜日」をきっかけに、労働者、農民の大衆蜂起が各地で起こり、それはついに1905年のロシア革命を引き起こした。

ロシア人民の革命的進出に不安を覚えたのは米国であった。ロシア革命の勝利とヨーロッパ反動の柱ツァー・ロシアの崩壊を恐れたローズヴェルト大統領は専制ロシアの保存をはかって戦争を終わらせようとした。

ローズヴェルトの仲介で、1905年8月、米国のポーツマスで日露講和会議が開かれ、9月5日、条約が締結された。「ポーツマス講和条約」第2条では、日本は韓国において、政治上、軍事上および経済上の卓絶した利益を持つことが認められ、ロシアは日本の韓国における指導、保護および監理をすることに阻礙（そがい）、干渉しないことが規定された。朝鮮問題の決定を、朝鮮側の参加も同意もなしにおこなったこのような取り決めは、そもそも不法かつ効力のない侵略的条約で、朝鮮の独立と安全と平和を破壊する犯罪であった。

この取り決めによって朝鮮侵略の久しい競争相手であったツァー・ロシア勢力の駆逐を果たした日本は、同時に「ポーツマス条約」を朝鮮の独占的支配確立の根拠としたのである。

(3) 日本帝国主義の朝鮮占領、「乙巳5条約」のでっちあげ

日露戦争の開始とともに日本軍は朝鮮を占領した。ソウル―鴨緑

江に展開した日本軍は10万余に達した。

　こうした状況のなかで、日本は「日韓議定書」と「日韓協約」を李朝政府に強要し、これをもって侵略と占領の口実、朝鮮内政支配の根拠に利用した。

　軍事占領のもとに国家とその主権ないし代表者を威嚇して作りあげた条約なり協定が不法かつ無効であることは、国際法上の常識である。上記「議定書」と「協約」が不法であることを高宗は、1905年7月24日、フランス語教師マルテルを通して、ロシア、フランス両国政府に送った電報で、自分が事実上の包囲の中にあり、国政は完全に抑制され、「日露開戦以来、日韓間に締結された国際条約および利権に関する条約等は自分の与り知らないところ」であると暴露した（『日本外交文書』第38巻1分冊661ページ）。

　日露戦争終了後、日本軍は膨大な兵力を朝鮮に残し、その背景のもとに日本は、「乙巳5条約」（「日韓保護協約」）をでっちあげた。こうしてそれ以来の41年間、朝鮮人民は名状しがたい苦痛にあえぎ、その傷はいまだに癒えることなくつづいているのである。

　1905年10月27日、日本は閣議で朝鮮の占領方法と手続きおよび時日を決定し、その執行の責任を日本公使林権助に託した。

　朝鮮の占領手続きは、従属的な条約を李朝政府に押し付けることであり、方法は軍事的威嚇に依拠するものであった。日本は軍事力の脆弱な朝鮮のソウルに、日露戦争に投入した主力を集結させ、それを背景に「保護協約」（朝鮮を植民地に変える侵略条約）の強制調印をはかったのであった。

　「乙巳5条約」の締結が、朝鮮人民と国王高宗の強い反対を受けることを予想した日本は、締結の期日を1905年11月初と設定し、

日本軍をソウルに投入して国王、大臣を恫喝し、それでも聞き入れない場合、「保護権確立」を一方的に宣言しようとした（『韓国併合史料』1986 年 6〜10 ページ、『原敬日記』第 2 巻 155 ページ)。

同年 11 月 16 日、日本公使林権助は、総理伊藤博文に、朝鮮政府の大臣たちを日本公使館に呼んで会議を開く、ここで決着がつかず御前会議をおこなう場合、王宮へ行く途中逃亡する大臣が出てくることは必定であり、したがって「保護」の名のもとに憲兵をつけ大臣を監視するよう、長谷川大将に依頼してもらいたいと請い、「条約」が結ばれた場合は内閣の 1、2 名が自害する恐れがあるとした（林権助『我が 70 年を語る』223〜224 ページ参照)。

日本は、このような意図のもとに朝鮮駐屯軍をソウルに集結させた。11 月 17 日午前、「五江（漢(ハン)江、銅雀津(トンジャクジン)、麻浦(マポ)、西江(ソガン)、楊花津(ヤンファジン)）各地に駐屯していた日本軍は、ソウル市街に入りこんだ。騎兵 700〜800、砲兵 4,000〜5,000、歩兵 2 万〜3 万がいたるところ縦横に疾走し、わが国民は一歩も自由に歩けず、宮城の内外は幾重にも包囲され、出入りする大小の官吏をおののかせた」と『大韓季年史』は当時の模様を伝えている。

11 月 17 日と 18 日、日本はソウル南(ナム)山倭城台(ウェソンデ)一帯に軍隊を配備し、王城前鐘路(チョンロ)街付近で、歩兵 1 個大隊、砲兵中隊、騎兵連隊の演習をおこなって朝鮮側を威圧した（『東京日日新聞』1905 年 11 月 25 日)。

17 日夕刻、伊藤博文は、万一の場合ただちに命令を下せるよう朝鮮駐屯軍司令官長谷川好道、憲兵隊長佐藤麾下の歩兵、騎兵、憲兵、警官らを宮城の内外に配置した。

「乙巳 5 条約」を成立させようとして高宗と大臣たちに加えた日本の威嚇、強迫は、世界史上たぐいない暴挙であった。

11 月 15 日、伊藤は高宗に会って外交権を日本政府に引き渡すよう求めたあと、「本案は……断じて動かすことのできない帝国政府の確固たる意思」であり「万一拒絶すれば……いっそう不利な結果を覚悟しなければならない」と脅した（『韓国併合史料』1、25 ページ）。

17 日、伊藤は外交慣例をまったく無視して、朝鮮政府の大臣会議を司会し、思いのままに可否を「決定」し、参政大臣韓圭卨（ハンギュソル）が反対すると、「わしはわが天皇陛下のみことのりを承り、この任務に臨んだ。諸臣に愚弄されてはただではおかぬ」と怒鳴りつけた。



「乙巳 5 条約」を押しつけるために王宮に入る伊藤博文と長谷川好道

伊藤の部下西四辻公堯は、そのときの模様をあらましこう書いている。

「17 日……大観亭で吉報を待ち望んでいた伊藤公と長谷川大将は……辛抱しきれず……憲兵隊長以下大勢の憲兵官憲を引きつれ……つかつかと会議場に入り、全権委員林公使を無視して、鉛筆の芯を舐めながら各大臣の智能検査をはじめた。『いつまでも思案していては埒はあかん。……一人ずつ賛否を問うからはっきり答えてほしい。まず参政大臣の意見は……』と言うと、参政大臣韓圭卨は絶

対反対だと答えた。……参政大臣が声をあげて慟哭しはじめ、ついに別室に連れ去られた。

このとき、伊藤公は他の人びとを見回して『どうしても聞き入れないなら殺してしまえ』と一喝した。

ところが……調印する段階になっても参政大臣は姿を見せなかった。

誰かがこれをいぶかると、伊藤公は『殺したはずだ』とつぶやいて平然と腰をおろしていた」（西四辻公堯『韓末外交悲話』）

1904〜07 年、英国『デーリー・メール』紙の朝鮮特派員であったマッキンジーも、日本の威嚇と強要、武力示威が朝鮮の大臣たちに「日本軍が閔妃を殺害した 1895 年の夜の出来事」を連想させたこと、参政大臣韓圭卨が日本公使館の書記官に「隣室に閉じ込めて殺してやる」という脅迫を受け、また伊藤博文も韓圭卨のところにやってきて威嚇したと書いている。

「乙巳 5 条約」の捏造当時、ソウル駐在中のドイツ外交官フォン・ザルデルンは、1905 年 11 月 20 日の本国への政治報告で「日本が公開した文書は、完全に強圧によるもの」だと指摘した。

これが、日本側の言う「対等の立場から自由意思によって締結された乙巳 5 条約」の内幕であった。

日本が李朝の国王と大臣たちつまり国の代表に強制した「乙巳 5 条約」は絶対に無効であることは、その作成当初から、客観的に立証されていた。

フランスの国際法学者フランシス・レイは 1906 年に発表した論文で、「乙巳 5 条約」は、伊藤博文と林権助が日本軍を出動させて朝鮮の国王と大臣たちに署名を強制した状況に照らして最初から効力

のない不法なものであると指摘している（『国際弘報総合雑誌』第13巻1906年）。

米国の国際法学会も、1935年に編纂した『条約法に関するハーバード研究』草案で、フランシス・レイの論文を引用して「乙巳5条約」が当初から効力のない不法なものだと指摘した（『米国国際法学誌』1935年）。

1963年、条約法に関するウィーン条約草案を審議するために開かれた国連国際法委員会第15期会議の特別報告では、1905年の「乙巳5条約」を「条約にたいする署名、批准、接収あるいは承認を得るため個人または個人資格としての個別的な人たちに強迫ないし威嚇を加える行為」の実例として引用し、このような強要によって得た同意は、「絶対無効」であると指摘している（『国連国際法委員会年例報告』1963年、197ページ）。

この条約が無効であることは、法的な手続きを踏んでいないことからも言えるのである。

条約法に関するウィーン条約の採択以前には、国家元首以外の人が条約の交渉に臨む場合は、交渉開始直前あるいは直後に、双方がともに全権委任状を提示し、審査を受けるのが国際慣例であった。

1986年、日本の外務省外交史料館が出版した『日本外交史辞典』にも、ウィーン条約以前の「過去には、ほとんど例外なく互いに全権委任状を提示した」と書いている。

1894年に制定、公布された李朝の「公文式」第18条は、「国書、条約批准、外国派遣官吏の委任状……は国王が親しく署名したあと玉璽を押捺する」と規定している（『高宗実録』巻32、甲午31年11月21日）。

ところが確認された史料によると「乙巳5条約」に記名、捺印した李朝政府の外部大臣朴斉純(パクジェスン)にも、日本側全権委員林権助にも全権委任状はなかった。これは条約が無効であることを示す重要な歴史的資料である。

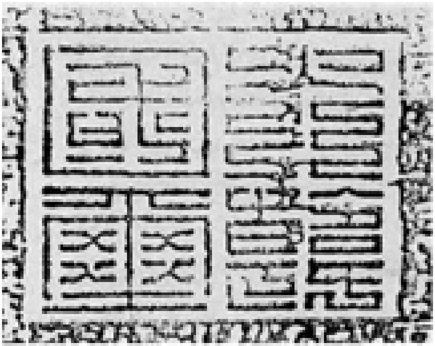
つぎに批准は国家が条約に拘束されることに同意する最終表示である。しかし、「乙巳5条約」には、当時の最高主権者高宗の批准が欠けているのである。それに批准は、絶対君主国家李朝と天皇制国家日本の国内法上のそれぞれの要求でもあった。

1899年に制定された「大韓帝国国制」第9条には、皇帝が「諸般の条約を締結」すると銘記され、1894年制定の「公文式」第18条には「条約批准書」は皇帝が自ら「署名したあと、玉璽を押捺する」と規定している(『高宗実録』巻39、光武3年8月17日、同上巻32、甲午31年11月21日)。

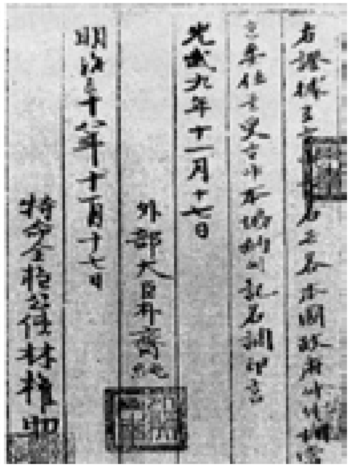
「大日本帝国憲法」第4条には、天皇が「国の元首として統治権を総攬」するとし、第13条には天皇が「諸般の条約を締結」するとなっている。

朝鮮の内情に詳しい日本は、条約の締結に皇帝の承認と署名、玉璽捺印が必須であることを知っていた。

1905年11月15日、高宗皇帝に会った伊藤博文は「朕の独断によって締結することはできない」と言った高宗に向かって、「陛下は万事を総攬する大権を有している」ではないかと反論し皇帝大権論を主張した(『外交時報』第9巻、第98号、1906年、31ページ)。1907年7月17日の「ハーグ密使事件」を機に、李完用(リワンヨン)ら売国大臣たちが高宗に、「1905年11月17日の条約に御璽を押捺する」よう迫ったのも、そのことを語るものである。



高宗の玉璽、条約の調印には皇帝の署名と玉璽押印が必要とされたが「乙巳5条約」の原本にはそれがない



しかし、高宗は条約の承認と批准をあくまでも拒否した。このように、主権者高宗の承認と署名、玉璽押捺を得られなかったにもかかわらず、あたかも「条約」が「締結」されたとして一方的に公布されたことにも日本帝国主義の犯罪性が確認されるのである。

「乙巳5条約」には、外部大臣朴斉純の名と外部大臣の印章が捺印されているが、これも朴斉純が自らしたものではなく、日本人が外部大臣の印章を強奪して勝手に押したものである。

日本は、「乙巳 5 条約」の「締結」をはかって、事前に外部大臣の印章を盗み出す計画を練っていた。林公使は、1905年11月16日、伊藤博文に「国の印形といふものは……非常に大切にしてあるものと見えて、宮内大臣と雖も自ら持っていません。別に邸璽を預っている責任の司が居ります。それで、わたくしは外務省に早朝から人をやって、その邸璽保管者を見張っていねばなりません」と述べている（林権助『わが70年を語る』223〜230ページ)。

『大韓季年史』は「公使館通訳前間恭作と外交官補沼野を外部省



李朝26代王高宗

に送り、勅命が下ったと言って印鑑を要求するようにさせた。……無数の日本兵が外部省を取り囲んで、内部の出来事が漏れないようにした。漱玉軒門前で待機していた日本公使館書記官国分象太郎は、ただちに印鑑を受け取って会議場に入り、ついにこれを捺印した」と書いている。

1905年11月23日の『チャイナ・ガゼット』（夕刊）紙は、ソウル発の電報で、日本が「憲兵隊を外部大臣官邸に派遣し、18日午前1時、外交官補沼野が官印を盗んで来、口論の末、同日午前……日本全権らは勝手にこれを『協定書』に捺印し、『調印』されたと宣言した。……実に、この『調印』は陰謀によってなされたものである」と伝えた。

ソウル駐在ドイツ外交官であったフォン・ザルデルンもまた、1905年11月20日、ドイツ帝国「総統」に宛てた政治報告で、「王宮は日本軍と憲兵がひしめき、一部大臣の印形は、日本人がむりやりに押した」と指摘している。

ハーグへ派遣された高宗の密使たちも、伊藤博文が「外部省の印章を持って『条約』に押捺した」と告発した（『クリエ・デルラ・コ



「乙巳 5 条約」に署名も玉璽の押印もしなかったことを
確言した 4 か国国家元首宛ての高宗の親書

ンフェランス・デルラ・ペ』1907 年 7 月 9 日）。

そればかりか日本は、高宗の玉璽を強奪する行為まで敢えてした。

高宗が「乙巳 5 条約」の無効を宣言したのは、「条約」が捏造されたことを確認する決定的な要因である。

高宗は最初から「乙巳 5 条約」の「採決」に反対した。かれは、1905 年 11 月 26 日、ワシントンに派遣した特使ハルバートに、この「条約」は「武力による脅迫と監禁のなかで強制されたものであり、したがって無効であると宣言する。わたしはそれを決して承認しなかったし、今後ともそのような意思はない。これを米国政府に伝えよ」と打電した（『義兵闘争から 3・1 独立運動まで』87 ページ）。

高宗はまた、1906 年 1 月 29 日付けの、米、露、独、仏 4 か国元首宛て親書で、自分はこの「条約」を最初から認めなかったし、ま

た玉璽も押捺しなかったとし、「条約」を日本が勝手に発布することに反対した、独立皇帝権を他国にいささかも譲与したことはない、外交権と関連した強制条約は根拠がなく、内政に関することも全く許諾していない、統監の駐在を許しておらず、皇室権をいささかなりとも外国人が行使することを許したこともない、と宣言した（『大韓毎日申報』1907 年 1 月 16 日）。

高宗はまた、1906 年 6 月 22 日付けで、米、英、露、独など 9 か国の元首に親書を送り、「乙巳 5 条約」が不法であることについて、第 1 に大臣たちの署名は威嚇と強迫によるものである、第 2 に内閣に文書に署名する権限を付与した覚えはない、第 3 に文書が署名されたという閣議は、日本人が招集したもので、当然不法である、やがてハーグ国際裁判所に提訴するつもりである、と強調した。

「乙巳 5 条約」の無効であることを主張した皇帝の親書には、玉璽が押されているにもかかわらず、「条約」原本には玉璽がないことからして、皇帝の主張の正しさが確認できるのである。

李朝封建政府は、日本の軍事占領下に外交権と内政権を完全に剥奪され、いっさいの主権を喪失した。主権を喪失したのは条約締結能力をなくしたことを意味し、したがってその後の日本政府の言う「日韓併合条約」とは、国際法上の主体としての相手国不在の、成立不可能なものであったことを示している。

以上見てきたように、日本が「条約」によって「有効に」実施したという朝鮮占領支配は、いかなる合法性もない不法なものであった。したがって、40 余年間の植民地支配は、朝鮮人民にたいする日本帝国主義の犯罪であった。

(4) 日本帝国主義の満州占領

「田中覚え書き」

朝鮮を併合したあとは満蒙を、満蒙のあとは中国を、中国の征服後はアジアを制覇するのが「田中覚え書き」にも指摘されているように明治維新後、日本の一貫した国策であった。

1927年7月25日、当時の日本内閣総理大臣田中義一が天皇に上奏した「田中覚え書き」は世人を警愕させた犯罪的侵略文書であった。

それがいかに犯罪的なものであるかを理解するためには、覚え書きの内容を一瞥する必要があろう。

「所謂満蒙とは、即ち奉天、吉林、黒龍江及内外蒙古是なり。広袤7万4千里、人口2千8百万人にして、我が日本帝国の国土 (朝鮮及台湾を除く) に比し3倍を逾え、その人口は我が国の3分の1に過ぎず、地広く人稀にして、人をして羨望せしめるのみにあらず、農鉱森林等の豊富なること世界にその比を見ず、仍って我国はその富源を開拓し、帝国永久の繁栄を培養せんと欲し、特に南満州鉄道会社を設立し、日支共栄共存の美名を籍りて彼地の鉄道、鉄鉱、鉱山、森林、農業、畜産業に投資すること4億4,000万円に達す‥…即ち満蒙に対する権益は巨且大なることを知るべきなり。

故に歴代内閣の満蒙における施政は、明治大帝の遺訓を奉じ、その規模を拡大し、新大陸政策を完成して、以て皇祚の無窮と国家の隆昌とを保有せんとせざるなし。

欧州戦後、外交内政の変革に従い……殊にワシントン会議における9カ国条約の成立によりて、我国の満蒙特殊権益は制限せられて、

自由行動不可能となり……」（『東京裁判』上 297〜298 ページ)

　ここでわれわれは、満蒙の広大な領土と無尽蔵な資源に対する、日本侵略者の強盗さながらの貪欲ぶりがどのようなものであったかがよくわかるであろう。これとともに日露戦争後、中国から奪った満州における利権を踏まえて、満蒙の完全支配を企む日本侵略者の野心とその犯罪性がはっきりと見てとれるのである。

　ひきつづき覚え書きは、「我日本が自己を保全し、ひいては他民族の保全を図らんと欲せば必ずや鉄血をもってするを要し始めて当面の難局を突破することを得べし。然して鉄血主義をもって東 3 省の保全を完行せんと欲せば、第 3 国の米国は支那の夷を以て夷を制するの煽動手段に乗せられ起ちて我国を制禦するの挙に出るや必せり。この時に当りて勢ひ我国は米国と角逐するの巳むなきに至るべし」（同上 299 ページ)

　田中覚え書きはこのように、日本軍国主義者特有の強盗的論理で貫かれている。覚え書きはさらに「満蒙は、中国の領土ではない」と前提して、日本が満蒙を占領するのは、決して中国領土を侵犯するものでないと強弁している。ここで、われわれはいま一度、満蒙地域における列強諸国の利権争いを経済的方法ではなく軍事力に訴えようとする、日本軍国主義の好戦性を見すごすべきではない。

　明治維新後、米国から資本と技術を導入して近代化を押し進め、同国の政治的・軍事的援助を得て日清、日露の戦いに勝利し、アジアの植民地帝国にのしあがった日本が、さらに満州と中国本土を狙い、アジアと世界の支配を夢見て、恩を仇で返すべく米国をアジアから駆逐すべしとした田中覚え書きは、日本軍国主義特有の恥知らずな好戦性を如実に示している。

覚え書きはつぎのように叫んでいる。「さきの日露戦争は、実際は日支の戦にして、将来支那を制せんと欲すれば、必ずまず米国の勢力を打倒せざるべからざること、日露戦争と大同小異なり。而して、支那を征服せんと欲せばまず満蒙を征せざるべからず。世界を征服せんと欲せば必ずまず支那を征服せざるべからず。もし、支那にして完全に我国の為に征せられんか他の小亜細亜、インド、南洋等の如き異服の民族は、必ず我を敬畏して我に降服すべく、世界をして我国の東洋たるべきを知らしめ永久にあえて我国を侵害することなからしむに至るべし」（同上 300 ページ）

田中のこうした発想は、日本軍国主義者が喧伝した悪名高い「大東亜共栄圏」の「論理」であり、こうした侵略的教理は、その後、日本のＡ級戦犯たちによって実行に移されたのであった。

田中覚え書きは日本の戦争犯罪、平和に対する罪を論駁の余地なく立証している。また、この犯罪的文書は、日本の満州占領とそれにつづく侵略戦争が日本軍部内の一部の好戦分子によって強行された偶発的な性格のものではなく、日本の国策に従っておこなわれた必然的な行為であったことを示している。

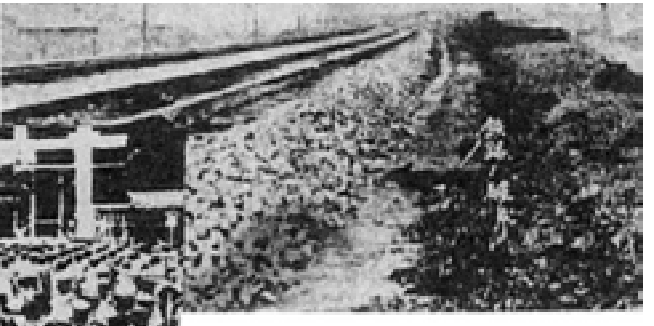
満州事変

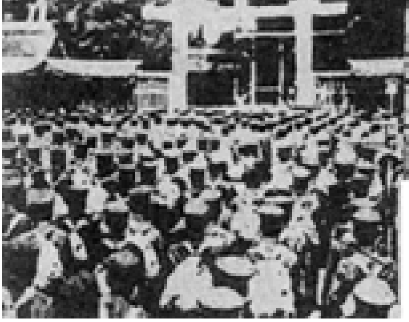
1931 年 9 月 18 日夜、奉天郊外の北大営西方の柳条溝付近で日本所有の満鉄線路が爆破された。日本はこれを張学良軍が鉄道を爆破して日本軍守備隊を攻撃したと言いがかりをつけ、北大営を奇襲、占領し、19 日の朝、奉天飛行場をも占拠した。奉天についで安東、営口、長春、吉林、敦化など東北地方の都市が、関東軍および越境した朝鮮駐屯軍によってつぎつぎに占領された。5 日を待たず日本

軍は、遼寧、吉林両省の広大な地域をほとんど占領し、錦州方面に進撃した。日本軍は12月まで中国の東3省（奉天、吉林、黒竜江）を完全に占領した。

日本の満州占領は、平和に対する重大な罪であった。

満州事変の導火線である柳条溝の鉄道爆破事件は、関東軍司令部の事前計画にもとづいて、奉天特務機関長土肥原賢二の指揮のもとにおこなわれた謀略事件であった。ところが日本側は、「巡察任務中の河本中尉らがこれを発見、現場に到着すると畑から中国軍の射撃を受け、戦闘行動に出た」と主張した。しかし中国側は、「日本軍の予定された計画」にもとづいておこなわれた挑発事件であると反駁した。





日本軍による柳条溝の満鉄路線爆破現場と中国東北へ出動する日本軍

リットン（満州事変の国際連盟調査団長）報告書は、双方の主張を参酌して、次のような結論を下した。「9月18日午後10時から10時40分の間に、鉄道線路上あるいはその付近で爆発があったことは疑いを挟まないが、鉄道の損害は多少あったにしても長春発南行列

車の定刻到着時間を妨げるものでなく、それだけで軍事行動を正当化するには十分な論拠となりえず、当夜の日本軍の軍事行動は合法的な自衛措置として認められない」

リットン報告書にもとづき、極東国際軍事法廷でタルシ検事は、9・18 事変は日本の計画的な行動であると断定し、この計画の実行にあたって、日本は砲兵を送り、「井戸を掘るかのように」見せかけ、中国軍兵舎の間の戦略地点に待機させたと指摘した。この大砲の秘密はなんであったか。図書『東京裁判』は元日本陸軍兵務局長田中隆吉の証言を引用しつつこう指摘している。

「当時の関東軍参謀副長板垣大佐は、田中氏に『9・18 事件の前に当時の軍事課長永田鉄山大佐の提案で24サンチ砲2門……を歩兵兵営に据え付けて、事変発生と同時に1門をもって北大営の兵営、1門をもって奉天飛行場に弾丸を打込んだ。ところが支那軍は大きな音と弾丸の威力におどろいて何らの抵抗することなくて奉天を放棄した。従って初期はきわめて事が順調に進んだ。戦というものは、敵の不意に出なければダメだ』と話したというのである。田中証言によれば、10 日前后にこの大砲の据え付けがおわり、極秘裡に行なわれねばならぬので、外には井戸を掘っているというふうにしてあったという」(『東京裁判』上 323 ページ)。

歴史的事実は、柳条溝の鉄道爆破事件が日本軍の謀略であったことをはっきりと示している。これは、日本の平和に対する罪を規定する重要な根拠の一つである。リットン報告が指摘したように、柳条溝の鉄道爆破事件は列車の定時運行に支障をきたすほどの大爆破ではなく、したがってそれは戦闘行動を合理化するに足る出来事ではなかったのである。それにもかかわらず、日本軍はこの謀略事件

を戦争の口実にして、広大な満州を占領すべく軍事行動をエスカレートしていった。日本軍の不法な満州占領は、日中間の平和と安全を破壊し、恒常的な戦争状況を招いた犯罪行為である。

満州国の「建国」

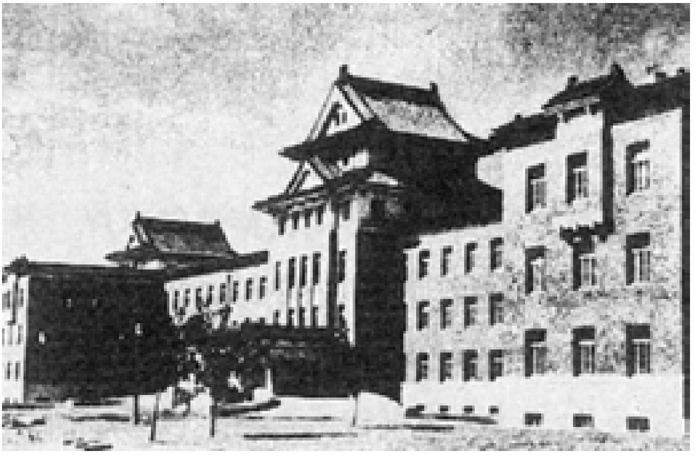
満州を占領した日本は、不法にも満州かいらい政府を作りあげ、それを介して植民地統治をおこなった。

日本は、1932 年 3 月、旧清国の宣統帝溥儀を執政とする満州国を「建国」し、1934 年 3 月には帝政を宣布して溥儀を「満州国皇帝」にまつりあげた。

満州国は、日本の植民地支配を擬装するベールにすぎず、皇帝は関東軍のかいらいであった。満州国の立法、司法、行政の 3 権は日本侵略者の手中にあった。

東京国際軍事法廷の証人台に立った溥儀は、執政当時、誰の指揮を受けたかという検事の審問に、「関東軍司令官本庄繁とその幕僚たちである。とくに板垣は有力であった」と陳述した。

「あなたが皇帝となった当時国の法律は誰がつくっていたか」という質問に、「表面上満州国は独立自主の国だったが、事実上は関東軍がやっていた」と答え、日本の罪状を次のように暴露した。「大臣は全部中国人だったが、次長はたいてい日本人だった。大臣というのは飾り物に過ぎず、表面では日本人の次長が行政を操縦していた。ここで行政の説明もしたい。関東軍司令部の中には司令官がいて総て参謀長より司令官を通じて色々なことがなされた。参謀部の中に第 4 課があって、これが満州のことを司っていた。満州国政権において権限の最も大きいのは、日本人の総務長官である。その権限は



満州の実権を握った日本関東軍司令部

はるかに国務総理以上であった。総ての勅令国務院会は全部総務長官が会議の主席になり、第４課長が副主席となり、各次長が関与している秘密会議できめられ、我々はこれを火曜会議と言っていた。この会議の后に各部次長は担任事項に関し起草し、関東軍の承認を経ることになる。承認を経たならば、この案は動かすことの出来ないものとなるのである。この様に関東軍の承認を得た案は決定案として国務院に送附され、名義上皇帝又は部長の裁可を経る。他の小さいことは日本人部長が勝手にしていた。この会議において中国人は全然反対することはできない。かりに反対しても総務長官はそれを既定方針であると耳をかしてくれない。あくまで反対すると生命の危険があった。かくて満州国の中国人は恐怖心を抱くようになり、閣議や省長会議においても何も云うことができなくなった。その後吉岡中将が関東軍の命によって私を監視して来た」（同上 357～358ページ）。

溥儀の証言は、植民地満州において日本が犯した犯罪を語るものであった。この証言でもわかるように、日本は満州を支配するうえで他の誰とも政権を分かたず独り占めした。日本の満州支配に従わない者は殺害された。その一つの実例が溥儀の妻の死である。彼女は 23 という若さで、溥儀の監視人吉岡中将に毒殺された。その理由は彼女が反日感情を抱いていたことにあった。

溥儀の妻を毒殺した吉岡の罪業は、1895 年日本公使三浦が閔妃を虐殺した蛮行と軌を一にする日本軍国主義の残忍性の表れであった。

朝鮮の国政を牛耳っていた閔妃が親露派に転じ、日本に対抗すると、日本侵略者は、朝鮮駐在公使三浦の指揮する守備隊、警察隊、それに浪人の群れまで加えた殺人集団を景福宮の襲撃に投入した。

日本刀で閔妃を八つ裂きにした三浦一味は、証拠湮滅をはかって、死体を焼いたうえ池に投げ捨てた。この野蛮な強盗の後裔にはかいらい満州国の「皇后」を毒殺することなどごくありふれた行為にすぎなかったであろう。



日本侵略者に虐殺された閔妃

日本は満州を政治および軍事的に完全に支配したばかりか経済的にも完全に支配していた。

日露戦争の結果、日本は 1905 年に遼東半島と旅順、大連以北の鉄道沿線地を所謂「租借」し、満州と中国の無尽蔵な原料と資源を略奪した。とりわけ、1906 年に組織された南満州鉄道株式会社は、資源略奪の動脈であった。

東京裁判のホークス・ハースト検事は、日本の満州経済侵略を立証する冒頭論告でつぎのように指摘した。

「日本は武力をもって占領地に臨時的な、抑制された、そして独立を装った政府をつくり、これらを通じて日本の意志を強制し、彼らを仮想独立国としてあつかいその資源および工業を支配する計画を実行した。その好例は満州国である。満州建国は関東軍によって企画され日本政府によって実施された」（同上 445 ページ）

日本は 1933 年 3 月、『満州国経済建設案要綱』を作成し、これを統制経済の基礎とした。これは、満州の資源および工業にたいする日本の統制経済実施の第一歩であった。満州における日本の経済的地位は、ソ連から東清鉄道（南満州鉄道の前身）を買収した頃からいっそう強化された。これは満州における他国の権益を完全に排除する第一歩となった。また日本は、満州国との経済相互関係に関する主要問題を決定する機関として「日満共同経済委員会」を作った。これは満州経済の命脈を掌握する措置の一つであった。

1937 年 1 月、日本は「産業振興 5 か年計画」を作成し、その第 2 次建設計画に従って、一般経済財の一部を軍事資源の開発にまわした。これと関連して、同年 5 月、「重要産業統制法」を発布して、兵器製造、航空機製作、自動車生産およびその他の軍需品生産の増大

をはかった。12 月には半官半民会社「満州重工業開発株式会社」を組織していわゆる「新経済圏」の基礎をきずいた。これらは全満州の資源と生産を掌握、統制し、全経済部門を侵略戦争の準備に服務させる犯罪的行為であった。

満州を占領した日本は､20 年間に 600 万の日本人移民計画を立て、年々実行に移した。移住民たちは中国農民の土地を無償あるいはただ同然で奪い取って地主になり、また中国民族資本を強奪して資本家になった。日本人の地主、資本家は、満州植民地支配の社会的支柱、侵略政策遂行の現地執行者であった。

日本は満州で犯罪的な阿片政策を実施した。満州の統治者は表面上は阿片の吸飲を禁止したが、他方ではケシの栽培を奨励し、関東軍の管轄のもと日本人総務長官が栽培を指揮した。ケシの栽培は年々増加し、栽培地は熱河、奉天、吉林などの各省に及んだが、やがて､ケシ栽培費として 20 億円が特別会計として計上されるまでになった。

日本の阿片政策の犯罪性は、中国人を阿片中毒者におとしいれて民族自主意識を抹殺する一方、阿片売却の収益を植民地政策遂行の資金としたことにある。

日本の満州占領と植民地支配は中国人民の抗日反満意識を高揚させ、それ以来の 15 年間、民族解放闘争はやむことなくつづいた。満州事変後、日本は当地でひきつづき戦争状態にあったのである。

(5) 日中戦争

天皇制ファシズムの強化

満州の占領後、日本は侵略兵力を中国本土に向け、1937 年 7 月 7 日、ついに蘆溝橋事件を引き起こし、全面的な日中戦争へと突入した。

侵略戦争に先立って軍国化を強めるのは日本軍閥政権の常套手段で、日中戦争の前にも天皇制ファシズムの強化がはかられた。

天皇制ファシズムを強める契機は、1932 年の「5・15 事件」と 1936 年の「2・26 事件」であった。

ヨーロッパでファシズムの脅威が増大していたとき、日本では侵略戦争への機運が熟しつつあった。日本の軍国化は満州事変後いっそう加速された。「5・15 事件」につづく斉藤内閣の出現によって政党内閣にとって代わり、軍部内閣時代を迎えた日本は「戦争は創造の父、文化の母」といううたい文句を世界に向けてまで喧伝しはじめた。

「5・15 事件」は政党政治と軍部ファッショ政治との対決であり、ひいては軍部の勝利を意味するものであった。

「5・15 事件」によって「政友会」内閣の犬養毅首相が射殺され、軍部を代弁する斎藤実内閣が成立した。それ以来、日本の政治は天皇制ファシズムの軌道に乗って動き出したのであるが、1936 年の「2・26 事件」によって、少壮派軍部の海外侵略論は現実化されはじめた。

反乱を起こした青年将校と千数百名の下士官兵は、首相官邸や大臣の私邸を襲い、内大臣、蔵相、教育総監を殺害し、侍従長に重傷



青年將校等・重臣を襲撃

國體擁護を目的に蹶起

首相、内府、教育總監即死

侍從長重傷 藏相負傷

内閣・總辭職を決行す

後藤首相代理辭表捧呈

「2・26 事件」を報じた当時の新聞

を負わせ、警視庁、陸軍省、参謀本部、陸相官邸などを占拠することによって「日本政治の心臓部」を制圧した。

「尊皇討奸」の合言葉のもとに起こされた軍人反乱は 4 日目に鎮圧され、主謀者たちが死刑に処されていったん政局は収拾された。日本軍部内の軋轢の所産とされた「2・26 事件」は、日本のファッショ化、軍部独裁による軍国主義体制の確立が、いかに重大な段階に入ったかを見せつけるものであった。日本国内の軍国主義勢力の動きは、新たな戦争、より大規模な軍事行動への危険をはらんでいた。

日本軍閥政権は、国内の支配体制をファッショ化する一方、侵略戦争の対外的準備も積極的におし進めた。

1933 年 3 月 27 日、日本は国際連盟から脱退した。これは、日本の侵略戦争拡大政策を抑制しようとする国際社会への挑戦であった。日本政府は 1934 年 12 月、ワシントン条約およびロンドン条約（ともに日米英など 5 か国軍縮条約）を破棄して海軍兵力の拡大に乗り

出し、1936 年 1 月、ロンドン軍縮会議を脱退した。日本の軍閥ファッショ政権がとったこのような措置は、平和と安全保障をはかる国際条約の束縛を脱することによって、戦争と侵略のはてしない道を開いた犯罪行為であった。

日本の華北占領

満州を占有した日本軍は、1933 年 1 月～3 月、熱河に侵入し、ついで長城を越えて華北の諸地域を占領した。こうして、北京と天津は中国国防の最前戦となった。

当時、河北・チャハル地方の政治機関冀察政務委員会の管轄区域は、河北、チャハルの 2 省と北京、天津であった。この地域は中央政府の政令、法律に従い、防備には中国の第 29 軍があたっていた。そこには、第 37 師、第 38 師、第 143 師、第 132 師が所属していた。

7・7 事変の発生地盧溝橋は、北京・彰儀門の南西郊外にあり、宛平県政庁はその東側に位置し、城壁はそれほど大きくなかったが北京西方の要衝で、城内外には第 37 師が駐屯していた。

豊台に駐屯していた日本軍は、当地域の中国軍の撤退と長辛店の譲渡を再三求めていたが、中国側が受けつけないと、1935 年冬、占領軍の増強をはかって、豊台から盧溝橋にいたる中間地帯に兵営と飛行場の建設を企て、中国北方当局に申し入れ、それが拒絶されると、今度はこの一帯の住民の所有地を租借あるいは買収しようと企てた。日本軍橋本参謀長ら軍部代表は冀察政務委員会に乗りこみ、この地域の住民が土地を日本に租借、売却することを望んでいるにもかかわらず中国政府側が妨害していると抗議した。

北京市長は「いずれの国家たるとを問わず、土地に関する権利は

勝手に租貸または譲渡することはできない。たとえば我々が東京附近に土地を租借または購入しようとしても、貴政府はこれを許さないでしょう。かりに数百歩ゆずって言うが、民間の田地とか不動産の支配権がもともとその地方の住民に帰属し、官庁において勝手に処理することを得ないとしても一体君らは、その住民が自発的に売却を欲しているというかなる証拠を持たれるのですか」（同上390 ページ）と反問した。橋本一行が、住民がそれを欲しないとする確認書でもあるのかと詰め寄ると、北京市長は住民の捺印のある「売却租貸反対誓言」を見せた。橋本らは二の句が告げず退散した。もちろんこれで日本軍が侵略的野望を放棄したわけではなかった。その後日本軍は演習の名のもとに、北京近郊で軍事挑発をひんぱんにおこなった。そうしたなかで、日本軍は中国軍の不備をついて宛平城の奪取を企てた。7・7 事変前夜華北地方の軍事、政治、経済の状況は、おおよそこのようなものであった。

満州占有後、中国本土を狙う日本の作戦は、まず華北地方を南京政府から切り離して領有し、つづいて華中、華南へと戦果を広げることにあった。この作戦は 1934～1935 年におこなわれたが、それが思い通りにいかないと、「親善と友好」の看板をかかげて、津石鉄道の建設、竜焦鉄鉱山の開発、天津関税率の改正などを要求し、華北における経済利権の独占をはかった。

日本は華北に対して政治的、経済的に浸透することが難しいと見ると、中国を軍事的に威嚇して屈伏させようとした。7・7 事変前夜、日本は優勢な兵力を華北に投入して、中国政府を力で抑える侵略戦争に乗り出した。

蘆溝橋事件

1937 年 7 月 7 日零時 10 分、日本軍特務機関長松井は中国側に、「日本陸軍 1 個中隊がさきほど蘆溝橋付近で演習中、当地駐屯中の第 29 軍第 37 師所属部隊の射撃を受け、一時混乱状態に陥っていたが、点険の際兵士 1 名が行方不明となった。日本軍は今夜、入城して検査する」と通告した。これは中国に対する日本の挑戦であった。他国で勝手に軍事演習をすること自体が国際法に背くものであった。事前通知も承認もなしに演習をおこない、そこで日本軍兵士 1 名が行方不明になったことが、どうして中国側の責任だと言えるだろうか。ところがかれらは、またしても中国側に電話をかけ、「日本の特務機関および部隊全員不満を表明している。強硬方法をもって入城し捜査をおこなう。妨害すれば軍隊を動員して城を包囲することに決定した」と威嚇した。

日本軍は電話で通知したあと、回答を待たずただちに軍事行動に移った。6 門の砲を持つ 1 個大隊が豊台から蘆溝橋に向けて進撃を開始した。



蘆溝橋を渡る日本軍

敵情を見守っていた中国軍も防備をととのえた。第 29 軍副軍長は麾下の部隊に「蘆溝橋と宛平城を確保し、日本兵を 1 人も入れてはならない」と命令した。こうして宛平城の攻防戦がはじまった。日中戦争はこのようにして開始されたのである。

7 月 8 日と 9 日の戦いで、日中双方は多くの死傷者を出した。その時、松井特務機関長は情勢不利と見て、10 日、中国側に休戦交渉を申し出た。かれはその理由として、失綜中の兵士を見つけたから、局地的衝突は平和裏に解決できるであろうというものであった。

当日、日中代表は、双方は作戦に関する一切の行動を即時停止すること、双方の軍隊は元の守備地点に戻ること、蘆溝橋と宛平城の守備は第 29 軍中反日感情のもっとも濃厚な第 37 師に代わって、他の部隊を配置することなどを決定した。

日本軍がこの協議条項に同意したのは、事件を平和的に解決するためではなく、援軍が到着するまで時間を稼ぐためであった。日本軍は休戦協定に合意しながらも、関東軍部隊を平津作戦に向けて集中移動配置した。こうして休戦協定の締結 4 日後、再び大規模な戦いが開始され、それ以後 10 余年にわたる日中戦争がくりひろげられることになったのである。

日本は速戦即決によって中国政府を 3 か月以内に降伏させようともくろんだ。しかし、10 余年にわたる日中戦争の歴史が示しているように、それはまったくの見込み違いであった。

蘆溝橋事件をもって日中戦争を引き起こした日本軍は、戦争をエスカレートさせながら、その責任を中国側にかぶせようとした。7・7 事変を拡大した責任がどちら側にあるかについて、当時の駐中米大使館武官ダウィット・ロー・バレット大佐はつぎのように証言し

ている。

「余の上官はスチルウェル大将（当時大佐）であった。7 月 7 日朝その命により私は情勢調査を行った。余の判定の範囲では衝突は小規模であって 9・18 の衝突ほど重大でないことを報告した。日本が希望するならば事件は何時でも解決されたということはこの期間を通じて余の確固たる信念であった。前后期間中中国軍に対する日本軍の態度は傲慢で攻勢的であり、かつ多くの場合その行動は中国の主権に対する侮辱と直接の冒瀆であったと思う。余の考えでは、7 月初週宛平附近で日本軍が行った夜間演習は故意にする挑発的なものであった。日本側は当時両国間に存在した緊迫した関係と、かかる演習中に起りうる誤解および摩擦の可能性を知らないはずはなかった。満州から万里の長城の南方地域への日本軍大部隊の移動が、日本軍の宛平攻撃后 20 時間に開始されたという事実は、宛平事件が日本の中国に対する宣戦布告せざる戦争の第 2 段階への用意周到な準備に対する言訳であったことを暗示している」（同上 398 ページ）

バレット大佐の証言は、蘆溝橋事件の責任が日本軍側にあり、宛平城の戦いで結んだ休戦協定を破棄して、侵略戦争を拡大した責任も日本軍側にあることを指摘している。日中両国軍の衝突は、平和的に解決できたはずであるが、それを拒んで大規模な侵略戦争を開始したところに日本の平和に対する罪があるのである。

日本による開戦は日中両国の平和と安全を破壊したばかりでなく、広くアジアの人民に戦争の惨禍をこうむらせたのである。

（6）太平洋戦争

「大東亜共栄圏」の野望

日中戦争を起こした日本は、中国人民の自主権と生存権を奪ったばかりか、欧米列強とりわけ米英両国の中国における利権を著しく侵害した。その結果、日本と欧米資本主義列強間の矛盾と対立が顕在化した。 あくなき貪欲と侵略に血道をあげる日本の軍閥政権は、アジアから欧米勢力を駆逐し、アジア太平洋地域を日本の植民地に変えようとする侵略戦争の新たな段階を迎えて、「大東亜共栄圏」論をうんぬんしはじめた。

第 2 次近衛内閣（1940 年 7 月～1941 年）は、「大東亜共栄圏」建設声明を発した。これは、1942 年 1 月、日本の「総力研究所」が作成した『大東亜共栄圏建設原案』に具体化されている。

原案にはまず、「東亜自主共栄の形態」について語り、「大東亜共栄圏」に含まれる地域と、そこにおける日本の地位についてつぎのように述べている。「太平洋並中央亜細亜及印度洋ニ依リ包括セラル範域ニ於テ其ノ国家民族ハ其ノ資源トヲ総結合シテ此ニ東亜国家民族ノ為メ自主共栄ノ安住区域ヲ劃定ス。

日本、満州、北支揚子江下流地域及「ソ」領沿海地域ヲ包括スル彊域ハ東亜結合ニ於ケル中核地帯トシ、皇国ハ東亜結合ニ対シ指導的使命ヲ有スルモノナリ。

右ノタメニハ東部西比利、支那、印度支那、南洋並濠州、印度等ノ解放ナイシ独立ヲ以テ必須ノ勢トナス」（「朝鮮民主主義人民共和国社会科学院所蔵マイクロフィルム」）

ここで、原案は「独立」と「解放の名のもとに、日本が支配する地域を示し、ひきつづき、日本の「指導」する「東亜結合」の地域的区画と日本の国防圏についてつぎのように述べている。

「皇国ガ東亜中心勢力タルノ實ヲ具フルガ為ニハ先ヅ、東亜中核地帯ノ安固確立ヲ必要トナシ且東亜建設ノ為其ノ地域ヲ左ノ如ク劃定ス。

中核圏、皇国ノ存立圏ニシテ日本、満州、北支揚子江下流地域及、「ソ」領沿海地域ヲ包括スル彊域。

小共栄圏、東亜小自給圏ニシテ中核圏及東部西比利、支那、印度支那、南洋ヲ包括スル彊域。

大共栄圏、東亜大自給圏ニシテ小共栄圏及濠州、印度、太平洋諸島ヲ包括スル彊域」（同上）

日本はこのように、アジア地域を 3 等分してつぎつぎに占領し、各地域の資源を「自給」の名のもとに略奪する予定であった。

日本はまた、占領各地域を日本の「国威圏」として画定すると同時に、それを「東亜防衛」の基準とするとして、「防衛圏」を次のように区分けした。

基礎圏――おおよそ中核圏をなし絶対の安全を確保すべき境域

防衛圏――おおよそ小共栄圏をなし欧米の侵略に対して完全に防衛しなければならない境域

威力圏――おおよそ大共栄圏をなし、欧米の侵略に対して優位を確保しなければならない境域

そして当面、小共栄圏（防衛圏）の範域を、東亜建設および国防上の安全を目標とし、その確立後しだいに大共栄圏（威力圏）の建設へと進むであろうとした。

原案は「東亜経綸の要領」についても言及している。それによると、中国内陸の敵対勢力を倒壊し、中核圏建設を促しながら、いわゆる新中国を育成し日中戦争問題を解決、処理して「日満支善隣結合」を達成するとしている。

これは、日中戦争を通して中国人民の主権を徹底的に抹殺し、「善隣結合」の名のもとに軍事力で中国を日本に従属させようとする妄想であった。

原案には、中国の占領後アジア全域を支配する計画がつぎのように印されている。「印度支那及南洋ヲ含ム彊ニ於ケル英米ノ東亜侵略勢力ヲ駆逐シ、之ヲ我防衛圏内ニ包括ス。之ガタメ当面ノ戦争ヲ包含スル対英米戦争ヲ遂行ス」（同上）

日中戦争から太平洋戦争へとつき進んだ日本は、さらに対ソ戦争も構想した。これについて、「東亜経綸の要領」には、「ソ聯東亜侵略勢力ヲ駆逐シ東部西比利ヲソ聯政権ヨリ分離シ我防衛圏内ニ包括ス。之ガ為メ対ソ戦争ヲ豫期ス」とした。

つづいて、この犯罪的な計画は「濠州及印度等ノ解放乃至独立ヲ逐次誘導ス。之ガタメ英国及其提携国ニ対シ再戦ヲ豫期ス」としている。

こうしたなかで適当な時期を見はからって「大蒙古国の建設」をはかるとしていた。

日本は、「小共栄圏」の建設期間を少くとも20年を目標とすると公言した。

犯罪的な『大東亜共栄圏建設原案』には、このほかにもアジア太平洋地域の征服後、その地域で植民地支配秩序を樹立するための「建設精神」「建設目標」「政治建設」「東亜結合の要領」「思想及び文化

建設」「建設方略」「戦略的方略」などについて述べている。最後に、「大共栄圏」の建設を促進するには、占領地の人的・物的資源を活用する一方、ドイツ、イタリアとの提携協力をひきつづき強化し、敵対国を欧米州方面で牽制すべきだと力説している。

このように「大東亜共栄圏」論は、地球の東半球の征服、支配をめざす侵略論理で貫かれている。

日本の天皇制ファッショ政権は、この犯罪的計画が「東洋の平和」「東洋の新秩序」確立を目的とすると喧伝したが、それが平和と安全、秩序を破壊する犯罪であることは言うまでもない。

日独伊 3 国軍事同盟

日本、ドイツ、イタリアの 3 国軍事同盟は、アジアとヨーロッパにおける侵略戦争の火種であった。

1936 年 10 月、ベルリン・ローマ枢軸が成立し、ついで 11 月には「日独防共協定」が結ばれた。その内容は共産インターナショナルに対抗して日本とドイツが緊密に協力しあうというものであった。

防共協定が結ばれたとき、両国は秘密付属協定を結んだが、そこでは締約国の一方が攻撃を受けた場合、あるいはソ連から正当な理由のない攻撃の脅威を受けた場合、一方の締約国はソ連に効果的な援助を与えるというような行動を取らないこと、また締約国は共通の利益の保護をはかって必要な手段を取る目的で、速かに協議することなどが取りきめられた。

「日独防共協定」の締結後、日本とドイツはイタリアをこれに引き入れる裏面交渉をおこなった。

3 国同盟は、ドイツ駐在日本大使大島、イタリア駐在日本大使白



日独防共協定の締結

鳥、ドイツ外相リッベントロップらの裏面活動によって、1940 年 9 月 27 日に締結された。これは防共協定の範囲を越え、全世界を対象にした犯罪的な軍事同盟であった。

それはソ連を対象にすると同時に、3 国の利益に反する地球上のいかなる国をも侵略の対象としたもので、3 国同盟の締結後、日本とドイツは世界制覇計画を先を競って実行し、日本はついに太平洋戦争へと突き進んだのであった。

日本とドイツはさらに3国同盟の交渉を進めている間も間断なく侵略戦争をつづけた。日本は、1939 年 2 月、中国の海南島を占領し、1940 年 3 月、汪精衛かいらい政権をでっちあげ、それを通して全中国の支配権確立を企てた。



日独伊3国軍事同盟の締結と調印文

ドイツがオランダを攻略し、フランスを降服させると、オランダ領インドネシアとフランス領インドシナにたいする日本の欲望は抑えがたいものとなった。

3 国同盟の締結を契機に、日本の対米英戦争計画は具体化され、シンガポールに対する無警告攻撃が企図された。

3 国同盟をテコにして、ドイツは日本を太平洋戦争へ、日本はドイツを対ソ戦争へと促した。

1939 年 8 月、独ソ不可侵条約を結んだドイツは、9 月 1 日、ポー

ランドへ不意に侵攻し、27 日、ワルシャワを落とした。9 月 3 日、英、仏はドイツに宣戦を布告した。ドイツ軍はヨーロッパで戦火を拡大し、1941 年 6 月、不可侵条約を反故にしてソ連に進撃した。

ドイツが連合国を相手どって冒険的な侵略戦争を起こすと、これに力を得た日本は、太平洋戦争をひき起こして「大東亜共栄圏」の夢を実現しようとした。

日本の太平洋戦争開始に日独伊枢軸がいかなる作用を及ぼしたかは、開戦前後の 3 国同盟の動きを見れば明らかである。

太平洋戦争直前の 1941 年 11 月 29 日、大島大使とリッベントロップ外相との会談の際、リッベントロップは「日米交渉は望みはない。日本は 3 国同盟による緊密な協力の下に、東亜に新秩序を遂行すべきである。日本の対米開戦は独日ともに利益になる」と言い、ドイツと米国の関係はどうかとの大島の質問に「ローズヴェルトは気狂いだから何を仕出かすか分らぬが、ドイツの対米態度は極めて硬化しており、必要とあらば一戦を辞せぬ徴候がある」と答えた。また「対ソ戦の展望はどうか」との大島の質問に「総統は最初の企画より遥かに早く、ソ連を打倒すべく決心している。来春独軍はウラル山脈を越えて、スターリンをシベリアの奥深く追いやるだろう」と豪語した。

1941 年 12 月 3 日、イタリア駐在日本大使白鳥はムソリーニに会見を求め、日米開戦直後イタリアが即時、宣戦布告するよう要請し、同時に、単独講和はおこなわないと約束するよう提案した。これにたいしてムソリーニは「大陸間の戦争になるぞ。これは 1939 年 9 月以来すでに自分の予知していたことだ」と白鳥を励ました。

日本が太平洋戦争を起こした直後の 1941 年 12 月 14 日、ヒトラ

ーは大島大使を招き武力提携が絶頂に達した日独間協力の「成就」を次のようにたたえた。「日本の宣戦布告のやり方は実に適当であった。あのやり方以外に適当な方法はない。余は日本の最初の第 1 撃を聞いて奮激した。余自身も、ポーランドやロシヤと交渉していたとき、相手が協定の成立を望んでいないことを知るや、何等の手続きも取らず不意打ちをやったが、将来もこの方法を続けるであろう。日本の参戦はドイツにとっても大なる援助であった。今后ドイツの潜水艦はいちいち英国船と米国船を見分けてから攻撃するという堪え難い心理的過労をはぶくことが出来る」(『東京裁判』上 475 ページ)。「アングロサクソン諸国の現有艦船の総噸数は大陸遠征のための軍隊を輸送するには不十分であるが、さらに日本の電撃武器をドイツに移入することによって敵艦を攻撃すれば効果は大きい。ことに英国はドイツが日本の電撃武器を持っていることを知らないから、不意打ちをやることが出来るだろう」(同上 476 ページ)。

日独伊 3 国はかれらが起こした世界大戦が激化するにしたがい、攻撃と防御の強化をはかって、1942 年 1 月 18 日、3 国軍事協定を結び、条約によって世界を 2 分する作戦担当地域を定めた。それは確かに「雄大」ではあったが、自らの力をわきまえぬ妄想にすぎなかった。遠く隔った 3 国の連係とは、せいぜい潜水艦その他による連絡以上の何物でもなかったのである。

かれらが作成した作戦担当地域はつぎのようである。

(1) 日本

(イ) 東経 70 度以東からアメリカ大陸西岸に至る水域および水域上の大陸および島嶼(オーストラリア、オランダ領東

印度、ニュージランドなど)。

（ロ）東経約 70 度以東のアジア大陸。

(2) 独伊

（イ）東経 70 度以西からアメリカ大陸東岸に至る水域および水域上の大陸および島嶼（アフリカ、アイスランドなど)。

（ロ）近東、中東および東経 70 度以西のヨーロッパ州。

(3) インド洋における状況によっては前に協定した地域の境界、地域の制限を越えて作戦をおこないうる。

一般作戦計画の内容はつぎのようである。

(1) 日本は英米に対する独伊の作戦に協力し、南洋方面および太平洋で作戦を遂行する。

（イ）日本は大東亜で英国、米国、オランダの重要基地を撃滅し、その地域内の領土を攻撃する。

（ロ）日本は西太平洋で制海権を確保するため、太平洋およびインド洋から英米の陸海空軍を撃滅する。

（ハ）英米艦隊が大西洋にその主力を集結する場合、日本は太平洋およびインド洋全域で通商攻撃を増強し、また、大西洋にその海軍力の一部を派遣して、独伊海軍と直接協力する。

(2) 独伊は南洋方面および太平洋で日本の作戦に協力し、対英米作戦を遂行する。

（イ）独伊は近東、中東、地中海、大西洋で英米の重要基地を撃滅し、その地域にある英米領土を攻略する。

（ロ）独伊は大西洋および地中海で英米の陸海空軍を殲滅しまたは通商を破壊する。

（ハ）英米艦隊が太平洋にその主力を集結する場合、独伊は

太平洋にその海軍の一部を派遣し、日本海軍と直接協力する。

3 国軍事協定はまた、つぎのような軍事作戦要項を協約した。

(1) 作戦計画の重要事項に関する連絡の維持。

(2) 経済戦の協力には、つぎのものが含まれる。

（イ）経済戦計画に関する連絡の維持。

（ロ）経済戦の進行、重要情報その他必要とする事項に関する連絡の維持。

（ハ）一加盟国がその担当作戦地域を越え、経済戦を遂行しようとする場合、その計画を他の加盟国に通知し、作戦基地の使用、補強供給、乗務員の休養、修理業務に関する協力および相互援助を確保する。

(3) 作戦に必要な情報の収集および交換。

(4) 心理戦に関する協力。

(5) 相互間の軍用電報電送を確保するための協力。

(6) 技術的要求が存在する限り、日独伊 3 国間の航空通信の創設およびインド洋で航路および海上輸送を開始するための協力。

3 国が取り決めた作戦協定は、冒険的な内容で貫かれている。それは敵味方の力関係についての誤った判断にもとづいたもので、一つとして実現しえない夢想にすぎなかった。この作戦協定の犯罪性は、独伊は地球の西半球を、日本は東半球をおのおの占領して、植民地支配を実現しようとしたことにある。それはまた、世界の平和と安全を破壊し、人類を戦争の惨禍におとしいれ、はかりしれない不幸と苦痛、犠牲を強いたことにある。

張鼓峰およびノモンハン事件

張鼓峰およびノモンハン事件は、ソ連にたいする日本軍の予備戦争、実験戦争であった。

日本軍部は、1938 年 7 月、張鼓峰事件（ハサン湖事件ともいう）を起こし、ソ連国境警備隊の満州侵犯によって戦いがおこなわれ、日本が勝利したかのように喧伝した。しかし、実際は日本の計画的な挑発によって起こされ、日本の敗北に終わった事件である。

1938 年 7 月、朝鮮駐屯日本軍統帥部によって、各地区に分散していた兵力の集結が終了すると、モスクワ駐在日本大使重光葵はリトヴィノフ外務人民委員に向かい、張鼓峰は満州国に属するとして返還するよう要求した。重光は、要求に応じない場合実力を行使すると威嚇した。しかし、ソ連側は 1886 年露中間に締結された琿春条約とそれに添付された原地図を見せて、張鼓峰がソ連領であることを示して、日本側の要求を拒絶した（7 月 20 日『リトヴィノフ・重光会談記録』)。

すると、朝鮮駐屯日本軍は実力を行使し、攻撃を強行した。

ソ連内務人民委員会国境警備局の報告資料による事件の顚末は、つぎのようである。

7 月以降、日本軍はハサン湖地区に大兵力を集中し、組織的な国境侵入事件を起こしたが、そのつどソ連軍に撃退された。7 月 15 日、張鼓峰南側傾斜面に日本軍憲兵隊が侵入し、憲兵 1 名が射殺された。25 日、ソ連国境警備分遣隊は、小銃、機関銃の射撃を受けたが、対応射撃を控えた。26 日、ソ連軍が国境を侵犯した日本兵 2 名を国境線で日本官憲に引き渡していたとき、日本軍 1 個中隊がチョルド山を示威占領した。29 日早朝、濃霧を利用して、日本軍 1 個中隊がハ

サン湖付近無名高地のソ連分遣隊を襲撃した。29 日から 8 月 5 日まで、日本軍は張鼓峰とその一帯の無名高地に散在していたソ連国境警備兵に猛射を浴びせてこれらの高地をすべて占拠した。8 月 11 日、赤軍の各部隊は戦闘に参加し、日本軍を粉砕してソ連領土を奪回した。

日本が張鼓峰事件を起こした目的とその規模について、元ハルビン特務機関長秋草俊は、東京裁判で、「1938 年張鼓峰付近で衝突があった。その目的は戦闘を通して赤軍の実力を試すことにあったと覚えている。この衝突に日本側は朝鮮駐屯軍 1 個師団を参戦させたが日本の敗北に終わった。関東軍は衝突地点に 2 個師団急派したが、到着前に戦闘が終了していたので参戦できなかった」と証言している。

張鼓峰事件は、他国の領土を侵犯し、赤軍の実力を試そうとした日本軍の挑発事件で、その性質から見て、日ソ間の平和と安全を破壊する戦争犯罪であった。

日本軍は張鼓峰事件で甚大な軍事的打撃を蒙ったが、それに懲りず、1 年後の 1939 年夏、ノモンハン事件（ハルヒン・ゴール事件とも言う）を引き起こした。

1934 年、関東庁が発行した地図には、モンゴル人民共和国と満州国との境界がハルヒン・ゴール河の東岸に表示されており、それは、1919 年、中華民国発行の地図の境界線とまったく一致するものであった。ところが、1 年後の 1935 年、関東庁は国境がハルヒン・ゴール河の流れに沿って表示された新しい地図を発行した。こうしてノモンハンの沃土はモンゴル人民共和国から満州国へ移された。この肥沃な土地は原地住民の生活上かけがえのないものであり、日本側



攻撃作戦で強行軍する日本軍

からすればモンゴル人民共和国侵入の格好の軍事拠点であった。

日本軍と赤軍の衝突は、ハルヒン・ゴール河西方、即ち日本の偽造地図によっても、明らかにモンゴル側の領域で起こった。

赤軍参謀本部の歴史記録部が作成した『ハルヒン・ゴール河地域における日本の挑発的攻撃に関して』にはあらましつぎのように書かれている。

日本人はお得意の挑発というやり方で全般的に極めて用意周到に攻撃を準備した。1939 年 1 月以降、ハルヒン・ゴール河地域で日本の分遣隊は組織的にモンゴル人民共和国の国境を侵犯しはじめた。このような国境侵犯事件はおよそ 30 件に達した。ハイラル駐屯第 23 歩兵師団所属の常備軍大集団と騎兵連隊が、この地域に集中した。ところが、モンゴル人民共和国側はハルヒン・ゴール河西方の小さな国境陣地の兵力が防備していたにすぎなかった。

5月14日6時、300余の日本軍騎兵はモンゴル国境の第7陣地を突破して、ハルヒン・ゴール河の東側に至った。この日、終日日本空軍がモンゴル地域上空を飛行した。15日12時45分、日本の軽爆撃機5機が第7陣地を攻撃した。それらは高度800メートルから52個の爆弾を投下し、機銃掃射を浴びせた。こうして死者2名、負傷者19名を出した。日本側は同時に、700名の騎兵と機械化歩兵部隊を乗せた3台のトラックをハルヒン・ゴール河東方に集結させた。

このように、日本は、5月11日、ハイラル駐屯部隊を投入して戦闘を開始したが、この5月の会戦で日本は目的を果たせず多くの損失を出したので、新たに大規模作戦を準備した。6月末まで、日本側は第23歩兵師団の全部隊と第7歩兵師団の戦車部隊2個連隊、ハイラル騎兵連隊を交戦地域に集中させ、さらに関東軍選抜の砲兵隊を増強した。少なくとも150余機の日本空軍がこの地域に送られた。日本軍の企図は、主力をソ連軍の背後に進出させて、前線のソ連軍を奇襲し一気に撃滅することであった。しかしソ連赤軍は8月に攻撃を開始し、日本軍を壊滅した。

ノモンハンの侵略戦争を指揮した関東軍司令官植田と参謀長磯谷は敗戦の責任を問われて更迭された。東京裁判の際、ゴルスキー・ソ連代表検事は、そうした事情をつぎのように皮肉った。「日本の宣伝は、あらゆる情況を歪曲し、ノモンハン事件を〈勝利の下、勇敢なる関東軍により撃退された〉蒙古軍の満州領侵入企図の失敗の如く表現せんとつとめた。勇敢なる関東軍にとってのハルヒン・ゴール河事件の直接の結果は、関東軍司令官植田大将ならびに幕僚が罷免されたことで、これは明らかに〈彼等の収めた勝利〉に対する行賞であったのだ」（『東京裁判』上497ページ）。



ノモンハンの
日ソ休戦交渉

日本がノモンハン事件を起こした目的は、モンゴル自治主義者たちと共謀してモンゴル人民共和国を日本の占領地域に取り込むことにあった。この妄想は、赤軍とモンゴル人民革命軍の反撃にあって粉砕された。

張鼓峰およびノモンハン事件は、ソ連侵略をはかった戦争挑発行動であり、日ソ両国間の平和と安全を破壊する戦争犯罪であった。日本の戦犯が東京裁判で処刑されたのは当然の報いであった。

真珠湾奇襲＝太平洋戦争の開始

満州事変から太平洋戦争の開始まで、日本軍閥政権は、ハーグ条約、国際連盟規約、9 か国条約などの国際条約を蹂躙し、中国全域にわたって戦争をエスカレートさせた。国際連盟加盟諸国は日本に、中国からの日本軍の全面撤兵､侵略戦争の中止などを強く要求した。日本は戦争に拍車をかけながらも、他方では交渉の場に臨んで太平洋の平和維持に努めているかのように装った。

1941 年 6 月 22 日の独ソ戦開始後、太平洋戦争の開始に至る過程

を順を追って考察するとつぎのようである。

独ソ戦が開始されると、東京では国策決定会議が連日つづき、7月2日、陸軍大臣東条英機の要請で御前会議が開かれた。ここでは「情勢の推移」にてらして、つぎの3条項が決定された。第1、支那事変処理の努力を継続する。第2、大東亜共栄圏確立に邁進する。第3、南方進出を講究する。

独ソ戦がはじまると、日本政府は、日本も対ソ戦争をおこない、ドイツと日本がソ連を東西から挟撃してこれを滅亡させて太平洋方面に進攻すべきか、つまり「北方進出」か、それとも「南方進出」かをめぐって論議を重ねた。7月2日の御前会議は「南方進出」を国策として決定した。

7月16日、第2次近衛内閣は松岡外相を豊田と交替させ、第3次内閣を組閣した。7日、日本軍はフランス領インドシナ南部へ進攻し、米英両国はただちに対日石油禁輸を宣言し、事実上、通商は断絶した。

8月28日、近衛首相はローズヴェルト米大統領に「平和維持」の名で会談を要求した。これにたいしてローズヴェルトは、本会談に先立ち、根本的意義を持つ重要問題に関する予備会談を提案した。日本は、9月6日、(1) 日本はフランス領インドシナにたいする無制限の軍事的支配を保留する、(2) 南方地域への軍事行動の正当なる理由に関しては日本が判定する、(3) 日本は米国が中国で公正な基礎のもとに経済活動を遂行するか否かを決定する、(4) 米国はフィリピンおよび極東の他の地域での軍備強化のための一切の努力を放棄する、(5) 米国は中国への全面的軍事援助を中止する、(6) 米国は日本の在米資産の凍結を解除し、日本の軍備強化に要する鉄お

よび航空機用ガソリンを獲得できるようにするなどの主張を持ち出した。

これは、日本の中国侵略戦争を国際的に公認せよというものであった。日本はそれが国際的な承認を得られないと承知していたので、一方では会談に応じるかのように見せかけながらも、他方では開戦の日取りまで決めていた。同じ 9 月 6 日の御前会議は、軍部を代表する東条英機の主張で戦争の準備を急ぎ、日米交渉が 10 月中旬まで日本の満足するように終結しない場合、日本は攻撃を開始することを決定していたのである。

9 月 25 日、日本政府はグルー米大使に、新提案を手渡し、早急な回答を求めた。新提案は、日本は 3 国同盟にもとづき対米開戦も辞せずとほのめかし、米国に新提案を受け入れるよう求めた。

10 月 2 日、ハル国務長官は日本大使に、日米間の意見の相違に関する米国側の態度を説明し、つぎの基本 4 項目を骨子とする覚え書きを手渡した。①すべての国の領土保存および主権の尊重、②他国の内政にたいする不干渉主義の支持、③通商の機会均等を含む平等主義の支持、④平和的手段によって変更しうる現状況外の太平洋の現状況の不撹乱（この基本事項は同年 4 月 16 日、ハル国務長官が日米交渉の基礎として、野村駐米大使に手渡したものと同じものである）。

日本が開戦の時期と定めた 10 月中旬が近づくと、9 月 6 日の御前会議参加者（近衛首相を含む）の間で激論が交わされ、結局、第 3 次近衛内閣は総辞職した。後継内閣を決めるための重臣会議では、主戦派の東条英機が首相に推された。東条は内大臣木戸幸一の提案で 9 月 6 日に決定された 10 月中旬開戦を留保し、当分、日米交渉を

続行することと、陸・海軍の軋轢を解消することを条件にして首相に就任した。東条は、10 月 15 日の開戦予定日を 11 月 15 日に延ばし、さらにその後 11 月 29 日に日取りを変え、陸・海軍の軋轢は大臣の交替によって処理した。

東条内閣の出現によって対米英開戦は避けられないものとなった。

11 月 5 日、御前会議が開かれ、米、英、オランダにたいする国策が検討され、ここで、11 月 25 日に戦争準備を完了し、同時に軍事行動に移ることを決定した。当日、連合艦隊機密作戦命令第 1 号が発令され、2 日後の 11 月 7 日には、12 月 8 日をＹ日（攻撃仮定日）とする連合艦隊機密作戦命令第 2 号を発令し、その後、実際の攻撃開始日を「X 日」とした。

日本はこのように戦争計画を強引におし進める一方、対米交渉をつづけた。11 月 20 日、日本大使を通して米国務長官に示した提案は、米国の対日外交政策を放棄し、日本の一切の征服戦争と侵略を認めよという傲慢なものであった。

日本は、11 月 26 日早暁、「真珠湾攻撃命令」を発した。午前 6 時、東方に向かった機動部隊はやがて進路を変え南下しはじめた。同日、ハル国務長官は、2 通の書簡を野村大使に送った。それは、日本が真に懸案の解決を望むならば、10 月 2 日付けの覚え書き 4 項目およびその履行案を受け入れ、意見の違いを取り除こうというものだった。しかし対案のない日本は米国の提案を平和的解決を妨げるものとして一蹴した。それにもかかわらず東郷茂徳外相は野村大使に交渉をつづけよと指示した。

11 月 30 日、永野軍令部長と嶋田海相は天皇に、海軍の戦闘体制

日本軍の真珠湾攻撃



は完了し、作戦は成功するであろうと報告した。

真珠湾奇襲作戦を控えた 12 月 1 日、最終御前会議および内閣会議がおこなわれた。ここで全員一致で開戦を可決し、X 日は東京時間で 12 月 8 日と定められた。

日本は最後通牒も宣戦布告もなしに真珠湾を奇襲した。このように太平洋戦争は日本のだましうちによってはじまった。

2　戦争法規違反罪

(1)　戦争法規違反罪の法律的根拠

戦争法規違反は戦争犯罪である。この違反は、被占領国の非戦闘員に対する殺害、虐待或いは奴隷的労働その他の目的のための国外追放、捕虜または海上船舶乗務員の殺害または虐待、人質の殺害、公私有財産の強奪、都市、農村に対する無差別破壊その他軍事上の必要性の見地からして正当だと認められない破壊行為が含まれるが、それは上記事項にのみ制限されるものではない。

1899 年 7 月 29 日、ハーグで調印された「国際紛争の平和的解決のための条約」では、つぎのように規定されている。

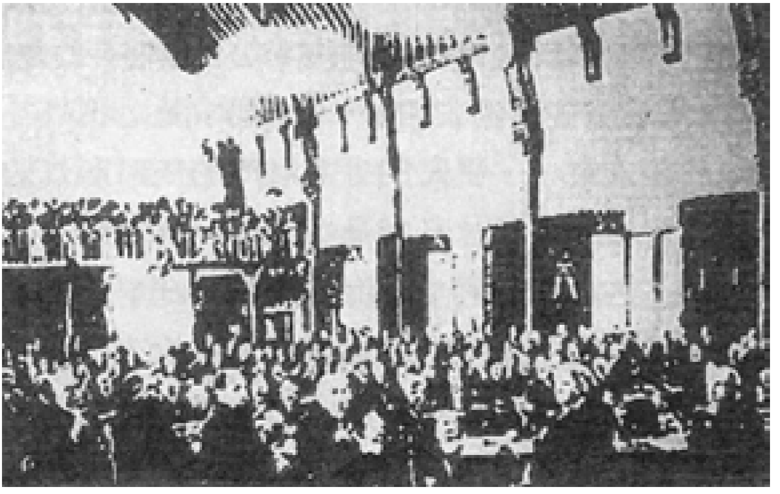
第1条　列国間の関係において兵力に訴うることをなるべく制止せしむがため、記名国は国際紛議を平和に処理することにその全力を竭さむことを約定す。

第2条　記名国は重大なる意見の衝突又は紛争を生じたる場合には、兵力に訴うるに先立ち事情の許す限りその交親国中の1国若しくは数国の周旋又は居中調停を依頼することを約定す。

この条約は日本が重要でない箇所にいくらかの留保をつけて調印及び批准されたものである。

1907 年 7 月 18 日、ハーグで調印された「国際紛争の平和的解決のための条約」には、つぎのように規定されている。

第1条　国家間の関係において兵力に訴うることをなるべく予防



1907 年のハーグ万国平和会議

せむがため、締約国は国際紛争の平和的処理を確保するに付きその全力を竭さむことを約定す。

……

第 3 条　締約国は重大なる意見の衝突又は紛争を生じたる場合において兵力に訴うるに先立ち事情の許す限り、その交親国中の 1 国又は数国の周旋又は居中調停に依頼することを約定す。

この条約は 1899 年のハーグ条約を再確認している。また 1907 年 10 月 18 日、ハーグで調印された「敵対行為の開始に関するハーグ条約第 3 号」の第 1 条には、「締約国は理由を附したる開戦宣言の形式又は条件付開戦宣言を含む最后通牒の形式を有する明瞭かつ事前の通告なくしてその相互間に戦争を開始すべからざることを承認す」と規定されている。

このような条約は、宣戦布告なき戦争或いは最後通牒ないし事前警告なき不意打ちや欺瞞打撃のような攻撃は、戦争法規違反罪であ

ることを確認するものであった。また、国家間の意見衝突や紛争問題を平和的に解決せずに武装攻撃をおこなうのは侵略戦争であることを暗示するものであった。侵略戦争が国際的犯罪であることは、その後の国際法によって明示された。

「侵略戦争は国際的犯罪を構成する」――これは 1927 年の国際連盟第 8 回会議で全会一致で可決されたもので、日本はその調印国であった。

1907 年 10 月、ハーグ条約第 4 号は、「一層完全なる戦争法規が作成せられる迄は、締約国の採用にかかる法規に該当せざる事件に於いては住民及び交戦者は其の起源を文明国民の間に確立されたる慣例、人道及び一般良心の命令に有する国際間の原則の保護、適用を受くべしと宣言」している（『東京裁判』上 226 ページ)。

ハーグ条約締約国の陸海軍は、一面では文明国の慣習によって、他面では条約、協約および担保によって確立された「陸戦の法規慣例公約」による義務を負っている。そしてこの条約、協約および担保はただちに陸海軍にたいする拘束力を持っており、すでに定められ承認された法則の根拠となる。こうした慣習の根拠は、先に引用したハーグ条約第 4 号の規定である。

「陸戦の法規慣例公約」の基本要請は、戦闘の際非戦闘員である住民の生命、財産に対するいっさいの形態の侵害も戦争犯罪として規定しなければならないということである。日本は「陸戦の法規慣例公約」の 1 当事国であった。これは、近代以降被征服国人民の生命、財産に対しておこなった日本軍の野蛮な侵害行為が、戦争法規に背く国際的犯罪であることを確認する根拠である。

毒ガスおよび細菌兵器の実験、生産、保管および使用は、戦争法

規違反罪である。

1899 年 7 月 29 日、ハーグで調印された「毒ガス使用禁止に関するハーグ宣言」（窒息性ガス或いは有毒性ガスの散布を唯一の目的とする投射物の使用を禁止する宣言）は、戦争法規違反罪を規定する国際法的および慣例の根拠である。その宣言はつぎのとおりである。

「下記に署名するハーグ国際平和会議に参加する国の全権代表は、本国政府の委任によって 1868 年 11 月 29 日～12 月 11 日のペテルブルグ宣言の趣旨にもとづいて、つぎのように宣言する。

締約国は 2 国または数か国間で戦争が開始された場合に限り、この宣言を順守する義務がある」

1925 年 6 月 17 日、ジュネーブで調印され、1928 年に発効した「窒息性、毒性、或いは其の他のガス及び細菌学的戦争方法を戦争に用いることを禁止する議定書」はつぎのように規定している。

「下記に署名した全権代表はおのおの自国政府の名義で窒息性、毒性、または其の他のガス及びすべて類似した液体、物質或いは装置を戦争に用いるのは、文明世界の一般世論によって当然糾弾されており、

また、このような使用の禁止は世界大多数の国家を当事国とする条約に明記されているため、上記の禁止が各国の良心および行為を等しく拘束する国際法の一部分として広く作用されるようつぎのように宣言する。

締約国は右の使用を禁止する上記条約の当事国でなくとも、この禁止を認め、この禁止を細菌学的戦争方法の使用にまで広げることに同意し、この宣言の規定に従って相互が拘束することに合意する」

1905 年 9 月 5 日、日露両国がポーツマスで調印した条約の第 2 条には、両締約国は、一切誤解の原因を避けるために露韓間の国境で

ロシア国或いは韓国の領土の安全を侵犯しうるいかなる軍事的処置も取らないことについてもまた同意すると規定されている。

このほかに日本の戦争犯罪を規定する国際法及び慣習法的な根拠について、1919 年 6 月 28 日、ベルサイユで調印された「連合国側とドイツとの間に締結された講和条約（ベルサイユ条約）」、1922 年 2 月 6 日、ワシントンで締結、調印された「9 か国条約」をはじめ、多くの実例をあげることができる。

(2)　条約違反および宣戦布告なき奇襲

奇襲は日本帝国主義者の戦争法規違反の典型であり、侵略戦争開始の常套的手法の一つである。

日本帝国主義は明治維新後たえまない侵略戦争を通じて多くの国を軍事占領し、他国の独立と自由を破壊、抹殺した。日本は帝国主義への道を歩みはじめたときから第 2 次世界大戦で敗亡するまでのおよそ半世紀の間、10 余回の武力干渉と戦争を強行した。とくに、1930 年代からは常時戦争状態にあった。帝国主義時代アジアで起きた大きな戦争は、どれもが日本によっておこされたものであった。

日本が強行した侵略戦争は、いずれも事前警告も最後通牒も宣戦布告もなしに奇襲からはじまった。

日本軍がしかけた 1894～95 年の日清戦争は、その代表例の一つである。

日本軍は 1894 年 7 月 25 日、宣戦布告なしに忠清道(チュンチョン)牙山(アサン)湾豊島(プン)付近で清国艦隊を奇襲し、同時に牙山の清国陸軍部隊を攻撃した。

日本の攻撃を受けて、8 月 1 日、清国政府は日本に宣戦を布告した。こうして日清戦争は勃発した。

日本軍が豊島付近で清国艦隊を奇襲したのは、牙山湾の清国軍への増援を断って海戦と陸戦でともに主道権を握ることにあった。

清国は日本軍によって孤立した清軍を助けるために英国商船「高陞」など 3 隻の船で 2,000 名の兵士を輸送し、軍艦「済遠」と「広乙」を護送にあてた。

天津電報局にいたスパイから情報を入手した日本艦隊は、豊島西北方に現れた清国鑑隊に不意打ちをかけた。

一方、牙山の清軍を奇襲した日本軍は、清軍に増援部隊のないことを見越して、牙山東北方の成歓（ソンファン）と公州（コンジュ）一帯に防御陣を張っていた清軍を攻撃した。

東京裁判は、日清戦争の開始と同じ方法でロシア軍を奇襲して日露戦争をはじめた日本軍国主義者を告発した。

1904 年、日本は通知も警告もなしに旅順港のロシア艦隊を奇襲して、日露戦争を開始した。これについて東京裁判記録には「世界の文明国は此の行為が（旅順港への奇襲攻撃――筆者）二度と行なわれるならば、我慢ならぬと認めました。斯る状態の下にあっては国民の平和な商業生活を窒息せしめる様な厖大且つ堪え難き負担となる費用を使って各国家は、四六時中充分に武装し警戒して居らねばならなかったでありましょう」（『東京裁判』上 224 ページ）と書かれている。

このような犯罪行為にたいする国際法的根拠として、東京裁判は、ハーグ条約第 3 号第 1 条を引用した。東京裁判のこうした事例はあらゆる戦争犯罪、即ち平和に対する罪、戦争法規違反罪、人道に関する犯罪などは時効が適用されないことを示すものであった。

旅順港の奇襲は日露戦争における日本の唯一の戦争法規違反ではない。

日本が開戦に先だっておこなったスパイ活動、開戦前後における軍事作戦もすべて戦争法規に背く行為であった。

日本はツァー・ロシアとの外交会談を開戦準備に利用しようとした。とくに日本は、ロシアが国際的に孤立していること、戦争準備ができていないことに加えて、シベリア鉄道がいまだ完工しておらず、またバルチック艦隊が遠くにいる機会に開戦すべきだと判断し、ロシアに気づかれないよう巧みに立ちまわった。

日本政府はロシア駐在日本公使に、1904 年 2 月 5 日、ロシアとの外交交渉を打ち切ること、ただしその旨を開戦後ロシア政府に通告するよう訓令した。

日本は開戦の時期を河川の解氷のはじまる 2 月 8 日日曜日の夜と定めて不意打ちをかけることにし、2 月 5 日、陸海軍部隊に軍事行動を開始するよう命令した。

東郷平八郎が率いる日本艦隊は 2 月 6 日朝出港し、2 月 8 日夜、宣戦布告に先だって旅順港のロシア艦隊を攻撃した。他の艦隊は、2 月 9 日早暁、仁川沖でロシア軍巡洋艦と砲艦の 2 隻を奇襲、撃沈した。

東京国際軍事法廷は満州事変と日中戦争、太平洋戦争を強行した日本の背信的攻撃が国際法に背くものだったとしてつぎのように弾劾した。

「当時尚有効であったこの協定（敵対行為開始に関する 1907 年ハーグ条約を指す――筆者）の下に於いて通知又は警告なしに 1931 年（昭和 6 年）9 月 18 日奉天、長春及び吉林に対し為されたる攻撃及び 1937 年（昭和 12 年）12 月 12 日南京に対し而して 1941 年（昭和

16 年）12 月 7 日及び 8 日に真珠湾、マニラ、ダヴァオおよび香港に対して為されたその后の同様の攻撃は、合法的行為であったであろうか。吾人は然らずと主張するのであります」（同上 224 ページ）

右に指摘したすべての攻撃が事前に明確な警告または最後通牒もなくおこなわれ、また、真珠湾攻撃がおこなわれたその時刻に、日本代表が欺瞞的に相手に安全感を与えようと、ワシントンで米国政府と誠意の欠けた交渉をしていたという事実は、戦争犯罪の明白な証拠である。

このほかに、日本軍がおこなった他の地域における攻撃も侵略戦争行為であり、また条約違反、無警告攻撃などの違法行為であった。

しかもこのような犯罪行為が条約上の義務に背く行為であることを日本人戦犯が十分に承知したうえでおこなったということを見逃すべきでない。

各国は、全国民が国内で各自が順守すべきもろもろの約束を尊重しないでは規律正しい生活を営めないのと同様、対外関係で厳粛に交わされた誓約を守らないならば、他国との共存、信頼は期待できないのである。国家間に結ばれた条約を守らなければ世界は無政府状態に陥る。混乱と破壊、略奪を招く世界的無政府状態を、現代の文明社会が絶対に許すべきでないのは当然のことである。

(3)　非戦闘員の生命と財産の蹂躙

日本軍の侵入地ではつねに平和的住民に対する殺戮と略奪、破壊がつきまとった。

東京裁判では、日中戦争時の日本軍の蛮行のなかで、1937 年 12 月以降 3 か月間におこなわれた南京大惨事を典型的な例証として指摘した。

南京虐殺事件当時の南京大学病院外科副科長ロバート・ウィルソン（米国人）は、つぎのように証言している。

「日本軍は 12 月 13 日に入城したのだが、その前夜まではすべての中国軍による敵対行動は中止していた。

……或日、40 才ぐらいになる一人の婦人が病院に運び込まれた。彼女は首の筋肉を斬られており、頭が危険な状態だった。人々の話によれば、彼女は無残に日本兵にやられたのだった。

また 8 歳のいたいけな少年が腹部に貫通銃創をうけ、なお他の一人の男は明らかに銃弾で右肩に傷をうけていた。彼の話によると、多数の中国人が日本兵によって揚子江沿岸につれて行かれ、岸辺で射殺され、死体は河中に投げ込まれた。そして彼は死を装い闇に乗じて逃げ去ることの出来た唯一人だというのだ。その名前は梁といった。

もう一人は中国の警察官で、背中に深い刺創をうけて病院に運び込まれた。この警官は多数の人々とともに城外に連行され、機関銃に掃射され、そのうえ、銃剣で突き刺された中で、たった一人生き残った人である。彼の名前は伍長徳と言った」（同上 401～402 ページ)

ウィルソン医師の証言によると、ある日、ジョン・マギーという牧師が日本軍に強姦されたという 15 歳の少女を病院に連れてきた。診察の結果、確かに強姦されていた。

「赤十字協会」副会長、「赤十字」国際委員会委員であり「家屋

委員会」委員長であった文学博士許伝音も、日本軍が南京占領後におこなった虐殺についてつぎのように生々しく証言した。

「日本軍は当時、市の南側から侵入したが、市内を占領した日本軍は非常に野蛮で、人を見つけ次第片っ端から射殺した。日本軍の占領后 3 日目に私は日本軍を伴なうという条件付きで市内を見回った。中国人の屍体は至る処に転がっていたが、その中には酷く斬り刻んであったものさへ見かけた。

或る大通りで、私はその辺に横たわっている屍体の数を数えて見たが、約 500 を数えたときに、もうこれ以上数えても仕方がないと思って止めてしまった。

私は南京の東西南北の各地区で、全く同じ状態が起っているのを見たのだ。……私の見た屍体は老若男女様々であったが、すべて民間人ばかりで軍服を着ていたものは一人も見当らなかったのである」(同上 404 ページ)

日本軍の占領後、南京には 25 か所に避難民収容所があったが、ここに 20 万〜35 万名が収容されていた。日本軍は武器の携帯者は収容所に入れないという条件で、収容所一帯を安全地帯にすると保障したが、それはただの紙切れにすぎなかった。日本軍は随時安全地帯にやって来て、中国人兵士が潜んでいるとして捜査した。許伝音の証言によると、ある日、「赤十字協会」の人たちが避難民に食糧を分け与えているところへ二人の日本兵が現れ、門を締めて中国人市民を 10〜15 人ずつ手を縛り引きたてて行った。その数は 1,500 余名に達した。日本侵略軍は収容所からかれらを連れ出し、揚子江の岸辺で機銃掃射を加えて皆殺しにした。

女性に対する日本軍の行為はいちだんと悪辣をきわめ、文明世界



日本軍に虐殺された
南京市民の死体

では想像もできないほどのものだったという。日本軍は信じ難いほど女性への「嗜好」を示していたと多くの証言者は語っている。

ある収容所では、日本軍が3台のトラックに分乗してやってきて女性を残らず廊下に連れ出して強姦したという。彼女たちは 12、3 歳から 4、50 歳の女性であった。

南京市南門の東新開路第7番地では11名の家族が殺された。3人が強姦されたが二人は14歳、一人は17歳であった。日本兵は強姦後、膣に木片を挿しこんだという。

証言資料によれば、「赤十字協会」は 200 名の労働者を雇って中国人の死体を埋めたが、その数は4万3,000余に達したという。

許伝音博士は最後にこう語った。

「前述したような、日本軍暴虐行為は日本軍が進駐后、最初の数か月、少くとも3か月の間はつづいた。時日の経過とともに野蛮行為は次第になくなった。これは……まず日本の兵隊が遊びに行く所、即ち慰安所を作ってそこで売淫をさせるということにしたためだと

思う」（同上 407 ページ）。

南京大学構内における虐殺は、南京大虐殺の典型的な犯行の一つであった。

当時の南京大学歴史学教授マイナー・シル・ベツ博士の証言は、キャンパスにおける日本軍の残虐行為がいかなるものであったかをかなり詳しく伝えている。

1937 年秋、南京では日本軍の侵入を見越して救済委員会を設け、避難民用住家と食糧を準備した。ところが日本軍の占領後、驚くべき残虐事件が発生したのである。

数多くの中国民間人が銃殺されたが、城内だけでも 1 万 2,000 余の非戦闘員が殺された。中国軍のある部隊は城外で武装解除され、揚子江岸で銃殺された。救済委員会が死体を埋葬したが、その数は 3 万名を越えていた。そのほか揚子江に投げこまれた死体の数は数えきれないほどであったという。

南京大学の構内には 3 万名の避難民がいたが、そのうち数百名の女性が強姦された。南京占領後、1 か月間にこのような事件は 2 万余件に達した。

南京市を占領した約 5 万名の日本軍は、市民から寝具、台所用品、糧米などを略奪し、それから建物に放火した。中国の商人たちは火災や略奪によって店や商品を失った。奪われた店や商品は日本商人の手に渡り、交通、金融、銀行、糧米、綿、貴金属、建築材の卸売りは日本人が独占した。日本商人は資本を出さずに利益の分配にあずかり、営業権を獲得した。

当時南京市内の公定米価は 1 ピクル（国と地域によって違いがあるがおよそ 16 貫）当たり 18～22 ドルであり、揚子江岸の生産地で

は 8〜9 ドル程度であったが、日本軍の専売機関によって統制されていた。救済委員会は安い米を買おうとして日本軍占領当局と交渉したが、拒絶された。

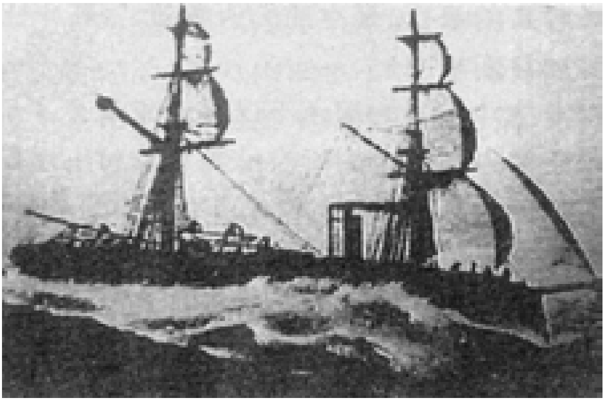
阿片とヘロインは日本の占領以前は販売、使用が禁じられていたが、占領後から 1938 年秋まで行商人によって公然と避難民に売られ、しかもその後、このような麻薬の販売はかいらい政府の手によっておこなわれ、新聞にも広告が出されたという。占領地帯で麻薬の使用を許可ないし奨励するのは、非戦闘員の殺戮に劣らぬ戦争犯罪である。

日中戦争時代、日本軍は南京だけでも 30 余万の罪のない住民を殺した。中国人民は今日も日本軍の南京大虐殺を告発しつづけている。戦争勝利 50 周年の 1995 年、南京を視察した楊尚昆は、「中国侵略日本軍の南京大虐殺は、人類史上もっとも野蛮な暴行であり、未曾有の災厄であった」（1995 年 12 月 13 日、南京発『新華通信』）と弾劾した。

非戦闘員の虐殺は、南京ばかりでなく日本軍が占領した中国のすべての都市すべての農村でおこなわれた。第 2 次大戦中、日本軍は中国で 1,200 余万名の平和的住民を殺した。かれらはアジアの他の占領国であるフィリピンで110余万名、ヴェトナムでは200余万名、インドネシアでは 300 余万名の平和的住民を殺害した。

日本は朝鮮を侵攻した初期から平和的住民を手当たり次第に殺した。

日本軍艦「雲揚号」は、1875 年 8 月、李朝封建国家の首都ソウルの重要な関門である軍事要衝江華島の草芝鎮（チョジジン）砲台を砲撃して一挙に占領しようとしたが、企図が失敗すると、永宗（ヨンジョン）島東方の永宗鎮



日本軍艦「雲揚号」

を襲撃し、600 余名の住民を殺害し、人民の財産を略奪したあげくその一帯の村を焼きはらった。

19 世紀末～20 世紀初、国の自主権を守るために立ちあがった反日義兵闘争に加えた日本軍の「討伐」は、戦争法規を蹂躙する戦争犯罪であった。

全羅(チョンラ)道地方の義兵を「討伐」するために日本軍がおこなった包囲殲滅戦はその代表例である。

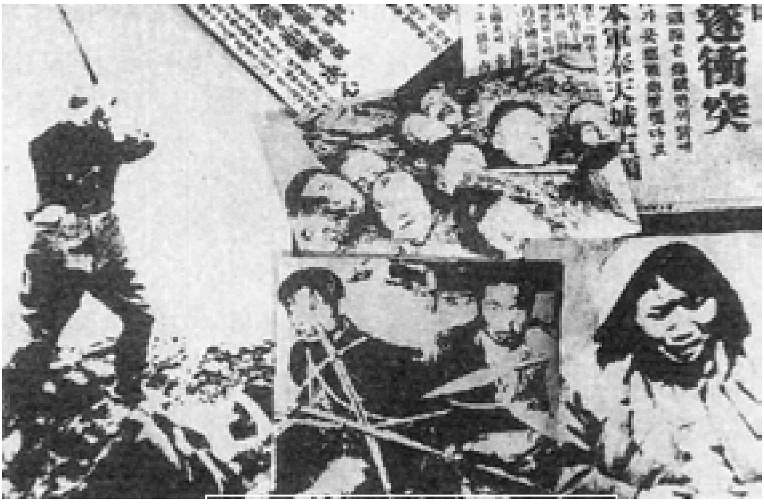
全羅道地方で義兵闘争が激しくくりひろげられると、1908 年 8 月下旬、日本の南部守備管区司令官渡辺少将は、全羅南北道に臨時「討伐隊」を派遣する一方、これに第 6 師団工兵小隊、憲兵、警察官を増派した。かれらは「討伐隊」を「警備部隊」と「行動部隊」とに分けて、「警備部隊」は包囲陣を形成して要衝を守り、「行動部隊」は包囲陣内の人民に凶暴な捜査、検挙、虐殺蛮行をはたらいた。

日本軍の「討伐」は悪辣をきわめた。「討伐隊」は村を包囲し、厳重警戒態勢のなかで捜索にあたった。かれらはまず洞長を呼び出し、前もって作成させた男子名簿と自分たちが保管している人籍謄

本を照らしあわせて男子を一人ひとり呼び出して取り調べをおこなった。「討伐隊」は、このような捜索を昼夜を分かたず1日に何度もくりかえし、疑わしいと思われる者を残らず逮捕し、虐殺した。

日本軍は義兵の活動区域で「討伐作戦」をおこない、義兵は言うまでもなく、義兵闘争に参加したと一方的に「認めた」者、義兵を助けたとする者、義兵とその容疑者の家族や村人を老若男女の別なく連行し、銃殺、絞殺、生き埋め、八つ裂きなどさまざまな方法で殺し、「懲らしめ」だの「見せしめ」だのと称して、殺害した人たちの死体を村の中央や人通りの多い所に吊り下げる蛮行をはたらいた。日本軍占領下の朝鮮全土は一大死刑場、人間屠殺場と化した。

「討伐軍」は「暴徒の拠点を一掃する」として、村落を見境いなく破壊し焼きはらった。日本軍は、1907年8月～12月の5か月間に、忠清(チュンチョン)北道で1,000余戸、京畿(キョンギ)道で800余戸、江原(カンウォン)道洪川(ホンチョン)郡で350余戸の住民家屋を破壊、焼却した。



日本軍の蛮行（中国東北地方）

日本軍のもっとも卑劣で野蛮な戦争犯罪は、間島大「討伐」の年として知られた庚申年（1920 年）に満州地方で朝鮮人を大々的に虐殺したことであった。それは鳳梧洞と青山里で独立軍との戦いに惨敗し、その腹いせに在満朝鮮族非軍事人員を大々的に殺戮したことである。

3・1 人民蜂起を契機に、北部朝鮮一帯から満州一帯では祖国の自由と解放をめざす独立軍部隊が多数組織され、日本帝国主義侵略者に打撃を加えた。これは 3・1 運動の際、平和的な示威参加者や住民に加えた侵略者の虐殺蛮行に対抗する愛国者たちの戦いであった。

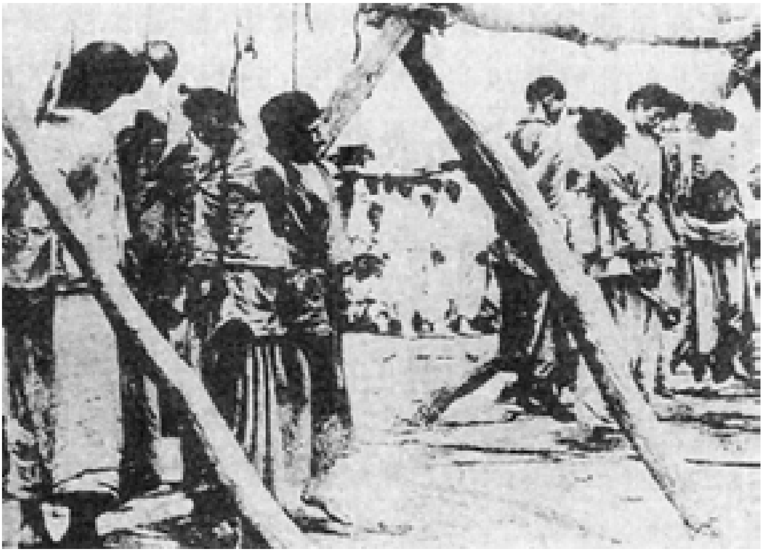
独立軍の動きが活発になると、日本は大々的に「討伐軍」を投入した。

かれらは独立軍「討伐」の第 1 次計画として 1920 年夏、安川少佐麾下の 1 個連隊と南陽（ナムヤン）「守備隊」をもって、東満州における独立軍の重要拠点の一つ汪清県鳳梧洞を包囲攻撃することにした。

敵の企図を看破した洪範図（ホンボムド）の独立軍部隊は他の部隊と連合して、1920 年 6 月 4 日鳳梧洞に侵入した日本軍の一隊を誘引して 120 余名を殺傷し、多くの軍事物資を分捕った。

第 1 次「討伐」に失敗した日本軍は、より大規模な「討伐」作戦を計画した。敵の動きを注視していた独立軍部隊は、いま一度日本侵略軍を撃滅することにした。第 2 次「討伐」作戦には東少将の 1 個旅団に加えて騎兵、砲兵、工兵が投入された。独立軍部隊の方では東・北満州一帯で活動中の洪範図部隊、崔振東（チェジンドン）部隊、金佐鎮（キムジョアジン）部隊が連合部隊を形成した。

独立軍部隊は、1920 年 10 月 21 日、和竜県青山里で敵と遭遇した。日本軍は青山里を 3 面から包囲して攻撃した。地形地物に通暁して



日本の侵略に抗して虐殺された朝鮮の愛国者

いた独立軍部隊は、敵の企図をいちはやく見破り、日本軍を逆に包囲した。この戦いで独立軍部隊は敵の主力東旅団を殲滅する戦果を挙げた。

　独立軍部隊はつぎの戦闘の準備と隊伍の再編をはかって、ソ連の緩衝地帯ジアユ市に移動、集結した。

　すると、日本軍はその本性をあらわにした。シベリア出兵から帰る日本軍と朝鮮の羅南（ラナム）から満州地方へ入りこんだ日本軍が、行く先ざきで朝鮮人の村落を焼き払い、青壮年を集団的に虐殺したのである。かれらは閔妃殺害の手法にならって、自分たちの罪業を隠蔽するために死体に石油をかけて焼いてしまった。

　これが「庚申年大討伐」として歴史に記録された 1920 年の大虐

殺事件であった。日本軍はこの大「討伐」で3万余の朝鮮人を殺し、6,000余戸の住民家屋を破壊、焼却した。

1930年代初、間島省遊撃根拠地に対する日本軍の「討伐」は最大の戦争犯罪であった。

日本軍国主義者は東満州の遊撃根拠地を指して「東洋平和の癌」と言った。この言葉には遊撃根拠地に対する日本軍国主義者の恐怖心が正確に反映されている。

日本帝国主義者が間島の遊撃根拠地を「東洋平和の癌」と見たのは、その領域がとりわけ広いとか、そこに関東軍を制圧するに足る共産主義者の大兵力が存在しているからではなかった。間島で投げた爆弾が東京の皇居や大本営の屋根に落ちるわけでもなかった。かれらが間島を目の敵にしたのはなによりも、この地域住民の絶対多数が強烈な反日感情をいだく朝鮮人であり、しかもそのほとんどが、抗日の伝説的統帥者金日成（キムイルソン）将軍の指導のもとに、日本の支配者とたたかうことであれば、わが身を惜しみなく投げ出そうとする革命性



3・1蜂起参加者を押切りで惨殺する日本軍

の強い住民だということにあった。

間島地方革命組織メンバーの9割以上が朝鮮人であったという事実を念頭に置くとき、日本支配層が間島の遊撃区域を満州支配の最大の頭痛の種とした理由がよくわかるであろう。

「乙巳条約」と「韓日併合」に反対して国内と満州広野で 10 余年間戦いつづけた義兵の生き残りや独立軍残留勢力のほとんどがまた当地に集い、火縄銃とはいえ、日本軍警と戦う構えを見せていた。

この「東洋平和の癌」を除去するために、1932 年春、関東軍と朝鮮軍（朝鮮駐屯日本軍）は「間島処理方策」を協議した。これは朝鮮軍所属の臨時派遣隊をもって間島地方の革命運動を弾圧しようという謀議であった。こうして羅南師団所属の日本軍連隊を軸にし、これに慶源（キョンウォン）守備隊、騎兵、野砲兵、1 個飛行中隊を加えた間島臨時派遣隊は、東満州 4 県の全村落と市街地を標的に、祖国の自由と独立、人間の自主的な生活のために決起した人たちとその居住地に仮借のない攻撃を加えた。

1932 年 4 月初の大甘子襲撃を手始めに、汪清県の山野は血潮でいろどられた。大甘子を占領した日本軍は、ついで汪清市街を爆撃し、住家を襲い、殺人、放火、略奪をほしいままにした。そのつぎは徳源里と上慶里が火の海と化した。

小汪清と大汪清の谷間には日本軍の「討伐」に家や親兄弟を失った数知れぬ避難民が流れこんだ。日本の軍用機はこの一般住民の人波にも爆弾を投下した。

汪清の清い水の流れはまたたくまに鮮血で染まり、ときには殺された人たちの臓器が漂い流れてくることすらあった。

小汪清と羅子溝近くにある転角楼でも間島臨時派遣隊は暴虐の

限りを尽くした。ここで日本兵は、数十名の青壮年と女子どもたちを燃えさかる家の中に閉じこめて焼き殺した。

日本軍は、共産党員が一人いても村民を皆殺しにした。共産党員一人をなくすためには100人の住民を殺してもよいというのが、日本軍警の合言葉であった。日中戦争中、華北駐屯日本軍司令官岡村が華北地方の解放区を攻撃する際に適用したという「三光政策（みな殺せ、みな焼け、みな奪えという政策）」は実際には1920年代の間島「討伐」ではやくも実行され、1930年代初には東満州各地の遊撃区域を焦土化する本格的実践行動を通してその正体が全面的にさらけだされた。

朝鮮と満州大陸における日本帝国主義者の三光政策と「匪民分離」を狙った集団部落政策は、アルジェリア抗争勢力に対する軍事作戦でフランス植民地主義者が適用し、ヴェトナムで米軍がより完成した。

三道湾、海蘭区、竜井、鳳林洞をはじめ延吉県の革命村はすべて



小汪清防御戦闘場

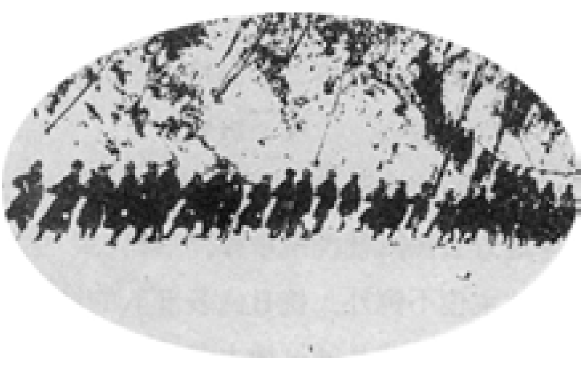
死人の村と化した。琿春県の三漢里一帯では、1,600 余戸の住家が焼きはらわれた。延吉1県で殺された人だけでもおよそ1万余に達した。

日本軍は間島地方朝鮮人の生命財産はもちろん基本的な生存手段である食事用具までことごとく破壊した。釜を壊し、床のアンベラを剥いでオンドルの床石を割った。はては家屋をぶち壊し、材木を牛車で大肚川市へ運んでいった。人びとは仮小屋で眠り、釜がないので、石を焼いて飯を炊かなければならなかった。

山に避難できなかった人たちは、大甘子や大肚川のような市街地に移転しなければ皆殺しにすると脅やかされた。

「討伐軍」の強制退去令は地主にも適用された。抗日武装部隊が消費する食糧や日用品の大部分が地主や資産家を通じて調達されたのは秘密でなかった。かれらはこのルートまで封じこめ、常時食糧と被服の不足に悩んでいる革命軍を窒息させようとしたのであった。

「討伐隊」の執拗な追撃を避けて罪のない住民たちは飢えに苦し



遊撃根拠地の「討伐」に向かう日本軍

みながら山中をさまよった。しかし山の中だからといってすべて安全というわけではなかった。いくら深い谷間も行き止まりがあり、そんなときは林の中にひそんだが、赤子の泣き声などで隠れ場所が発覚すると、皆殺しにされるのであった。

ある女性は、「討伐隊」の襲撃を避けて山中にひそんでいたとき、赤子の泣き声をおさえようとして、乳首を含ませきつく抱きしめた。さもないと数十数百の人たちが敵兵に発見され、皆殺しにされかねなかったのである。「討伐隊」が去ったあと、赤子を抱き直してみると、すでに息が絶えていた。こうした例は間島のどの村、どの谷間でも見られる出来事であった。

そんな悲劇をなくすため、ある地方では赤子に阿片を飲ませて眠らせるようなことまでした。ある母親は重なる「討伐」に悩み、涙ながらに愛するわが子を遠くの他人に与えさえした。

遊撃区の革命大衆と戦友の無事を祈り、生命より大切な抗日大業の成就を願って、朝鮮の女性はこのような高い代価を払ったのである。

日本が過去を清算するには必ずわが身を省みるべきである。自分の罪を認め悔悟することはもちろん愉快なことではない。 しかし、そのような反省がいくら苦く屈辱的であろうと、他家の門前にわが子を置き去りにし、幼い子の口に阿片を押しこむときの朝鮮の母親の苦しみに比べられようか。

日本の支配層が過去の犯罪に対する証拠を要求するのは、日本軍に惨殺された数百万の朝鮮人を冒瀆するものである。

（4）　俘虜の虐待と虐殺

俘虜の虐待と虐殺を重大な戦争犯罪だとしたのは、1907 年 10 月 18 日、ハーグで締結された「陸戦の法規慣例に関する条約」第 4 と、1929 年 7 月 27 日、ジュネーブで締結された「俘虜の待遇に関する国際条約」である。

東京裁判は、第 2 次世界大戦で俘虜に対する国際法及び慣行に違反した日本の戦争犯罪人をつぎのように起訴した。

（イ）俘虜は作戦に関係させられたばかりか、直接関係する作業に使役された。

（ロ）俘虜は肉体的に力に余る作業及び健康に有害な作業に使役された。

（ハ）　毎日の作業時間は過度なものであり、俘虜は、毎週、24 時間続く休息を許されなかった。

（ニ）　作業条件は懲戒的処置によっていっそう困難になった。

（ホ）　俘虜は健康に有害な気候のもと危険地帯に即した十分な食糧、衣服および履き物もなしに収容された（『東京裁判』上 151 ページ）。

東京裁判は満州、中国本土、フィリピン、オランダ領東インド、フランス領インドシナ、ビルマ、グァム、ウェーキ及び日本軍が占領した他の地域で俘虜を残虐に取り扱った事実を明らかにした。ビルマ・タイ鉄道建設およびその運営に使役された俘虜の大量虐殺、フィリピンにおけるバターンの死の行進、2,000 名の軍人中生存者がわずか 6 人しか残らなかったというボルネオのサンダカンラナイ行進、スマトラ沖バンカ島におけるオーストラリア看護婦の虐殺及

びＢ29 操縦士の処刑などがその例である。

フランス領インドシナのランソンでは、1942 年 1 月、450 名の俘虜を並べて、まず機関銃で足を撃ち、そのあと、銃剣やツルハシで突き殺した。フィリピンでのバターンの死の行進は人びとを戦慄させた。1942 年 4 月 10 日に降伏した 1 万 1,000 名の米兵および 6 万 2,000 名のフィリピン兵を、焼けるような日差しのもと食べ物も飲み水も与えず 120 キロメートルの道を、7 日〜10 日間行進させ、オドンネル収容所でもひきつづき迫害を加え、8 月 1 日まで 1,522 名の米兵と 2 万 9,000 名のフィリピン兵を死亡させた。

バターン行進のような事件はミンダナオでもあった。1944 年 12 月 14 日、パラワン島のプエルトプリンセサで 150 名の米軍俘虜を長さ 75 フィート、高さ 4 フィート、幅 3 フィートの三つの防空壕に押しこみ、ガソリンで焼き殺すという出来事もあった。

東京極東軍事裁判で検事団はシンガポールおよび他の地域で俘虜及び非戦闘員に加えた日本軍の罪業をつぎのように指摘した。

「シンガポールにおける 5,000 名の中国人虐殺事件およびヨーロッパ人の残忍なる虐待、占領地住民の無差別な殺害、1 万 6,000 人の連合軍俘虜の生命の喪失、10 万人以上の苦力の死、ビルマ・タイ鉄道建設中殆んどすべてのものがうけた残忍な虐待、バターンおよびボルネオに於けるかの悪名高き死の行進、バンカ島におけるオーストラリア看護婦と市民の大量虐殺、パラワンの虐殺、ニューギニアのトル農園の虐殺、ラハにおける 200 名の俘虜の虐殺、ロングナワン、バンジェルマシン、ポンチァナック及びタラカンにおけるヨーロッパ人および原住民の虐殺、ウェーキ島での殺人、沈没した船からの生存者の殺戮……大抵の地区では連合軍の上陸企画、俘虜奪

還企図があった場合は、俘虜全部を殺そうという計画があったという証拠があり、若干地区ではその計画は実行に移されたのである」（『東京裁判』上 618 ページ）

連合国は俘虜に関する戦争法規違反事実について日本政府に何度も抗議したが、馬耳東風であった。

米英両国を代理していた東京駐在スイス公使、オランダを代理していたスウェーデン公使は、日本外相にたびたび連合国俘虜に対する戦争犯罪の事実を提示しているが、日本の降伏前連合国の知らなかった事件についてはもちろん抗議されなかった。

俘虜問題に関する日本側の態度の重要な特徴の一つは、国際赤十字社代表の俘虜収容所訪問がほとんど組織的に拒否されたことである。許可がおりた場合も、訪問者向けに特別に整理された場所だけを見せ、しかも訪問者には指揮官の承認した以外の話をすることが禁じられた。

虐殺、飢餓および虐待に関する抗議はほとんど黙殺され、また俘虜の虐殺・虐待行為を抑えるなんらの措置もとられなかったし、適当な調査をおこなうことさえ怠られていた。

俘虜の名簿と死亡者を明らかにすることか重ねて要求されたが、それは 1945 年末になってやっと提出された。

ドイツとイタリアでは､14 万 2, 319 名の英国人が俘虜になったが、そのうち 7, 310 名即ち 5･1％が監禁中に殺害されたか死亡した。一方日本には 5 万 16 名の英国人俘虜がいたが、そのうち 1 万 2, 433 名即ち 24･8％が監禁中に殺害されたか死亡した。これは俘虜の取り扱いがナチス・ドイツやファシスト・イタリアに比べてどんなに酷いものであったかを示している。

ハーグ条約では、俘虜は敵国政府の圏内に属し、これを捕獲した個人または軍集団に属するものではないと規定している。

したがって東京裁判で、俘虜に対する戦争犯罪が俘虜の管理者ばかりでなく、国の責任者にもあるとして起訴したのは当然であった。

日本政府は俘虜取り扱いに関する公式報告を、1945 年 9 月 3 日以後、軍事裁判所に提出した。

日本は敗戦後はじめて俘虜関係事項を取り扱う「中央調査委員会」を設け、軍事裁判所に報告を提出したが、この報告のなかで人びとを驚かせたのは、タイ・ビルマ鉄道工事、シンガポールにおける中国人虐殺に関する二つの報告は別途とし、日本領土を爆撃して俘虜になった連合国軍パイロットを裁判なしに死刑に処した事実を肯定したことである。日本政府が提出した大部分の報告は、裁判なしに死刑に処した原因を情勢の逼迫の結果であると主張し、責任を回避しようとした。国際法は日本当局者の主張が責任回避の根拠になりえないことを示している。

東京裁判が提起した、戦争法規に違反した戦犯およびその部下の行為に対する証拠資料はつぎの通りである。

東条英機はその審問で自分に責任があることを認めた。かれは俘虜収容所長に戦争法規に背く指示を与え、陸軍大臣としてこれにかかわる陸軍省部局の活動を抑えた。かれは、日本政府が俘虜および一般被抑留者に対して取った政策についても責任がある。

木村兵太郎は陸軍次官として東条の指令を実行した以外にも省務を管掌していたことから、俘虜条約に反する「俘虜懲罰法」、連合国空軍兵士に死刑を規定した「法規」の制定に責任があり、朝鮮で俘虜を公衆の面前で侮辱し、非人道的に待遇して大和民族の「優秀

性」とアングロサクソン族の「劣等性」を「証示」しようとしたし、また満州の軍事工場に俘虜を送り、すべての占領地域で俘虜を使役したことに直接の責任があり、のちに就任したビルマ方面軍司令官としての責任もある。

武藤章および佐藤賢了は俘虜管理局と俘虜情報局を管掌する陸軍省軍務局長の地位にあった。この地位は俘虜に関する合意と回答に関するすべての問題を処理する関門であった。両者は国際法を蹂躙した俘虜管理および掌握について責任がある者たちであった。

東郷茂徳、東条英機、重光葵は 1941 年から 1945 までの外相であり、東条は内相でもあった。「規定」によって個人企業に使役する俘虜の割当てを受ける申請は、県知事から内務省を経て、陸軍省内で回覧される。

また俘虜に対する各国の抗議写本は外務省から陸軍省および通例として海軍、内務両省にも送達される。したがってこの責任は、東条の下で海軍相を務め、のちに軍令部総長を務めた嶋田繁太郎、1940 年から 1944 年 8 月まで総務および軍務局長であった岡敬純、1941 年 4 月から 1944 年 2 月まで軍令部総長であった永野修身および国務相兼企画院総長であった鈴木貞一らが責任を取らなければならない。

タイ・ビルマ鉄道における俘虜の雇用決定は、1942 年当時の参謀総長杉山元と軍令部総長永野、海軍相嶋田、陸軍相東条らがメンバーをなす大本営で作成されたものであり、その結果発生したほとんどの責任はこれらの者たちにあるのである。

さらに在満州俘虜の使役、虐待に関しては、当時の関東軍司令官・満州国大使梅津美治郎に責任がある。

同じく板垣征四郎は 1945 年から敗戦までシンガポールで第 7 方面軍司令官を務め、その間シンガポールとその周辺における戦争法規違反行為の責任者であった。

東京裁判で国際検事団が提出した日本軍の蛮行資料を聴取した日本記者団は、「ビルマ・タイ地区で俘虜の虐待と憲兵による現地人暗殺から始まったが、検事側は論告を朗読する合間につぎつぎと虐待の体験者を証人席に立たせ、いつ果てるとも知れない醜悪な罪業を挙げていった。そうした出来事は戦争の美しいシーンだけを聞かされてきた人たちを、こんなことが本当にあり得るだろうか、と疑わせる性質のものであり、軍隊の裏表を若干知っている従軍記者の経験がある人にとってもまったく初めて耳にする事実が多かった。ありうることと思われるが、このように広範囲に、またこのように戦慄すべき事柄が戦場の前後で展開されていたということは、兵士自身の中でも知らない者がいたのではないか」と書いた。

身の毛のよだつ日本軍の蛮行はいまなおその痕跡を残している。1995 年 7 月 17 日、バンコックからの報道によると、第 2 次世界大戦時日本軍に奴隷労働を強いられたインドネシア人ブントム・ワンデエが、タイのジャングルの中の小屋から 50 余年目に 74 歳の年で故国に帰ったという。かれは、1942 年、日本軍の徴集でタイの「死の鉄道」工事場で奴隷労働を強いられ、1944 年、数人の他のアジア人と一緒に逃亡し、ジャングルにひそんで生きてきたという。

第 2 次世界大戦時、日本軍によってこの「死の鉄道」工事場に狩り出されたアジア人奴隷労働者 30 万名中半数の 15 万名がそこで落命したと推算されている。この工事期間、戦争俘虜 1 万 6,000 名も死んだという。

(5)　細菌兵器の使用

　早くから国際法は、人びとを大量殺戮する細菌兵器、生化学兵器の生産、備蓄、使用を厳禁している。

　第 2 次世界大戦時、日本帝国主義者は国際法で厳禁されている細菌兵器を生産し、人体実験および実戦に応用する戦争犯罪を強行した。

　1930 年代に入って大陸侵略戦争をいちだんと拡大しはじめた日本帝国主義者は細菌戦計画を本格的におし進めた。かれらの細菌戦計画の実行は、日本敗亡後ハバロフスク極東軍事裁判で暴露された。

　日本帝国主義者は細菌戦計画に従って現地で細菌兵器研究グループを設け、極秘裏に研究を進めた。それが中国ハルビンで「関東軍防疫給水部」の看板をかかげた「第 731 部隊」であった。

　ここでは人間を対象にさまざまな細菌実験がおこなわれた。ペスト、コレラ、天然痘病菌体などを人体に注入したあと、その結果を調べる解剖実験が昼夜を分かたずにおこなわれた。実験対象者は例外なく悲惨な死を免れなかった。マスクをした白衣の「研究士」たちは任意の時間に実験対象者の肉体を切り裂いた。しばらく前まで元気だった人たちがまたたくまにいくつかの肉塊と化し容器の液体の中に浸されてしまうのである。「第 731 部隊」の「標本室」には切断された人間の胴体がガラス容器に入れられて陳列されていたという。

「第 731 部隊」で人びとがどれほど残忍に殺されたかは、森村誠

一の『悪魔の飽食』に生き生きと描き出されている。

かれらは生きた人間を手術台に縛りつけ麻酔もかけずに肉体を切り刻むことさえ平気でおこなった。

かれらは人体実験対象を「丸太」と呼んだ。好きなときに生きた人間を文字通り丸太のように切ったり裂いたりすることができたのである。このような残忍な方法で毎日多くの人たちがむざんに殺されたのであった。

「第731部隊」で人体実験の対象になって死んだ人はおよそ4,000余名にのぼっているが、日本が敗亡した年の 1945 年の被殺者は1,000名を越えている。

人体実験の対象は、主に、反日運動参加者や俘虜で、大半が朝鮮人と中国人であった。当時日本帝国主義者は「大日本帝国」に抵抗する者は根こそぎにすべきであるとし、反日感情の持ち主と認めれば容赦なく逮捕し、投獄、虐殺したが、そのうち多くの人が細菌兵器の実験対象にされた。徴用、徴兵で引っ張られた朝鮮人のなかで、「第731部隊」の人体実験対象にされた人も少なくなかった。

「第731部隊」には毎日のように多くの「丸太」がトラックで運びこまれた。日本の敗亡後、国際戦犯として裁判にかけられた旧日本軍の河島少将は「第731部隊」の人体実験について証言し、「われわれは人体実験に使う人間の不足を覚えたことがなかった。それは『特殊供給』体系によって毎年600余名を間違いなく送られたからである」と述べた。

日本は開発した細菌兵器を大陸侵略戦争に使用し、多くの人を集団虐殺した。かれらは細菌兵器の「効果」に満足して、細菌兵器に使うネズミやノミなどの大々的繁殖措置を講じ、例えば茨木県と栃

木県では75万匹のネズミが繁殖させられている。日本の細菌兵器の製作と使用は、日本の政府と軍部の最高権力者たちを通しておこなわれた。

「第731部隊」は日本の敗戦後、米国に細菌兵器研究資料を提供して命拾いをした。そのため、細菌兵器研究の内幕は戦後50年のいまなお全面的な解明がなされていないが、断片的とはいえその実態はたえず暴露されている。

1993年5月14日のヨルダン新聞『アル・ドストル』は、「東京にある朝鮮人骸骨の秘密、日本人人間を細菌戦に利用、国際的な調査」というタイトルで写真つきの記事を掲載した。新聞は、1989年7月、東京のある建設場で多くの遺骨が発掘されたが突っこんだ調査がなされなかったとし、ところが最近の調査結果、それが第2次世界大戦時の身の毛のよだつ犯罪とかかわりを持っていることが判明し、世界に知らされたと書いている。そして遺骨が細菌戦の実験に関与した日本軍の建物跡で発見されたことから、細菌兵器専門研究部隊であった「第731部隊」が浮上したとし、当時この部隊が細菌兵器の実験のために朝鮮人を極秘裏に空路で当地に運んだと暴露した。

『アル・ドストル』は日本が細菌兵器の製造をはかって細菌実験に朝鮮人を利用したことを資料を挙げて暴露し、「日本当局が隠蔽しようとしたこの遺骨事件は、多数の朝鮮人が細菌の人体実験に利用されたことを証明した」と書いた。

細菌戦の実態はその後もひきつづき明るみに出されている。

1995年11月20日の『朝日新聞』は、第2次世界大戦時に「第731部隊」とならぶ旧日本軍の細菌戦部隊であった「第1644部隊」の細菌戦研究実態が露呈したことを報じた。

それは、「第 1644 部隊」に所属していた名古屋市在住の石田某が 2 年前、死を前にして残した手記と証言テープによって明らかにされた。

それによると旧日本軍の中島防疫給水部「坂江」第 1644 部隊が中国南京市に駐屯していたが、商業美術家であった石田は、1942 年 8 月から 3 年間、この部隊で人体実験結果を記録し、絵画で残す仕事に従事した。

かれの手記によれば、部隊は「丸太」と呼ばれる中国人俘虜にペストやコレラなどの細菌やムカデやマムシから抽出した毒を注入して人体に及ぼす影響を実験研究し、俘虜の体内から取り出した臓器に現れる毒物反応を絵画で記録した。

手記には、俘虜が憲兵隊によって多くの場合一度に 5〜8 名ずつ幌つきのトラックで運びこまれ、「遺骨」と呼ばれる「おり」の中に監禁されていたとしている。

『朝日新聞』は、石田が旧日本軍の敗戦時に命令を受けて約 40 時間機密書類を焼却したとし、かれの手記を引用して、「第 1644 部隊」が当時生き残っていた俘虜を青酸カリの服用または注射によって殺したあと、証拠を湮滅するためにひそかに死体を焼却した、と報じた。

他国の王宮を襲って皇后を殺害し焼却した人間たちの後裔になにができないことがあったろうか。

3　人道に対する罪

人道に対する罪は、平和に対する罪、戦争法規違反行為と並ぶ重大な戦争犯罪である。

人道に対する日本帝国主義の主要な戦争犯罪は、日本軍の全占領地域における「従軍慰安婦」問題──女性の性奴隷化、青壮年の強制連行と奴隷労働、食人行為などである。ここでは、朝鮮人に対する日本の残虐行為を中心にして叙述する。

(1)　「皇軍」の性奴隷──「従軍慰安婦」

人類の歴史がはじまって以来、支配階級によって侵略戦争が無数にひき起こされたが、どの戦争でも、女性を戦地にまで連行して性奴隷にした例はない。「挺身隊」の名でおびただしい女性を性奴隷にしたのは、侵略と戦争を生存方式とする「皇軍」にあらではの蛮行であった。

資料によると、日本は乱雑な性行為によって性病が蔓延した1918年の「シベリア出兵」時の弊害から、長期の侵略戦争を遂行するうえで性病による戦力の低下を防止するためには「従軍慰安婦」制を設けるべきだと認識し、それを実行に移しはじめた。

こうして 1920 年代から「皇軍」内に「慰安所」が現れはじめ、1930 年代に入ると、「従軍慰安婦」を不可欠の「軍需品」として「皇

軍」内に常備することが制度化された。

一日本人は、「1932 年の『上海事変』を契機として『皇軍』による強姦事件が頻発したため、副参謀長岡村寧次は各兵団に慰安婦を送った」と証言している。

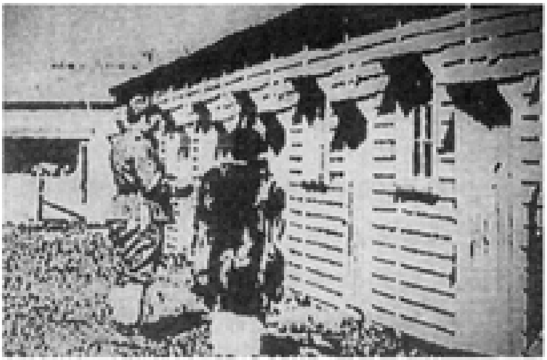
「皇軍」の兵士たちは、日中戦争による中国大陸侵略後、各地で女性を手当たり次第に強姦、輪姦し、証拠を湮滅するため殺人さえはばからなかった。「従軍慰安婦」の需要をみたせなかった初期、「皇軍」首脳部は「士気鼓舞」の名でこのような暴行を放任したばかりか、そのような兵士こそ「強兵」になれると励まし、かばうのが常だった。その結果、軍紀が乱れ、性病が蔓延し、占領地域住民の反日感情をますますそそることになった。当惑した「皇軍」首脳部は「慰安所」の大々的設置に乗り出し、それを軍部の統制、管理、運営下においた。

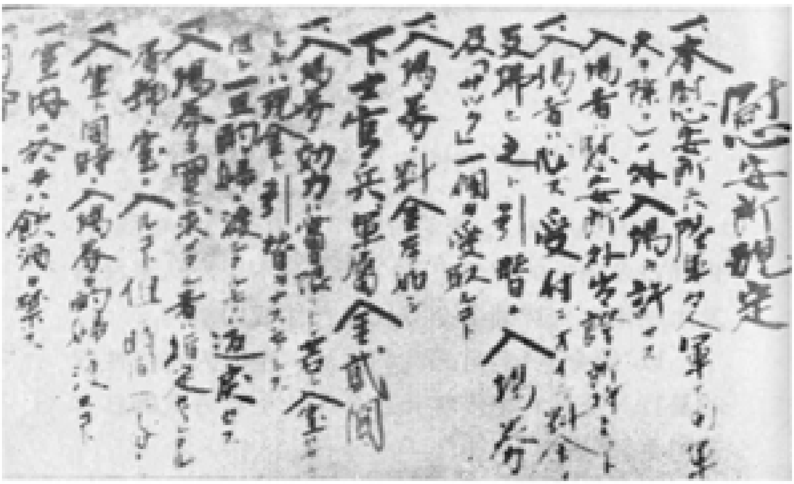
こうして「従軍慰安所」は 1937 年の日中戦争勃発後急速に拡大して「皇軍」の進駐地にくまなく設けられ、日本の敗戦まで維持された。

政府と軍部は「従軍慰安婦」の供給源を主として朝鮮人女性に求めることを政策化した。これは元関東軍後方担当参謀原源四郎が、当時陸軍は新たに部隊が編制され出動命令を受けるときは、必要な慰安婦を朝鮮半島で募集したと証言したことからも明らかである。

日本が朝鮮人女性から「従軍慰安婦」を選んだのは、植民地朝鮮で奴隷状態におかれていた女性を徴発すれば費用をかけずに大量連行できるだけでなく、性病を防ぎ、軍事機密を守り、さらには朝鮮民族抹殺政策にも有効であると踏んだからであった。

日本人女性鈴木裕子は、日本当局者は「『慰安婦』にならせれば





慰安所規定

一、本慰安所ハ陸軍ノ軍人軍

夫ヲ除ク）ノ外入場ヲ許サズ

入場者ハ慰安所外出證ヲ所持スルコト

一、入場者ハ必ズ受付ニオイテ料金ヲ

支拂ヒ之ト引替ニ入場券

及「サック」一個ヲ受取ルコト

一、入場券ノ料金左ノ如シ

下士官兵軍属 金貳圓

一、入場券ノ効力ハ当日限リトシ若シ入

トキハ現金ト引替ヲナスモノトス

但シ一旦酌婦ニ渡シタルトキハ返戻セズ

一、入場券ヲ買求メタル者ハ指定セラレ

タル番号ノ室ニ入ルコト但時間ハ三十分

一、入室ト同時ニ入場券ヲ酌婦ニ渡スコト

一、室内ニ於テハ飲酒ヲ禁ズ

日本軍の「従軍慰安所」と「慰安所規定」

女性の『生殖能力』が減退することをちゃんと計算に入れていたのである。そんな計算にもとづいて考えだしたのが、植民地で娘たちを連れ出そうというものだった。そうすれば、当面性病を防げるばかりでなく、植民地の民衆から民族性を奪うのに極めてよいという陰謀的な打算も作用したであろう。ここにこそ民族差別があり、植民地支配の本質があった」と指摘している。

日本の軍部が「従軍慰安婦」制度を通しておこなった犯罪は、実に醜悪かつ野蛮な世界に類のない非人間的行為であった。日本帝国主義の犯罪はなによりも、「従軍慰安婦」制度を案出し、その統制と管理、運営にあたったことにある。

1944 年 5 月、中国広東駐屯中山警備隊が隊員に告示した軍人倶楽部の利用規定（第 1 倶楽部――食堂、第 2 倶楽部――慰安所）には、部隊の副官が軍人倶楽部の業務を監督すること、部隊所属軍医が軍人倶楽部の衛生に関する業務を担任すること、部隊所属主計官は軍人倶楽部の経理に関する業務を担任することと明記されており、利用時間や料金なども規定されている。

これは、「従軍慰安婦」制度の組織者、管理運営者がほかならぬ日本政府であり、軍部であったことを立証している。

日本がおこなった非人間的犯罪行為は、つぎに、数十万の朝鮮人女性を強制連行または誘拐し、性奴隷として「皇軍」に供したことにある。日本の政府と軍部は、はじめは「職業の斡旋」その他の口実で朝鮮人女性をかどわかして「従軍慰安婦」にしたが、需要の急増に応じて官権を発動し、20 歳前後の女性から子持ちの女や 12、3 歳の国民学校児童にいたるまで手当たり次第につかまえては性奴隷として「皇軍」に送りこんだ。日本の政府と軍部が「従軍慰安婦」

を強制連行したのは、その被害者である朝鮮人女性の一致した証言と、そして慰安婦狩りを指揮した日本人の証言によっても明らかである。

元関東軍後方担当参謀は、「皇軍」の性需要をみたすため、2 万名の朝鮮人女性を「慰安婦」として徴発する計画を立てて朝鮮総督府に飛び、官憲の支援を得て徴集したと語っている（千田夏光『従軍慰安婦』120 ページ）。

「従軍慰安婦」強制連行責任者の 1 人であった吉田清治は、一新聞記者とのインタビューで、朝鮮人女性を「挺身隊」として徴集し、「皇軍」の性の慰み物にした日本政府の罪業を暴露した。そして「朝鮮人強制連行は当時、大日本労務報国会が担当した」と前置きし、自分は山口県労務報国会の責任者として朝鮮人「慰安婦」の強制連行を指揮したが、その数は 1, 000 余人にのぼったと述べている。

かれはまた、福岡の陸軍西部司令部が各県の労務報国会に通達した極秘の労務動員命令書には「従軍慰問朝鮮人女子募集、身体健康な者、とくに性病の検診をおこなうこと」が記されていたと述べ、強制連行の場景についておよそつぎのように証言している。「村に到着するとまず、女性全員を道端に連れ出した。逃げると木剣で殴り倒したあとトラックに乗せた。悲鳴を上げる若い母親を殴り倒し、2、3 歳の幼児が泣きながらついてくると、つかみあげて投げつけた。村は全くの修羅場と化したものである。このようにすべての女性を貨物列車と船に荷物のように乗せて西部軍司令部に送った」と。

上記の証言でも明らかなように、日本の政府と軍部は最初から「従軍慰安婦」の強制連行を主動的に組織し、その需要のほとんどを朝鮮人女性でみたしたのである。

「従軍慰安婦」として強制連行された女性の数が 20 万にのぼったということは、「従軍慰安婦」問題を追跡、研究した人たちの一致した見解であり、また、慰安婦の 90 パーセント以上が朝鮮人女性であったということは公認された事実である。

1992 年 8 月 7 日、国連少数民族差別防止および保護に関する小委員会第 44 回会議で「現代型奴隷」問題が討議された際、国際教育開発協会代表は、「『慰安婦』問題は第 2 次世界大戦中に日本の『皇軍』に誘拐、強制連行され性奴隷生活を強いられた 20 万にのぼる朝鮮の少女や女性に関する問題である」と言明した。自民党の荒船元衆議員副議長は選挙民の前で、「朝鮮人慰安婦 14 万 3,000 人が死にました。日本の兵隊が殺したのです」と語った（『現代の目』1972 年 4 月号）。



日本軍に強制連行
された「従軍慰安婦」

日本軍部の罪業は、「従軍慰安婦」に堪えがたい奴隷生活を強要したことにもある。かれらは「従軍慰安婦」に「天皇」の名で「皇軍」に無条件服従することを強制した。ある元「従軍慰安婦」は、はじめ「皇軍」将校が現れて「おまえたちはこれから軍の命令に服従しなければならない、それが天皇陛下に尽くす道だと心得ろ、命令に従わぬ者は首を斬る、と恫喝した」と証言している。これは真実であった。「皇軍」は「慰安婦」を服従させるため、反抗する女性を容赦なく惨殺した。

「従軍慰安婦」はほとんどが「皇軍」の手でむざんに殺された。上海、シンガポールなどで「慰安婦」生活を強いられた一女性は、「上海の慰安所で多くの朝鮮人慰安婦が伝染病で倒れたとき、日本兵は建物に火をつけて焼き殺した。またシンガポールでは、戦いに負けた腹いせに慰安婦に銃を乱射したうえ、穴に追い落とし手榴弾を投げて殺した」と証言している。ある証言者は、自分がいた「慰安所では 30 数名のうち 5 人しか生き残れなかった。だから死んだ朝鮮人女性がどんなに多いか知れない」と語っている。

ここで何人かの元「従軍慰安婦」の証言を引用しょう。

李京生（リギョンセン）（1992 年現在 76 歳）はこう証言している。

「娘たちは一人 1 部屋を当てられたが、広さは 2 平方メートルほどで、私は 8 号室に入れられた。

日に平均 20 人ぐらいを相手にさせられた。日曜日はもっと多くやってきた。悲鳴をあげるとなぐられたり、突かれたりして、泣き声の絶える日がなかった。（略）

慶尚（キョンサン）道出身の金麒福（キムギボク）（18 歳）は、兵士が列をなして押しかけてくるのに耐えきれず反抗した。すると日本人は、彼女を電信柱に夜

通し縛りつけ、翌日娘たちを全員その前に立たせて、言うことを聞かないとこの女のように殺してしまうと言った。そして足を切り、腕を切り取り、頭を割って近くの川に投げ込んだ」(『日本帝国主義の「従軍慰安婦」犯罪事件に関する真相調査中間報告書』朝鮮民主主義人民共和国・日本帝国主義の朝鮮占領被害調査委員会 1993 年 8 月、平壌)

金大日(キムデイル)は、1934 年、18 歳のとき日本軍東京第 12 師団で「従軍慰安婦」生活を強要され、ひきつづき中国の長春、ハルビン、上海、南京、貴州、広東、シンガポールと引きずり回され、九死に一生を得た被害者の一人だった。彼女はこう証言している。

「平壌出身の花子という女性が妊娠したとき、田中という男がしたたか酒に酔ってきて、彼女を押し倒し、容赦なく腹を蹴ったあげく、下腹を切り裂いて胎児を取り出し、滅多切りにした。(略)

1945 年 8 月 15 日の解放を 20 日後に控えて、日本兵は 150 余人の『慰安婦』を一列に並べ、順に首をはねて殺した」(同上)。

日本の政府と軍部が「従軍慰安婦」に加えた残虐行為は人道に対する罪である。国際法の見地から、「ニュルンベルク国際軍事裁判所条例」と「極東国際軍事裁判所条例」はともに、戦前、戦中、一般人民に加えた殺害や絶滅的な大量殺人、奴隷化、強制移動などの諸行為を人道に対する罪と規定している。裁判事例としては、1948 年にオランダのハーグ軍事法廷で、太平洋戦争中インドネシアにおいてオランダ人女性を「従軍慰安婦」として連行した 12 名の「皇軍」将校に死刑を含む有罪判決がくだされたことをあげることができる。

日本軍部の罪業は 1930 年に採択された国際人権協約――「強制労働に関する条約」(日本も批准)の基本条項を踏みにじったことから

も糾弾されるべきである。国際的に、戦争犯罪と反人類的犯罪に時効を適用しないことについての協約により、人道に対する罪には時効を適用しないことになっている。実際、近年、国連人権小委員会傘下の現代型奴隷に関する実務グループ会議などで、「従軍慰安婦」問題に関する日本政府の犯罪が問われ、補償の合法的根拠が論議された。

以上の国際法的根拠から、日本が「従軍慰安婦」に加えた人道上の罪には時効がなく、徹底的に糾明され、制裁が適用されるべきである。

(2) 840 万余の朝鮮人強制連行

日本が数百万の朝鮮人を強制連行して奴隷労働を強い、集団虐殺したのは、「従軍慰安婦」問題とならぶ人道に対する罪である。暗黒の世紀と呼ばれた中世に、白人奴隷商人はアフリカで原住民の奴隷狩りに狂奔した。文明の世紀 20 世紀に、中世アフリカにおける奴隷狩りをほうふつさせる強制連行が朝鮮で再現されたことは実に驚くべきことである。

朝鮮人強制連行は、日本の海外侵略政策と暴虐な植民地民族抹殺政策の所産であった。1930 年代初から大陸への侵略戦争に乗り出し、侵略をエスカレートさせた日本は、兵力と労働力の絶対的不足を招来した。当時の日本当局の公表資料によると、所要労働力は、1939 年に 110 余万名、1941 年に 250 万名、敗戦直前には 790 万名に達した。、日本は、前線で際限なく消耗される兵力と、急増する軍需生産

労働力を「人力供出」の名で、植民地朝鮮で補充しようとした。そして「人力供出」政策が朝鮮人民の強い反発で順調に進まないと、強制連行を合法化する各種悪法を作りあげた。1938 年 4 月の「国家総動員法」にはじまって、1939 年 7 月には「国民徴用令」を、1941 年 2 月には「労務調査会」を、翌 1942 年 2 月には内閣決定「半島人労務者活用に関する方策」を公布した。さらに「朝鮮総督府」は、以上の「法令」の実行をはかって朝鮮人を日本へ送り出すための「斡旋要綱」を作成した。

それらの「措置」が、1932 年 11 月に日本が批准した国際労働機関の協約第 29 号――「強制労働に関する条約」に全的に違反していることは再論の余地がない。日本はこれらの「法令」が戦時下における労働力の確保および配置の不可欠の措置だと強弁したが、実際は、朝鮮人を奴隷か軍需品のように扱うための不法な悪法であった。このような事実については、日本の植民地主義者自身も否定していない。そのことは、当時、「朝鮮総督府」財務局長を勤めた水田直昌が「もっとも悪かったのは人間を奪ったことだ。日本では石炭を掘る人が必要だった。5,000 万トンの石炭を掘らないといけなかったが、その 60%を朝鮮人が掘り、南洋群島での港湾築造と軍港建設も朝鮮人にやらせた。ところで、軍事機密ということで、どこへ行ったのか、死んだのか、生きているのか、連絡してくれなかったため知らずにいた。……人間というものを戦争のいけにえに供した」と述懐していることによっても明らかである。

「朝鮮総督府」は「戦時労力動員計画」による「人力供出」の「斡旋要綱」にもとづいて、「総督府」内に「朝鮮労務協会」本部を、各道には支部、府、郡、島にはそれぞれ分会を置くなど、その組織網

をくもの巣のように張りめぐらし、朝鮮人青壮年を大々的に強制連行した。1939 年には「募集」、1942 年からは「官斡旋」の名で連行した。「募集」は自由意思によるものではなく、徹頭徹尾官・軍権による「強制連行」――「奴隷狩り」であり、「官斡旋」とは軍事力のより積極的な介入による「奴隷狩り」であった。

かれらはさらに、侵略戦争末期、急増する労働力の需要をまかなうため、「徴用令」を公布した。その歴史的背景について日本当局は、急激に増大する労働力確保のためには、従前のような「斡旋」という生ぬるい方法では円滑な遂行が到底不可能であった、と指摘している。

「徴用令」は、誘拐式「人力供出」である「募集」や「官斡旋」などのベールをかなぐり捨てたむきだしの「強制連行」であった。

福岡県北九州市八幡区に住んでいた朴尚鎮(パクサンジン)はつぎのように語っている。「家で寝ているときに襲われて引っ張っていかれた話などを聞いていたので、1 年間あまり晩になると山に入りムシロ 1 枚で隠れて寝ていましたが、ある日発見されてしまいました。家にやってきたのは面事務所の役員と警官で、佐賀の炭鉱労務係の 3 人も一緒でした。無理矢理に面事務所に連れて行き『お前は徴用になったので日本に行かなくてはならない。2 年間だけ真面目に働けば必ず帰してやる』と言いました。もう仕方がないと思って連れて行かれましたが、釜山では 200 人程度集められていました。1943 年のことです」(『月刊朝鮮資料』1974 年 9 月号)。

朝鮮人強制連行は、日本の国家権力が直接関与した国家的犯罪で、官辺筋の資料によっても、日本列島をはじめ満州とその他の占領地域で強制労働を強いられた朝鮮人青壮年の数は実に 840 万余名に達するが、これは当時の青壮年労働力のほとんどが強制連行されたこ

とになる。一民族の青壮年労働力のほとんど全部を強制連行したのは、世界史上例のない反人倫的犯罪で、ナチス・ドイツのユダヤ民族抹殺政策に比肩しうる朝鮮民族抹殺政策であった。

日本の強制労働政策は古代社会の奴隷制に勝るとも劣らぬ苛酷なものであった。かれらが強いた奴隷労働の苛酷さは、なによりも、業者が朝鮮人労働者を生殺与奪の権をもって虐待、酷使したことにある。このことについて長崎の元三菱狭間炭鉱労務係は、「労務担当者は事実上生殺与奪の権を握って労働者に君臨した。炭鉱で労務係には右翼暴力団出、職業軍人、刑事出の輩が多いのがありふれた現象だった。強制連行労働者に対する労務管理対策は、こうした伝統的暴力装置と『国策遂行』『皇国臣民化』という名分に独立思想をいだく者たちの摘発という要素が加わってその特別な性格をいっそう強めようとして樹立されたのであり、この大義名分があれば肉体的



朝鮮人徴用工の労働現場

拷問はもとより虐殺さえ合法化されたのである」と証言している。

強制連行された朝鮮人はすべて「納屋」「飯場」「寮」などと呼ばれる「死の収容所」に入れられた。いったんそこに入れられると、抜け出すことはまず不可能だった。過酷な奴隷労働に堪えられず脱走して捕まった朝鮮人には想像を絶するリンチが加えられた。高知県朝鮮人強制連行真相調査団の報告書には、長沢ダム工事現場から脱走した朝鮮人 3 名に対する警察の拷問について、「警察署の事務所に引っ張っていって真っ赤に焼けたストーブの前で逃げられないよう 3 名の腰を針金でくくり、ズボンを脱がせて男根を紐で引っ張る。するとストーブに触れる。それを面白そうに見ていた警官は悲鳴をあげる 3 人をそのまま留置場に投げ入れる。つぎの日は水道の蛇口にホースをつけ、きのうの晩は熱かったろうが、今日は冷やしてやると言って、留置場が水に漬かるまで水を浴びせた」と記されている。

奴隷労働の苛酷さはそれが徹底した無報酬強制労働であったところにも現れていた。日本当局者は、表向きは賃金を支払うとしていたが、実際にはまるで支払わなかった。現在、新義州市瓦耳（ワイ）洞に住むゆ兪福東（ユボクトン）老は、1941 年 7 月から 1946 年 2 月まで南洋群島のある島の「海軍作業団」に引っ張られていって働かされ、九死に一生を得た生存者の一人で、つぎのように証言している。「日本人は、毎月 120 円を支払うが、そのうち 50 円は横須賀郵便局に貯金し（もちろん貯金通帳などはくれなかった）、50 円は国もとに送金してやると言った（送金証書はもらったことがない）。そして 10 円はいろいろな税金として納め、10 円は本人にやるといった。その 10 円すらも食費だの宿泊代だのと言ってとられ、結局借金だけ

が残った。あとで知ったが、貯金とか送金とかは全くのウソだった。

わたしたちは帰国の途中、横須賀に立ち寄って、毎月 50 円ずつ貯金したカネを引き出そうとした。ところが郵便局には 1 銭も預金されていなかった。帰郷してみると月づき 50 円送金したというのもウソだった。日本人は 5 年間に一ぺんも家に送金しなかった」（『労働新聞』1991 年 10 月 20 日）

この証言は、日本人が朝鮮人をどのように収奪したかの一端を示している。

奴隷労働の過酷さはつぎに、甚だしい民族差別政策、人種主義政策の面にも見られる。日本当局は、日本人労働者がいやがる重労働や有害労働、危険を伴う労働にはおしなべて朝鮮人を使った。

つぎの資料は、日本の朝鮮民族差別政策の一端を示している。

高知県「知事引継書」によると、戦争中に「捕虜になったトルコ人、スペイン人の通帳には毎月特配として、白人には砂糖 1･5 斤、食用油 5 合、牛肉 300 匁、小麦粉 500 匁などを供給したが、朝鮮人には特配しなかった」（『朝鮮人強制連行真相調査団』全国交流集会資料第 1 巻 8 ページ）。

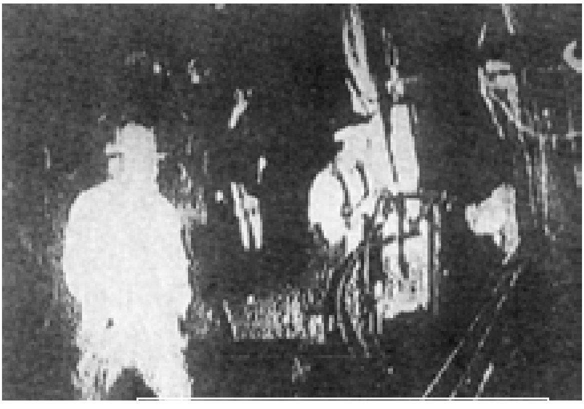
奴隷労働の苛酷さはさらに、朝鮮人を生きた労働力としてではなく、戦時消耗品として扱ったところにも現れている。強制連行された朝鮮人にろくに衣食をあてがわず正常の休息も許さずさんざんこき使ったあげく、労働力を喪失すると、廃人だとして生き埋めにしたり、焼き殺したりすることもためらわなかった。

こうした奴隷労働は果てしない人力消耗の過程、集団的虐殺の連続過程であった。強制連行された朝鮮人は虐待とリンチ、労働災害

などさまざまな原因によって絶え間なく死んでいった。長崎港沖の死の島、生き地獄として知られた端島の炭鉱で発見された「死亡診断書」と「火葬認許下付申請書」によると、ほとんどの死亡原因が打撲傷と内臓破裂である。これは強制連行された人たちが日本人に撲殺されたか、労働災害で死亡したことを物語っている。

1936年1月25日、ある炭鉱の坑内で火災が起きたとき、消火のためと称して坑口を塞ぎ、25名の朝鮮人を焼死ないし窒息死させた。現在まで明るみに出された調査資料ではこのようにして死んだ朝鮮人が、1940～1944年に実に6万余名に達している（『強制連行・蔑視と虐待の現場』2ページ、朝鮮問題研究所1990年）。

朝鮮人はまた、侵略戦争に狩り出されて集団的に殺害された。これについて「朝鮮総督府」当局者は、「1941年9月以降、海軍の要求に基づき南方における緊急土木作業に従事させるため、海軍愛国作業団として3万2,248人を斡旋送出したのを最多とし、陸軍の要求で主なものとしては、北部軍経理部要員7,061人、捕虜監視要員



日本の炭坑で働く朝鮮人労働者

3, 223 人、運輸部要員 1, 320 人だった。そのほか、朝鮮内はもとより、内地、満州、中国および南洋方面に多数の要員を斡旋送出した。そして現在までの戦闘による死亡者は 2, 142 人であるが、タラワ、マキンの 2 島だけでも犠牲者は 1, 200 人、行方不明者 735 人を出した」と述べている。

ここに示された数字が日本側のごく控え目な公表数字であることは、例えば、タラワ島で死んだ朝鮮人が 1, 500 名だったことから考えても推測できるであろう。

日本軍は強制連行した朝鮮人を酷使したあげく、「軍機」の漏洩を防止するとして集団殺害を敢えてした。日本官辺筋の資料によると、千島列島で 5, 000 名（ウルップ島では 2, 500 名）、そして松代の大本営防空壕建設場で 500 名余が殺害されているが、これは「軍機」の名のもとにおこなわれた集団殺人の氷山の一角にすぎない。苛酷な奴隷労働によって生命を奪われた朝鮮人は数えきれないほど多いのである。

日本帝国主義の強制連行および奴隷労働政策は許すべからざる反人倫的犯罪行為である。

その論拠は第 1 に、人道に関する国際法および慣例を蹂躙したことにある。「極東国際軍事裁判所条例」第 5 条Ｃ項と、「ニュルンベルク国際軍事裁判所条例」第 6 条には、戦前または戦時にあらゆる民間人に対しておこなった殺害、殲滅、奴隷化、拉致およびその他の非人道的行為は、犯罪がおこなわれた国の国内法に抵触するしないにかかわりなく、戦争犯罪であると明記されている。

第 2 にそれは、「強制労働禁止に関する条約」に反するということにある。1932 年 11 月に採択された国際労働機関の「強制労働禁



強制労働にあえぐ朝鮮少年



10 代の子供まで「少年兵」
として日本軍に徴発された

止に関する条約」を批准した日本は、サインしたインクの乾きもしないうちに条約を踏みにじった。同条約は、戦争を義務労働の理由にすることはできるが強制労働となってはならないとし、さらに、戦時義務労働に 18 歳未満、46 歳以上の男女を動員してはならないと規制している。ところが旧日本の戦時動員法には 12 歳以上 60 歳未満の男子と、12 歳以上 40 歳未満の女子の徴用を成文化して条約を公然と踏みにじった。同条約第 12 条によれば、義務労働は作業現場を往復する時間を含めて 12 か月間に 60 日を越えてはならないとされているが、日本は強制労働の期間を 2 年と規定し、それも業者の要求次第で無制限に延長できるようにした。また、同条約第 21 条には、戦争の義務労働に就く人たちに鉱山の地下労働をさせてはならないと規制されているが、1945 年 6 月末現在、連行した朝鮮人 12 万 5,000 余名を九州、北海道など日本各地の炭鉱、鉱山で坑内作業をさせた。これは日本全国鉱夫数の 31％にあたる膨大な数である。かれらは炭鉱や鉱山に朝鮮人女性も強制投入した。

以上の事実は、日本帝国主義が朝鮮人民に加えた迫害が、政治的・道徳的問題にとどまらぬ法律的責任問題であることを示している。

(3)　食人行為

食人とは文字通り人間の肉を食うということである。それは猛獣世界や悪魔の行為を扱ったホラー小説ならいざ知らず、実在の文明社会にはありえないことと一般には思われている。ところが第 2 次

世界大戦中、日本軍内部では公然と食人行為がおこなわれていたのである。

1990 年、南朝鮮の『新東亜』誌は、太平洋戦争末期（1944 年～1945 年初）における日本軍の人食いを暴露する証言記事を掲載した。それによると、日本軍はニューギニアの土民や交戦国の俘虜、土木工事などに狩り出された朝鮮人徴用工やその他のアジア人を殺してその肉を食ったのである。

ここに証言記事の一部を紹介する。

ウイムラブ（ニューギニア人、1945 年 5 月）の証言——日本兵らがやって来た。見張りが合図したので村人はみな森の中へ隠れた。日本軍の本隊は村の周辺に残り、3 人の兵士が村に入ってきた。そのうちの二人が人家からジャガイモなどの食べ物を運び出し、一人は村の奥まで入っていった。わたしは、村人たちの反撃にあって逃げて行く 3 人の日本兵を見た。ワムデムとボナそしてわたしは村人たちを助けるために走っていった。日本軍が機関銃を撃ちはじめた。ワムデムともう一人はその場で死に、ボナは森に逃げながら撃たれて死んだ。日本軍は村に 3 日いて引き揚げた。かれらが去ったあと、わたしたち村民は村に帰った。わたしはワムデムの死体を見つけた。胸や腿の肉が切り取られていた。両方の肩は裂けており、両腕もなかった。頭のてっぺんは割れていて脳みそがなかった。わたしは、日本人が煮炊きした焚き火のあとから、成人男子の腕の骨を発見した。それは灰の中にあったが、まだ肉が少しついていた。

スコット（オーストラリア軍歩兵大隊上等兵。1945 年 2 月 27 日）の証言——1945 年 2 月 12 日、わたしはグロス上等兵と一緒に、某所で活動中に死んだオーストラリア兵の死体を検視した。死体のま

わりにはナイフと弾帯がころがっていた。死体は目を覆うばかりに切り裂かれていた。手と足はそのままで、胸から足首まで全体にわたって肉が切り取られていた。右側の肋骨のあたりは肉が大きくそぎ取られていた。片方の腕の骨は切断されていた。

カーソン（オーストラリア軍中尉）の証言——オーストラリア兵 3 人が戦死した。わたしたちの部隊は、戦死者の死体を搬出せよとの命令を受けて出動した。わたしたちは戦死者の物と思われる三つの弾帯と 2 足の軍靴、2 着の軍服などを発見した。なおも捜索をつづけていくと、失綜者の一人のものと思われる頭の皮が発見された。内臓や生焼けの肉片が周囲に散らばっていた。死体がずたずたに切り裂かれ、内臓はえぐり出され、頭皮をむかれたということは、ここでなにが起こったかを如実に示して余りある。この地点から 300 ヤード離れた丸太小屋の近くでは焦げた人間の足の骨が発見された。小屋の中には料理されたと思われる腿の骨片があった。ここから少し離れた家では肉の少しついている大腿骨と肩胛骨が発見された。わたしたちはもう 1 軒の家で戦友のものと確認された首を発見した。皮はむかれており、床には背骨のかけらが散らばっていた。焦げた手首や手もあった。

ハイタム・アリ（パキスタン軍兵士）の証言——わたしは 1942 年 2 月 15 日、シンガポールで俘虜になった。わたしたち俘虜は、その地で 1 日 12 時間の過酷な苦役を強いられ、食べ物もろくにもらえなかった。毎日一人ずつ俘虜が呼び出されては殺され、日本人に肉を食われた。

わたしはその場面を自分の目で見た。日本人は当地で 100 人ほどの俘虜を食った。残りの俘虜は他の場所に移されたが、そこでも日

本人は餌食にする俘虜を物色した。選び出された者は付近の小屋に引いて行かれ、生きたまま肉を切り取られて穴に放りこまれ、死んでいった。肉を切り取られるとき被害者はすさまじい悲鳴をあげた。だが、その悲鳴も息が絶えるにつれてだんだん小さくなっていった。

朴鐘源（パクチョンウォン）（68 歳、ソウル市鐘路（チョンロ）区崇仁（スンイン）洞）の証言――1945 年 2 月 23 日、日本人が「鯨肉」だと言ってわたしに食えと投げてよこした。ところで二人の朝鮮人同僚が見当たらなかった。みんなに聞いてみたが、小島に行くのを見たとのことだった。その島へ行ってみると、二人は死んでいた。　二人とも内股の肉を刃物で切り取られ、骨がむきだしになっていた。

李仁信（リインシン）（71 歳、ソウル市道峰（トボン）区水踰（スユ）2 洞）の証言――当時、朝鮮人同僚からつぎのような話を聞いた。日本軍が缶詰めを売るというので買って食べたが、あとで、人肉を缶に詰めたものだったことがわかった。その後、日本軍が煙草を売るという話を聞いて、日本軍の防空壕に行った朝鮮人軍属が屠殺され、食われたという噂が広まった。

『ニュー・コリアタイムズ』紙は、先の朴鐘源の証言の補遺として、つぎのような記事を載せた。「1991 年 12 月 2 日におこなったかれの証言によると、1944 年 2 月、南太平洋のマーシャル群島で朝鮮人徴用工に滑走路の工事をさせていた日本軍は、米軍の空襲で補給路が断たれると、朝鮮人徴用工 2 名を殺し、鯨肉と称して食用に供し、これを知った朝鮮人が抗議するとみな殺してしまったという。日本の人食い人種にむざんに屠殺された人たちは、全羅南道麗水（リョス）出身の徴用工たちであった」（『労働新聞』1992 年 2 月 25 日）

旧日本軍の残虐行為がつぎつぎに明るみに出されているなか、オ

ーストラリアの国立公文書館と戦争博物館で、第2次世界大戦末期にニューギニア戦線の日本軍将兵が大勢の人肉を食ったことを示す100 余件の資料が発掘、公開され、世人を驚愕させた。これについて、1992 年 8 月 19 日発朝鮮中央通信はつぎのように報じた。

「報道によると、最近、オーストラリア国立公文書館で、第2次世界大戦中、日本帝国主義の残虐行為を立証する重要書類が発見されたという。オーストラリアの某大学の一助教授が約半年にわたって調査､発見した 100 件あまりの書類には､第2次世界大戦末期に、パプアニューギニア戦線の日本軍将兵が大勢の人肉を食った事実を裏づける資料が収められている。そのうちには、敵軍以外の人肉を食ってはならないと記載された日本軍の機密書類や、人肉を食うことに関してパプアニューギニア駐屯日本歩兵連隊が各部隊の指揮官に下達した極秘命令書などがあり、そのほか、オーストラリア兵が日本軍との戦闘直後に、バラバラになった戦友の遺骸を発見したという証言や、生き残った俘虜が『人食い』を目撃した証言などの記録もある。これらの資料によると、旧日本軍の『人食い』の餌食になったのは、日本軍と交戦したオーストラリア兵、土木工事などで働かされたインド人をはじめ東洋人俘虜、日本軍に非協力的と見なされたパプアニューギニアの土民など、三つのグループに分類されている」(『労働新聞』1992 年 8 月 20 日)。

日本軍の食人は、個々の将兵が戦争の渦中に起こした偶発的な出来事ではなく､日本軍によって組織的に引き起こされた犯罪であり、また、特定の戦線や南洋の1島でだけ見られたものでなく、全戦線で引き起こされた普遍的な犯罪事件である。

東京裁判は、1945 年 2 月 24 日、米軍がマニラで入手した、岡田

部隊の大隊命令を公開した。そこには、①敵の侵入に際して、爆破、焼却する機会を逸しないよう注意すること。②フィリピン人を殺すのは極力１か所に集め、弾薬と労力を節約して処分すること。死体の処理は手間がかかるので、焼却予定家屋または爆破すべき家屋に集めて処理するか、川に投げ棄てること、とあった。

このことから、日本軍が米軍の進攻とゲリラ部隊の襲撃に恐れをなし、狂気を帯びていったフィリピンの最後の戦場がどのようなものであったかが想像できるであろう。当時の状況について検事団の挙げた証拠資料には、「人肉を食ってでも最後まで戦え。ただし友軍の人肉を食った者は死刑に処す」という命令を受けた旧日本軍上等兵柳沢の口供書と、戦争中飢餓に頻した場合、土民の人肉はもちろん、土壇場には戦友の人肉を食ってでも最後まで持ちこたえよ、としたニューギニア・アイダベ日本軍支隊長の布告文などがある。

東京裁判を取材した日本人記者は、「まるで安達が原の物語が再現したような思いだった」と論評した。「安達が原の物語」とは、昔、福島県安達郡安達太良山の裾野の太平村に鬼女が住んでいて、人間を食い殺したという伝説である。

東京裁判の資料中には、マニラ湾のサンディエゴ要塞で一俘虜の手の皮をむいて、本人に食えと強要した事実もある。

人間が人間の四肢を煮て食う日本軍の食人行為は、人類の戦争史上類例のない重大な戦争犯罪であると同時に、人間が純粋の人間として存在することを否定した反人倫的犯罪である。

4　む　す　び

1948 年 11 月 12 日、東京裁判は日本のＡ級戦犯 25 名に対する判決を下した。東条をはじめ 7 名に絞首刑、木戸をはじめ 16 名には終身禁固刑、その他 2 名には有期刑の判決がそれぞれ下された。

判決にたいする、当時の各国のいくつかの反響のなかに日本の国民性についての疑念が解けなかったというものがあったが、それらはいまなお教訓的意味を持っている。マニラの『イブニング・クロニクル』紙は、1948 年 11 月 13 日の社説でつぎのように書いている。「ヒトラー、ムソリーニが死に、東条が処刑されても、他の者が彼らに代ってその地位にすわらないとの保証にはならない。侵略戦争を行なう能力は一国の指導者にあるよりもその国の国民性と彼らが住む環境のなかに発見されるものだ。日独両国民の性格を考えてみる必要がある」（『東京裁判』下 49 ページ）

マニラ 12 日発『ＡＰ通信』と『共同通信』が伝えた 12 日付けマニラの 2 大紙の社説には、つぎのような論評がある。『クロニクル』（フィリピン人経営）――「こんどの裁判は征服者による裁判であった。しかし、征服者は米国でもソ連でも、また中国でもなかった。真の征服者は自由と正義と人道であった」（同上）　『マニラ・プレシング』（米系新聞）――「東条は、彼が犯した罪は戦争に負けたことだけにあると考えている。そして彼はそのために後悔しているのだ。しかし日本人は彼と同じ考え方をしているのだろうか。戦争を計画し実行することは、真に極刑に値するということが裁判の背後

にある思想だということが人々の心に印象づけられるには、まだ徹底を欠くうらみがある」（同上 50 ページ）

日本の国民性に疑念を呈した上記 2 紙の論評は、決して穏当を欠くものとはいえない。戦後 50 年が経過した今日の時点から見ても、東京裁判直後に発表されたこれらの社説は、正鵠を得ているといえる。東京裁判は被告 25 名を対象としたものではあったが、同時に、積極的、消極的にかかわりなく、かれらの「国策」を支持、追随した国民一般にも強い反省を促すものであった。ところで、今日、少なからぬ当局者が過去の侵略と戦争政策を「反省」し、「謝罪」するとしているが、これはたてまえで、その実、歴史的犯罪を正当化し、粉飾する言動はあとをたたず、加えて、一部の日本国民がかれらに同調している。

日本が戦後 50 余年の経過した今日にいたるまで、朝鮮を植民地支配し、朝鮮人民にはかり知れない災厄をもたらしたこと[注]に補償はもとより謝罪すらしていないのは、そのような姿勢の現れである。

〔注〕　日本は朝鮮から米は毎年 1,000 万石以上、ダイズは 1929 年に 170 万 9,000 石、綿花は 1911～1942 年に 10 億斤（60 万トン）、朝鮮牛は 1921～1930 年に 57 万 8,920 頭、海産物は 1910～1920 年に 268 万 8,880 トン（毎年 200～300 匹のクジラも奪っていったが、この数字は含まれていない）、木材は 1931～1943 年に 3,000 万立方メートルを略奪していった。

かれらは「皇国臣民化」政策のもとに朝鮮人民に「創氏改名（日本人風に姓名を変えること）」「神社参拝」、日本語を「国

語」とすることなどを強制した。

日本は第2次世界大戦中に占領した東南アジア諸国と戦後国交を結んだが、現在もこれらの国では日本を相手どる賠償問題が提起されている。「従軍慰安婦」被害者への賠償要求はその代表的な例である。1958年、日本と個別に平和条約と賠償協定を結んだインドネシアでは、1995年末現在、旧「従軍慰安婦」1万6,880名が調査、登録され、賠償が求められている。インドネシア以外の国ぐにでも同様な問題が提起されている[注]。

〔注〕　日本当局者は、サンフランシスコ講和条約と、それにもとづいて被害国と個別に結んだ2国間条約や共同声明などによって「従軍慰安婦」に対する国家的責任も法的補償もすでに解決済みと主張しているが、実際はそうでない。国際条約の拘束力の見地からすれば、その締約国にのみ拘束力があり、非締約国や第3国には拘束力がない。したがってサンフランシスコ講和条約に参加しなかった朝鮮、中国そして同条約を批准しなかったインドネシアは、条約上の義務を負わないのである。同条約には、戦争犯罪と関連して、日本の賠償と補償の義務が定められており、同時に日本が国家を維持しながら賠償をおこなうに足る財源が十分でない場合は、賠償を考慮するとした第14条第1項がある。この条項は、戦争で経済が破綻していた状況のもとで、巨額の賠償をすぐには払えないことを考慮に入れたものである。ともあれこの条項はあくまでも冷戦の所産であって日本を再生、再武装させ、「アジアの防壁に仕立てようとする米国

の対アジア戦略、世界制覇戦略によって策定されたものである。実際、当時米国務長官ダレスは、「賠償はしなくてもよい。武装化を急ぐのが米国の意図である」と公言している。だからといってこの条項が日本の賠償、補償の義務を免除する法的根拠とはなりえない。

1995年3月、中国外交部長は全国人民代表大会で、中日共同声明に明記された財産請求権の放棄とは、国家間の戦争賠償を放棄したものであって、「個人の財産まで含まれているのではない」とし、民間賠償を要求する人民の動きを抑える必要はない、と言明した。

1996年4月6日、国連人権委員会第52回会議（ジュネーブ）で「従軍慰安婦」問題が討議されることになったとき、日本は米国務長官に書簡を送り、日本の立場を支持してくれるよう要請したが、米国は「『法的に解決済み』との見解を強調し、優先視するのはなぜか」と反問し、日本を非難した（『労働新聞』1996年4月26日）。

以上は、日本が過去の犯罪を誠実に認めず、清算しなかったことから生じた必然的結果である。日本がそうした態度にしがみついているのは、戦後も軍国主義が一掃されず再び頭をもたげていることにその根本原因がある。

これは、ドイツとは実に対照的である。戦後、ドイツはナチズムを犯罪と認めてそれとの絶縁を宣言し、被害者に誠意ある補償をおこない、いまなおつづけている。ドイツには数次の改正を経た戦争犠牲者援護法があり、国籍と軍人、民間人の別なく戦争犠牲者を援

護している。

1951年9月、ドイツのアデナウアー首相は連邦議会で、「ドイツ民族は、ユダヤ人に対する犯罪を大多数が憎悪しており、犯罪に関与しなかったとはいえ、同じドイツ民族として、それに対し道徳的・物質的補償の義務を負っている」と声明を発表した。この声明にもとづいて1952年9月、西ドイツはイスラエルに30億マルク、対独物的賠償要求ユダヤ人会議に4億5,000万マルクを15年間にわたって分割支払いをするというルクセンブルグ協定をイスラエルとのあいだに結んだ。

その後、1959年にノルウェー、デンマークと、1960年にギリシア、フランス、ベルギーと、1961年にイギリス、スイスと、1964年にはスウェーデンなどと、合計12か国の西欧諸国との間にナチズムによる犠牲者のための補償協定を結んだ。さらに東欧諸国とは1969年以降協定を結ぶことにした。

以上は、ナチス・ドイツの犯罪行為を道徳的につぐなうという意味での補償である。実際、これとは別個に、被害国への加害国の賠償に関する「ロンドン協定」(1953年2月)によって、ドイツには合計32か国への賠償義務が課されているのである。

「ルクセンブルグ協定」と「ロンドン協定」による経済的負担は戦後の西ドイツにおいて非常に大きなものではあったが、これに積極的に応じ、現在も義務をりっぱに履行して国際的信義をかちえている。このようにして西ドイツ政府は1986年まですでに770億マルクを支払い、2000年までは1,026億5,300万マルクを支払うことにしている。ほかにも西ドイツ政府は、世界ユダヤ人評議会と協定を結び、1952年、ユダヤ人生存者とその家族に480億ドルを支払って

いる。

その間、西ドイツ民間企業への補償請求運動もつづけられ、ファベングループ、ＡＥＧ、ジーメンス、レイネ、メダルの 5 社は、1 万 4, 878 名のユダヤ人労働者に 5, 193 万マルクを支払い、フリックコンツェルンは 500 万マルクを「ドイツに物質的損害の弁償を要求するユダヤ人会議」（本部ニューヨーク）に支払い、最後にベンツ社も 2, 000 万マルクをユダヤ人協会をはじめベルギーなどの赤十字社に寄付した。このように西ドイツでは、政府、企業、民間の別なく戦後処理に誠実に対応している。

日本でも戦後処理に関する立法措置が取られた。「戦傷病者戦没者遺族等援護法」「旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律」「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」「戦没者等の父母に対する特別給付金支給法」など 10 余種がある。このような種々の戦後処理立法に沿って、日本では年間約 2 兆円の金額が支払われている。ところで旧軍人にはかなり多くの金額が支給されている（1986 年の旧軍人への支給額は 1 兆 6, 000 億円）反面、民間人にはわずかしか支給されておらず、それさえ日本人に限っているのである。戦中に「日本国民」「天皇の赤子」として引かれていった軍人、軍属や強制連行、徴用などによって奴隷労働を強いられた朝鮮人その他のアジアの人民はすべて援護の対象から除外されている。

欧米諸国の戦後処理立法が、国籍や民族の差別条項を設定していないことと照らしあわせて見るとき、日本の場合は、たしかに軍国主義的、国粋主義的な戦後処理立法といわざるをえない。これは旧日本の戦争犯罪を認めも自覚もしていない現日本当局者の姿勢の現れである。かれらのこのような醜悪な態度の根源は、ドイツとは対

照的に軍国主義を一掃することなく、その「伝統性」と「正統性」を守り抜こうとしていることにある。

このような観点は歴史認識上、過去の植民地支配を合法化し、軍国主義を粉飾する発言によく現れている。第 2 次「日韓会談」（1953 年 10 月 6 日～10 月 21 日の際、日本側首席代表久保田は「36 年間にわたった日本の植民地統治は韓国の近代化に有益な面も多い」「サンフランシスコ講和条約が成立する前に韓国が日本から独立したのは国際法違反である」と公言して世人を驚愕させ、会談を決裂に導いた。その後、第 7 次「日韓会談」で日本側首席代表高杉は、「日本が朝鮮に対する過去の統治に対し謝罪せよとの話があるとはいえ、日本として言うべきことがないのではない。日本側は明らかに朝鮮を支配した。しかし日本はよいことをしようとし、朝鮮をよりよくしようとしたのである。日本の努力は結局戦争で挫折したが、20 年程もっと朝鮮を所有していたらよかったのだ」と暴言を吐いて物議をかもした。

このような見解は、表現上の違いはあるが、歴代首相の認識にも反映されている。田中角栄（在職 1972 年 7 月～1974 年 11 月）は、その戦争が「侵略であったか否か。この問題の解答は後世の歴史家の評価を待たなければならない」（1973 年 2 月 2 日、衆議院予算委員会での発言）。三木武夫（在職 1974 年 12 月～1976 年 11 月）は、「そのような戦争が再現されるべきでないから、その戦争について反省すべきである」（1976 年 1 月 30 日、衆議院予算委員会）。福田赳夫（在職 1976 年 12 月～1978 年 12 月）は、「侵略戦争か否かということについては言えないが、わたくしの認識は、（日本が）きわめて遺憾なことをしたということである」（1978 年 10 月 18 日、衆議

院予算委員会)。鈴木善幸(在職 1980 年 7 月～1982 年 11 月)は、「過去の日本の行為と関連して、わたくしは深刻に反省すべきだと考え、また、いま反省している。わたくしはこの責任を痛感し反省するとはいえ、要は日本の真しな行動と今後の実践を見るべきである」(1982 年 9 月 14 日、参議院決算委員会)。中曽根康弘(在職 1982 年 11 月～1987 年 11 月)は、「わたくしは、いわゆる太平洋戦争、大東亜戦争が必ずしも必要な戦争でなく、間違った戦争であったと言った」(1985 年 10 月 29 日、衆議院予算委員会)。竹下登(在職 1987 年 11 月～1989 年 6 月)は、「わたくし個人の知識の範囲から見るとき、わたくしは学問的にこの戦争について全体的な定義をくだすのは非常にむずかしいと認める。……それを侵略戦争と認めることについて、わたくしはそれが後世の歴史家が評価すべき問題だと見ている」(1989 年 2 月 18 日、衆議院予算委員会)。海部俊樹(在職 1989 年 8 月～1991 年 11 月)は、太平洋戦争に関して、あなたはそれが日本が起こした侵略戦争であったと認めるのかという質問に答えて、「わたくしはそのような認識を持っている」……「過去の歴史を反省すべきである。あなたが言った、日本が犯した過ちについてわたくしは率直に謝罪しようと思う」　(1990 年 5 月 17 日、衆議院予算委員会)と述べた。宮沢喜一(在職 1991 年 11 月～1993 年 7 月)は、「われわれは過去に戦争を通して、隣の国ぐにの国民に大きな被害を与えた。これは事実である。わが国の過去の行為について侵略的な事実を否定できない」(1992 年 1 月 29 日、衆議院総会)。細川護熙(在職 1993 年 8 月～1994 年 4 月)は、「わたくしは太平洋戦争が侵略戦争であり、間違った戦争であると認める」(1993 年 8 月 10 日、首相官邸での最初の記者会見)、「過去、日本の侵略行為と植民

地統治が多くの人びとに耐え難い苦痛をもたらしたことについて、わたくしはいま一度深く反省し、謝罪する」（1993 年 8 月 23 日、衆議院総会)。羽田孜（在職 1994 年 4 月～1994 年 6 月）は、「『侵略戦争』をなぜ『侵略行為』といえないのか？」「しかし結果ははかり知れない苦痛をもたらしたのだから、わたくしはこれについて反省し、謝罪する。同時にこのようなことが再現しないようにすることを誓う。なぜ、それほどまでに単語にこだわるのか？」（1994 年 5 月 24 日、衆議院予算委員会)。村山富市（在職 1994 年 6 月～1996 年 1 月）は、「わたくしが施政方針演説で指摘したように、わたくしは、わが国の侵略行為と植民地統治等によって数多くの人びとにははかり知れない苦痛をもたらしたことについて新たに認識し、深刻に反省する立場に立って、不戦の決意で世界の平和を築くことに力を注ぐことが大切であると認める」（1994 年 7 月 21 日、衆議院総会)、「わが国は過去の一時期、国是を誤って定め戦争の道を進むことによって、国民を生死存亡の危地に陥れた。植民地統治と侵略は、多くの国ぐに、とくにアジア各国の人民に大きな損失と苦痛をもたらした。……わたくしはいま一度深刻に反省し、心から謝罪の意を表する」（1995 年 8 月 15 日、首相官邸における記者会見）と語っている。

以上列挙した、旧日本の侵略戦争と植民地支配および、それにともなう諸国民の不幸と苦痛に対する歴代首相の歴史認識は、おおよそ二つに分けることができる。その一つは、侵略戦争の罪状についてあやふやな態度をとっており（本質において侵略戦争を肯定している)、もう一つは、侵略戦争と植民地支配を「反省」し「謝罪」はしているが、被害国人民の不幸と苦痛、損害に対する補償について

は極力口を閉ざしている。結局のところ両者は、軍国主義史観から抜けきれずにいる点で共通している。このことは、1995年6月9日、衆議院で通過した「戦後50年国会決議」がよく示している。それは、世界近代史の無数の植民地統治と侵略行為に思いを致すとき、日本の行為が他国人民とりわけアジア各国の人民にもたらした苦痛を認識し、深刻に反省すべきである、と言及したことにとどまり、謝罪と補償、戦争放棄の公約を回避し、「歴史観の相違を乗り越えて」といった奇怪な文句を入れた「不戦決議」であった。日本当局はこんなにも狡猾である。

米国の『ニューヨーク・タイムズ』は「決議は心からの謝罪というよりも、巧みに言い繕った曖昧さの勝利であり、周辺諸国を納得させるには程遠い」と評し、さらに、謝罪という言葉は使わずに「反省」するとしているが、この用語は、日本では、子どもが宿題をやらなかった場合のような、些細な事柄などにも使われるものだと皮肉った。

1995年末、国連では国連憲章の「敵国」条項の削除をめぐって議論がたたかわされた。「敵国」条項は、国連憲章が採択されたときから長い年月がたち、その間、国際政治上多くの変化が起きたからといって、おのずから古びるものではない。「敵国」条項の削除問題は、時間的概念によって論ずべきでなく、国連憲章に「敵国」と規定されている国の過去の清算と結びついた深刻な政治的問題である。したがって過去の罪業が清算されない限り、「敵国」条項は決して古びることがないのである。

憲章に「敵国」と規定した国のうち、日本だけが、戦後半世紀を越える今日にいたるまで依然として、犯罪にみちた過去を認めも、

清算もしていない。日本は、アジアの国ぐにを侵略し反人類的大罪を犯した国である。とくに40余年にわたる朝鮮の植民地支配で、840余万名を強制労働と戦地に狩り出し、100余万名を殺害し、20万にのぼる女性を日本軍の性奴隷に供するなど全朝鮮人民にはかり知れない苦痛を与えた。戦後長い年月が経過したからといって、十分な謝罪と補償をしていない日本の罪を許せば、それは結局、朝鮮人民とアジア人民の骨身に泌みた怨恨を愚弄することとなる。とりわけ、「敵国」条項の削除問題は人類の平和と安全にかかわる深刻な政治問題である。日本はアジアの人民に犯した罪を清算していないばかりか、二度とそのような犯罪を繰り返さないという国家的公約すらしていない。そのような状況で日本の国会議員のなかからは、日本のアジア侵略を西欧の植民地からアジアを「解放」するためのものであり、したがって過去に対する謝罪は「歴史の歪曲」「日本の未来」に不幸の種をまくことになる、といった妄言が公然と吐かれている。

以上の事実から、人びとは日本が過去の罪業を反省する意志がまったくなく、今後もまたそのような犯罪を繰り返す恐れがあると懸念している。現在の段階で日本の罪を許すのは、過去の侵略と犯罪を正当化するかれらの主張を肯定し、再侵野望を助長し、世界の平和と安全を希求する国連憲章の目的と原則を阻害することになる。

ところで、ここに見すごすことのできない問題がある。それは日本が国連に多額の寄贈金を拠出していることをもって、過去の罪が許されるべきだとしていることである。しかし、それは不当な主張である。国際共同体が、日本が多額の寄贈金を拠出しているからといって、過去の犯罪をうやむやにするのを許すならば、それは結局、国連においてもカネが物を言うという悪弊を残すことになり、ひい

ては、国連の生命ともいえる正義と公正の理念を蹂躙することになる。

日本は過去を率直に反省し、真心こもる謝罪、十分な補償をすることによって、朝鮮とアジア人民の信頼をかちとるべきである。これが、今日、日本が世界と歴史に負っている政治的および道徳的義務である。

印刷＝朝鮮民主主義人民共和国
ㄱ－984114



文	教授　博士　李鍾賢
審　査	博士　元鐘珪　李明鳳
編　集	金元正
写　真	安鉄剛
表紙装丁	韓永天
翻　訳	金政仁　金竜一　安晙達
レイアウト	厳粉女